

## 第3章

# 水の適正な利用の推進

### 1 水資源開発と水供給の現状

#### (1) 河川水

##### 1) 水資源開発の現状

河川の流量が乏しく、河川の自流を水源とした安定的な水利用ができない場合には、ダムなどの水資源開発施設により水源を確保する必要がある（参考3-1-1）。

これらダムなどの水資源開発施設による開発水量のうち、都市用水の開発水量は令和3年（2021年）3月末において約192億m<sup>3</sup>/年であり、その内訳は、水道用水が約131.5億m<sup>3</sup>/年、工業用水が約60.5億m<sup>3</sup>/年となっている（図3-1-1、参考3-1-2）。

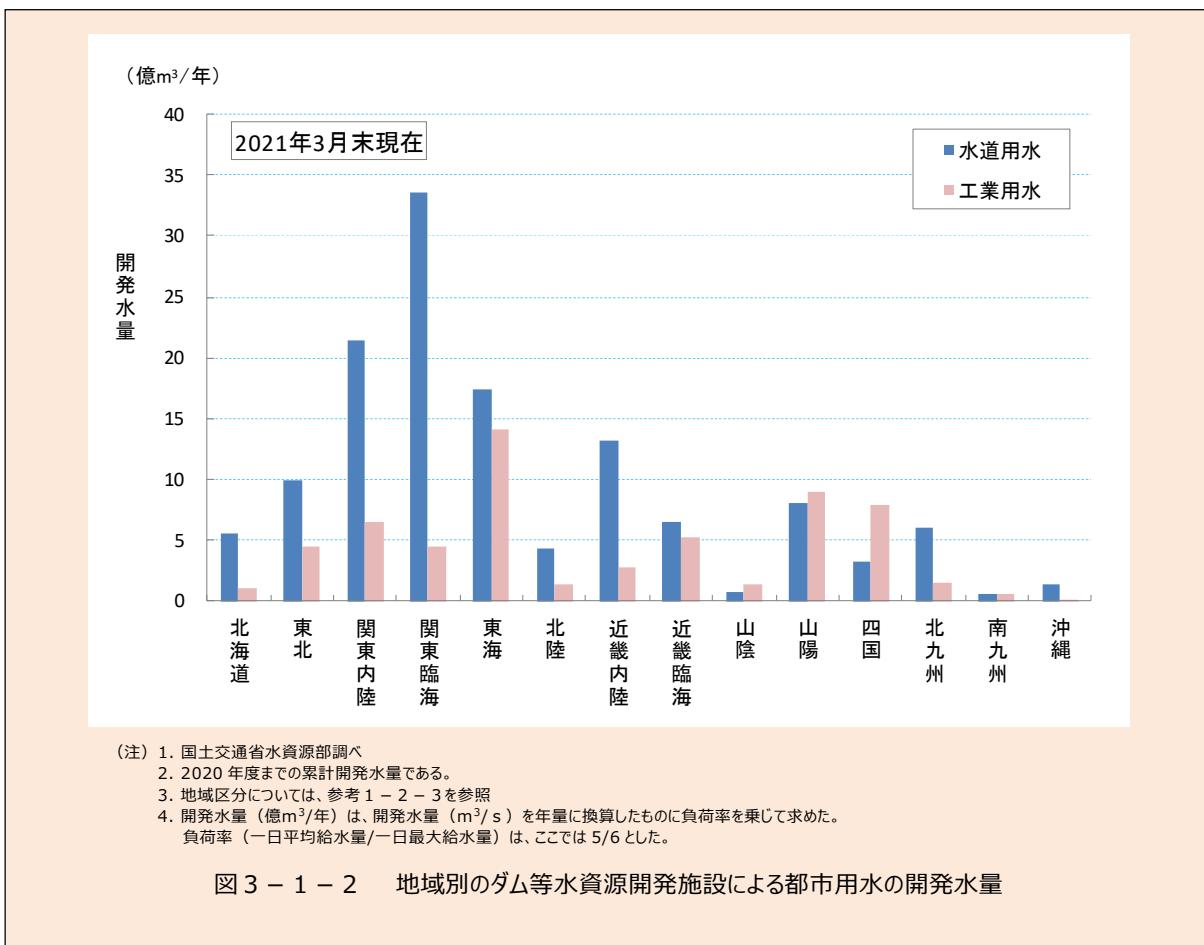
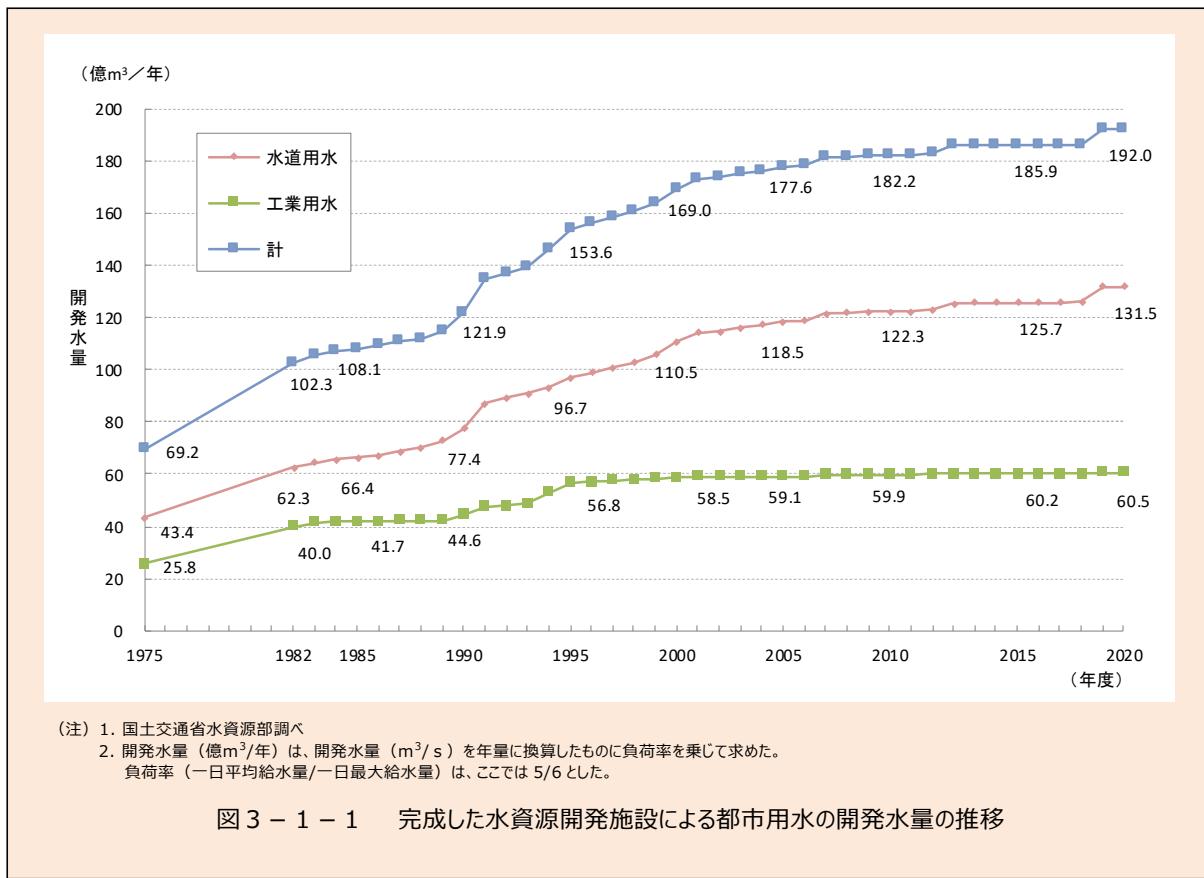
地域ごとに、ダムなどの水資源開発施設による都市用水の開発水量をみると、水道用水では関東内陸、関東臨海、東海、近畿内陸が、工業用水では東海、山陽、四国がそれぞれ大きい（図3-1-2、参考3-1-3）。

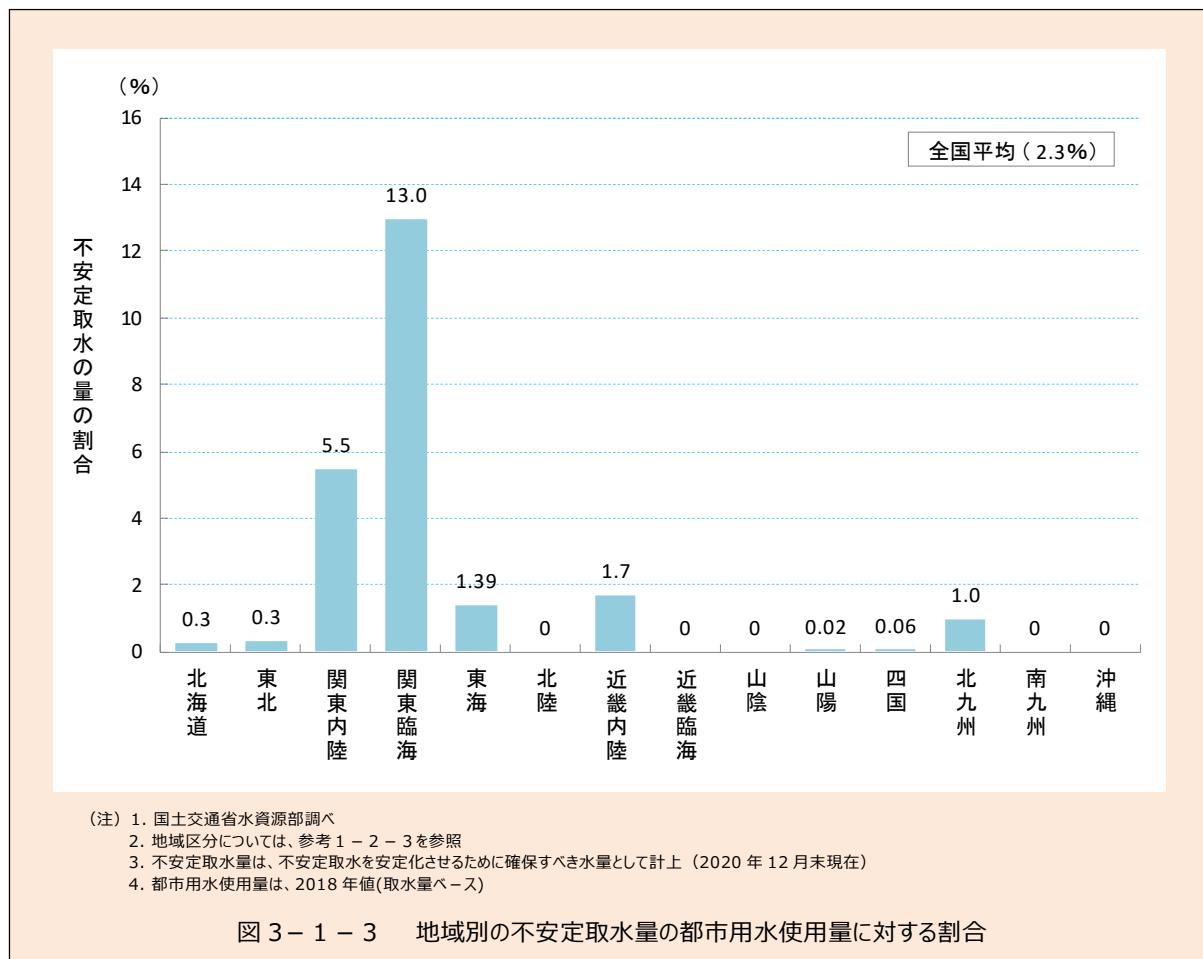
令和2年度（2020年度）に完成した都市用水又は農業用水の開発を目的とするダムなどの水資源開発施設は、全国で4施設（多目的ダム3、利水専用1）である。これらの施設による計画開発水量は、水道用水が4.4百万m<sup>3</sup>/年、工業用水がなく、農業用水が4.1百万m<sup>3</sup>/年である（参考3-1-4）。

##### 2) 不安定取水の現状

河川水を取水する場合、水資源開発施設がまだ完成していない状況でも、その緊急性等からやむを得ず取水していることがある。このような取水は、河川水が豊富なときだけしか取水できないため不安定な取水となっている。

令和2年（2020年）12月末における都市用水の不安定取水量は、全国で約8億m<sup>3</sup>/年である。不安定取水量の都市用水使用量に対する割合を地域別にみると、関東臨海が約13%と高く、これに続き関東内陸で約6%となっている（図3-1-3、参考3-1-6）。





### 3) 水資源開発促進法に基づく水資源開発の現状

昭和36年（1961年）に制定された水資源開発促進法では、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系（以下、「指定水系」という。）として指定することとされている。そして、指定水系においては、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（通称：フルプラン）を決定することとされている。

水資源開発水系は、国土交通大臣が厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び國土審議会の意見を聴いて、閣議の決定を経て指定される。また、水資源開発基本計画についても、同様の手続きを経て決定、変更される。

令和3年（2021年）3月末における指定水系は、利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系の7水系であり（図3-1-4）、利根川水系と荒川水系は2水系を1計画として、合計6つの計画が決定されている（表3-1-1）。

指定水系の流域並びに指定水系から水の供給を受ける地域（以下「フルプランエリア」という。）における人口及び製造品出荷額等が全国に占める割合は、それぞれ約52%、約46%である（図3-1-5、図3-1-6）。

表 3-1-1 各水系における水資源開発基本計画の概要

表1) 目標年度とは、水資源開発基本計画における水の用途別の需要の見通し及び供給の目標の目途として定めた年度。

(注2) 利根川水系及び荒川水系、「吉野川水系」においては、平成29年5月国土総調査会答申に基づき新たに「リスク管理型」の計画変更しており、社会経済情勢等及び水の供給の過度で生じる不確実性を踏まえ、水の用途別の需要の見通しの変更しておらず、未だ計画変更が実施されていない。

農業用水においては、目標年までに新たに必要となる需要量を算出。

（注）本表は、昭和29年5月国土工事局が実施した「全国主要河川の水害調査」の結果をもとに、各河川の水害の特徴と対応策を示したものである。また、各河川の水害の特徴と対応策を示す。

（ナマコのアヒル）アヒルの卵を食す。アヒルの卵を食す。アヒルの卵を食す。

【次以降本章未計】**ロボット工場**にて、**アーティファクト**を手に入れる方法について述べます。アーティファクトは、**アーティファクト工場**にて、**アーティファクト**を手に入れる方法について述べます。

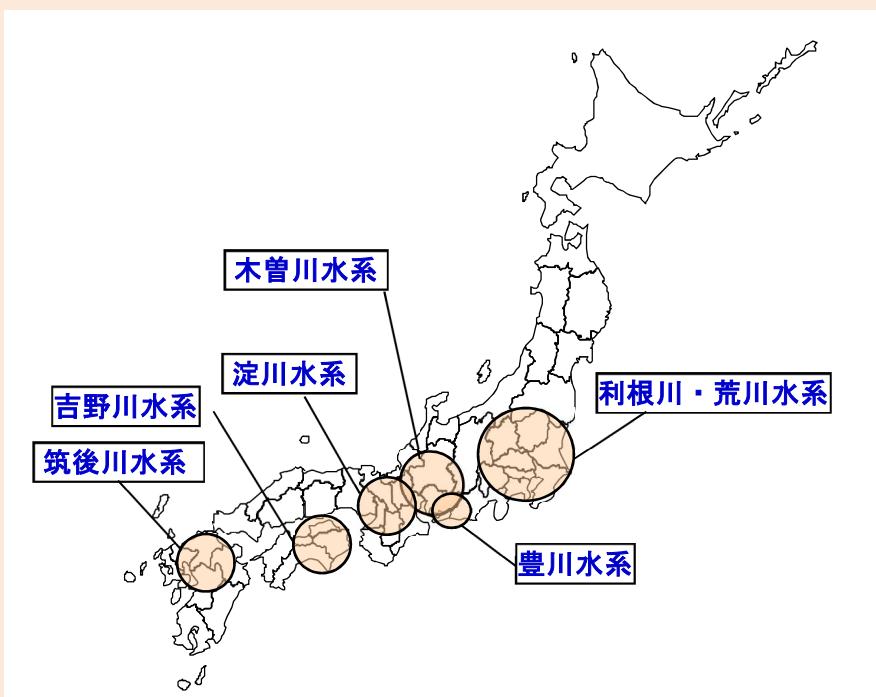
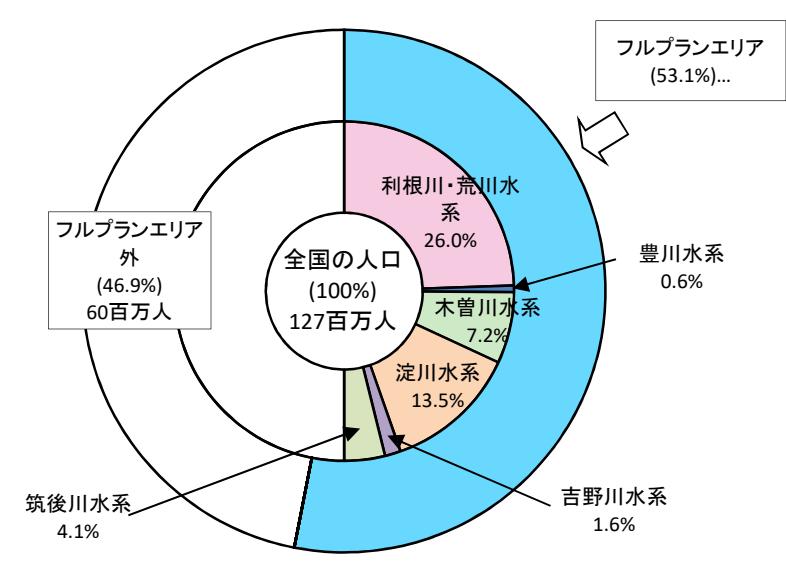
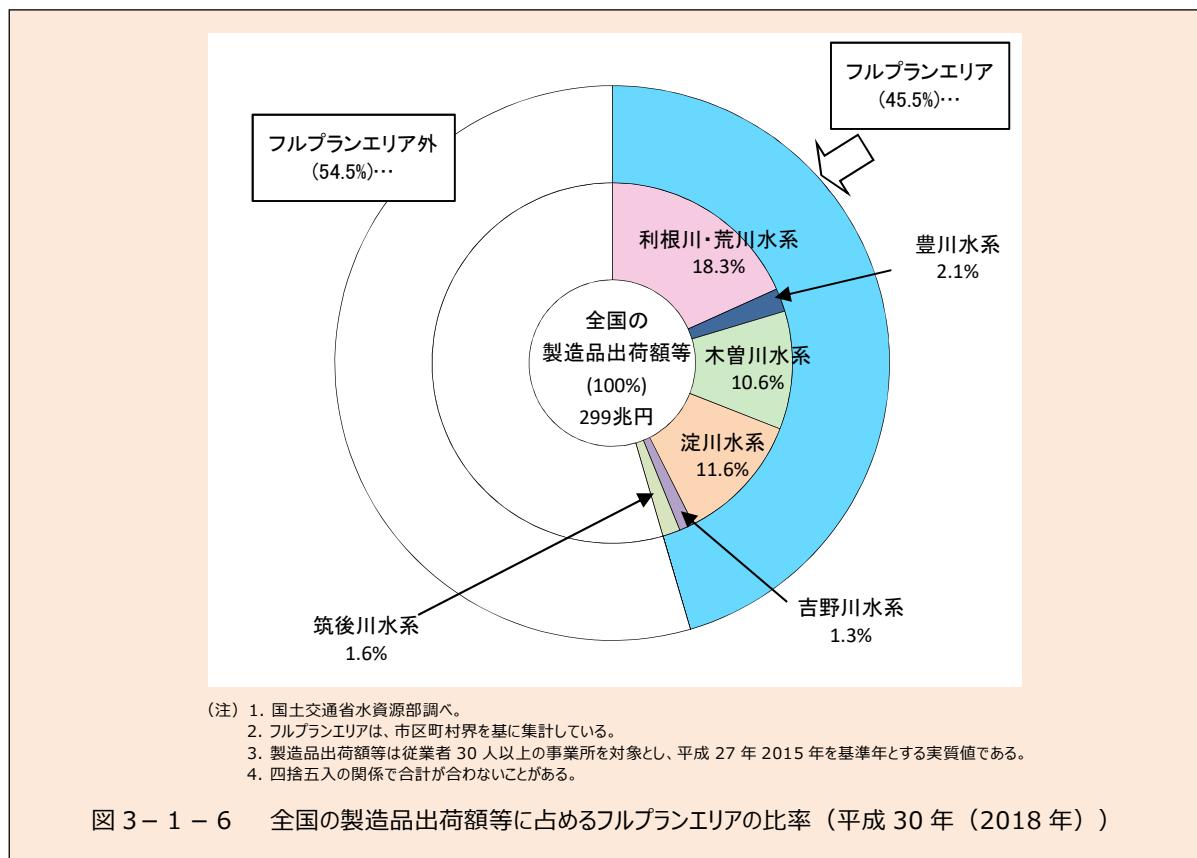


図3-1-4 水資源開発水系の位置図



(注) 1. 総務省報道資料「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）」をもとにし  
て国土交通省水資源部が集計した。  
2. フルプランエリアは、市区町村界を基に集計している。  
3. 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

図3-1-5 総人口に占めるフルプランエリアの人口の比率（令和2年（2020年））



## ① 水資源開発水系における水資源開発の現状

指定水系においては、水資源開発基本計画に基づきダム、水路等の建設事業又は改築事業を実施されてきており（参考3-1-7～13）、令和3年（2021年）3月末までに開発された水量は、7水系全体で約450 m<sup>3</sup>/sとなった。なお、現行の水資源開発基本計画に基づく事業が全て完了すると、開発水量は約457 m<sup>3</sup>/sとなる予定である（図3-1-7）。



## ② 水資源開発基本計画をめぐる最近の動き

水資源開発基本計画に基づき、半世紀以上にわたってダムや水路等の施設を整備してきた結果、水資源開発水系において予定された開発水量の確保が、おおむね達成される見込みである（図3-1-7）一方、近年、気候変動に伴う危機的な渇水、地震等の大規模災害、急速に進行する水インフラの老朽化に伴う大規模な事故など、水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している現状を踏まえ、平成27年(2015年)3月国土審議会答申「今後の水資源政策のあり方について」において、これまでの需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へ水資源政策の進化を図るべきとの提言が示された。また、平成29年(2017年)5月国土審議会答申「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方」（図3-1-8）においては、先の答申を踏まえ、水資源開発基本計画をリスク管理型の新たな計画へと抜本的に見直すことが必要であると提言された。

これら2つの答申を受け、国土交通省では全7水系6計画の水資源開発基本計画の抜本的な見直しに着手することとし、平成31年4月に吉野川水系、令和3年5月に利根川・荒川水系について、新たなリスク管理型の計画が、閣議決定を経て国土交通大臣により決定された。

この水資源開発基本計画の見直しによって、既存施設の徹底活用によるハード対策と合わせて必要なソフト対策の一体的な推進が図られ、危機時において必要な水が確保されることが期待される。

引き続き、令和3年6月より淀川水系の計画の見直しに着手しており、国土審議会水資源開発分科会淀川部会にて審議を重ねている。

残りの3水系についても、順次計画の見直しに着手していくこととしている。

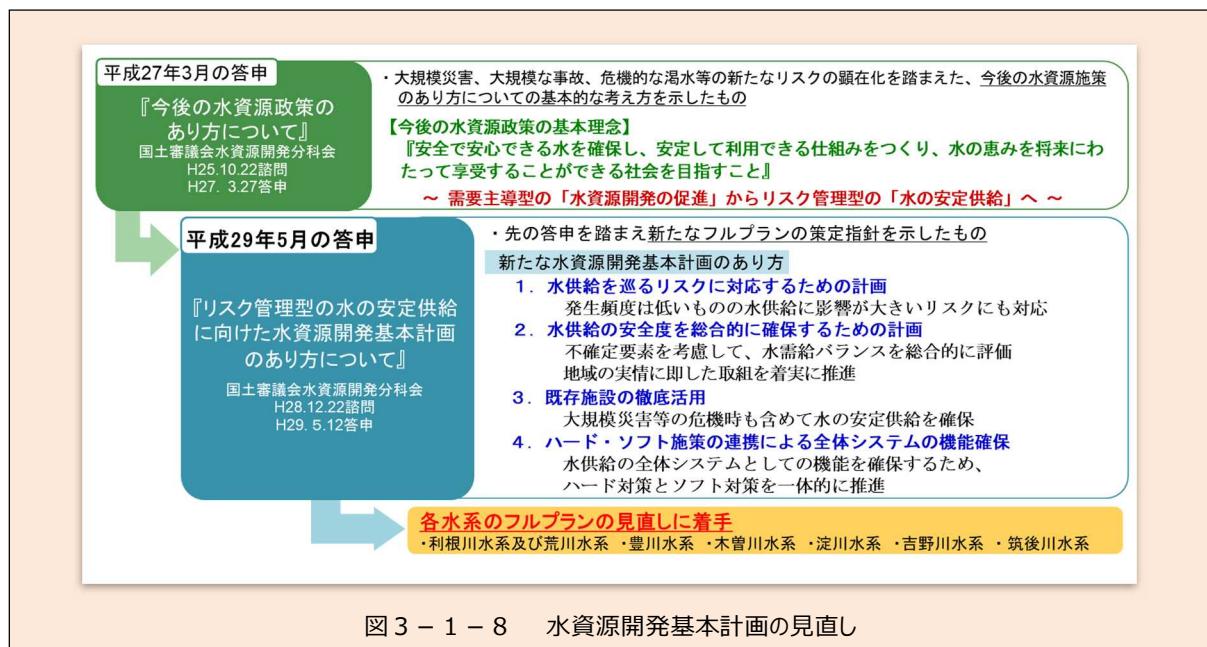
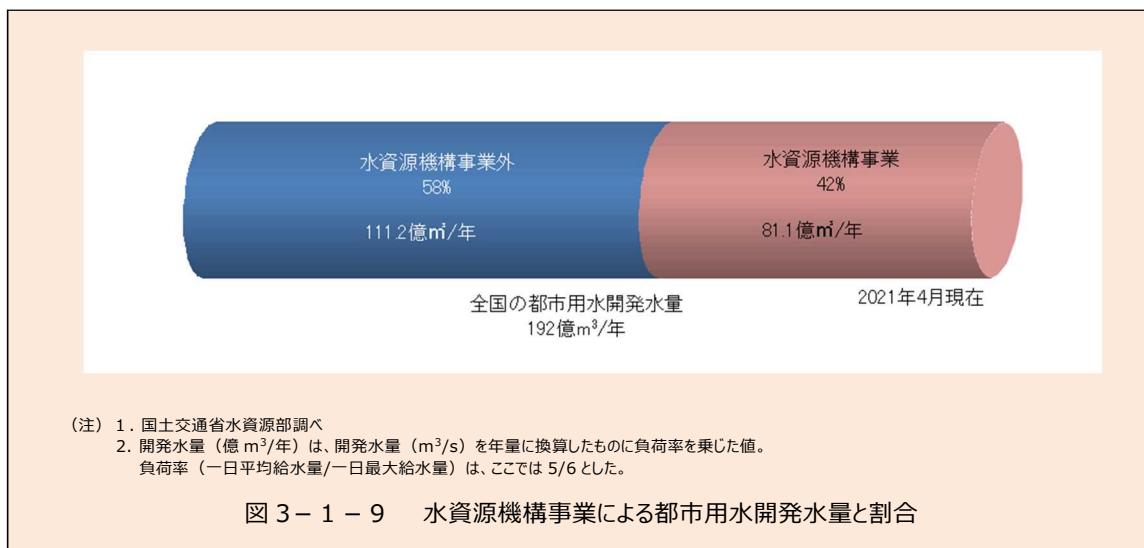


図3-1-8 水資源開発基本計画の見直し

### ③ 独立行政法人水資源機構の事業

水資源機構は、水資源開発施設の新築・改築等（新築で水の供給量を増やすものは着手済みの事業等に限る）から管理までを一貫して実施しており、令和3年（2021年）4月において、我が国の都市用水の約42%を開発している（図3-1-9）。水資源開発水系において、令和3年（2021年）4月末までに開発された全水量の約 $450\text{m}^3/\text{s}$ のうち、約83%にあたる約 $374\text{m}^3/\text{s}$ を水資源機構が開発している（参考3-1-7）（参考3-1-14）。

令和3年度（2021年度）は、ダム等建設事業7及び用水路等建設事業8事業を実施している。また、現在53の水資源開発施設（概成を含む）の管理を実施している（参考3-1-16）。



## （2）地下水

平成30年（2018年）の我が国の都市用水及び農業用水における地下水使用量は約88億m³/年と推計され、都市用水及び農業用水の全使用量約790億m³/年の約11%を占めている（参考3-1-17）。

都市用水に限ってみると、我が国における平成30年（2018年）の都市用水の取水量約255億m³/年の水源は、河川水が約196億m³/年（構成比約77%）、地下水が約59億m³/年（同約23%）となっている（表3-1-2）。

このほか、養魚用水、消流雪用水、建築物用等として、それぞれ約10億m³/年、約1億m³/年、約2億m³/年が使用されており、全地下水使用量としては約100億m³/年と推計される（図3-1-10、参考3-1-17）。

全国の地下水使用量の近年の推移をみると、生活用水はほぼ横ばいとなっているが工業用水は減少傾向にあり、都市用水全体としても減少傾向となっている（図3-1-11）。

また、地域別、用途別の地下水依存率についてみると、都市用水は関東内陸、東海、北陸、中国山陰、南九州で、農業用水は関東内陸でそれぞれ高くなっている、両者を合わせると関東内陸、東海、四国、南九州において高くなっている。特に関東内陸では全国平均の2倍程度の高い依存率となっている（図3-1-12）。

なお、地域によっては地盤沈下等の影響が確認されている（第3章3地下水の保全と利用）。

表3-1-2  
地域別の都市用水の水源別取水量（2018年）  
(単位：億m<sup>3</sup>/年)

	河川水	地下水	合計		
北海道	13.6	91.8%	1.2	8.2%	14.8
東北	20.7	81.1%	4.8	18.9%	25.5
関東	55.9	81.0%	13.1	19.0%	69.1
関東内陸	11.2	61.7%	6.9	38.3%	18.1
関東臨海	44.8	87.8%	6.2	12.2%	51.0
東海	25.8	62.5%	15.5	37.5%	41.3
北陸	4.5	52.6%	4.1	47.4%	8.6
近畿	29.3	82.1%	6.4	17.9%	35.7
近畿内陸	6.7	71.8%	2.6	28.2%	9.4
近畿臨海	22.6	85.8%	3.7	14.2%	26.3
中国	18.1	84.9%	3.2	15.1%	21.3
山陰	2.0	62.1%	1.2	37.9%	3.3
山陽	16.1	89.0%	2.0	11.0%	18.1
四国	8.2	70.1%	3.5	29.9%	11.7
九州	18.1	80.1%	4.5	19.9%	22.6
北九州	11.6	83.7%	2.2	16.3%	13.8
南九州	6.5	58.7%	4.6	41.3%	11.2
沖縄	2.0	87.1%	0.3	12.9%	2.2
全国	196.3	76.9%	59.0	23.1%	255.2

(注) 1. 国土交通省水資源部調べによる推計値  
2. 百分率表示は地域ごとの合計に対する割合

消流雪用水 1.2億m<sup>3</sup>/年 1.2%建築物用等 1.7億m<sup>3</sup>/年 1.7%養魚用水 9.7億m<sup>3</sup>/年 9.7%生活用水 30.1億m<sup>3</sup>/年 30.1%100.2億m<sup>3</sup>/年 100.0%工業用水 28.9億m<sup>3</sup>/年 28.8%農業用水 28.7億m<sup>3</sup>/年 28.6%

(注) 1. 生活用水及び工業用水（2018年の使用量）は国土交通省水資源部調べによる推計

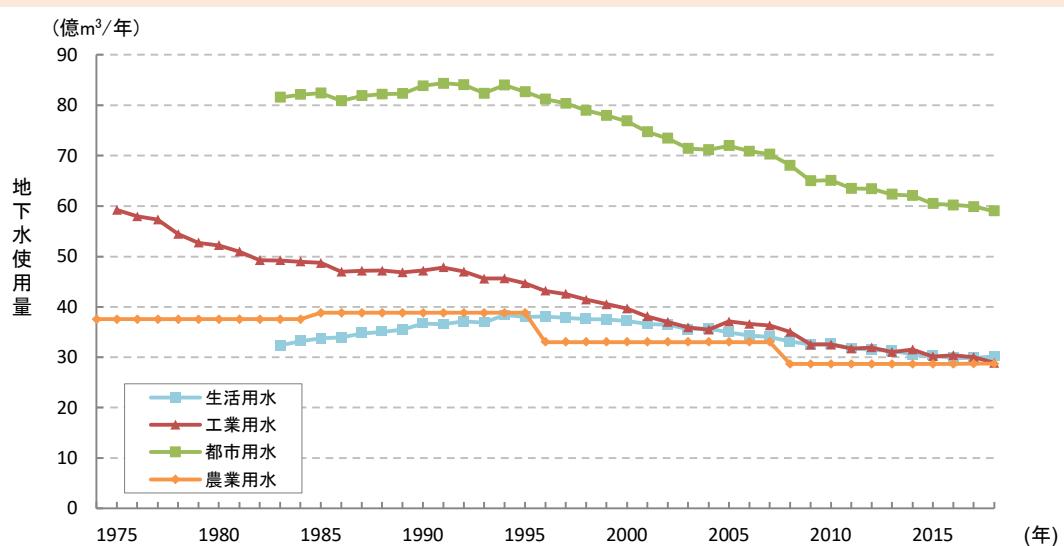
2. 農業用水は、農林水産省「第5回農業用地下水利用実態調査（2008年度調査）」による。

3. 養魚用水及び消流雪用水（2019年度の使用量）は国土交通省水資源部調べによる推計

4. 建築物用等は環境省調査によるもので、条例等による届出等により2017年度の地下水使用量の報告があった地方公共団体（18都道府県）の利用量を合計したものである。（一部2016年データを含む）

5. 四捨五入の関係で集計が合わない場合がある。

図3-1-10 地下水使用の用途別割合



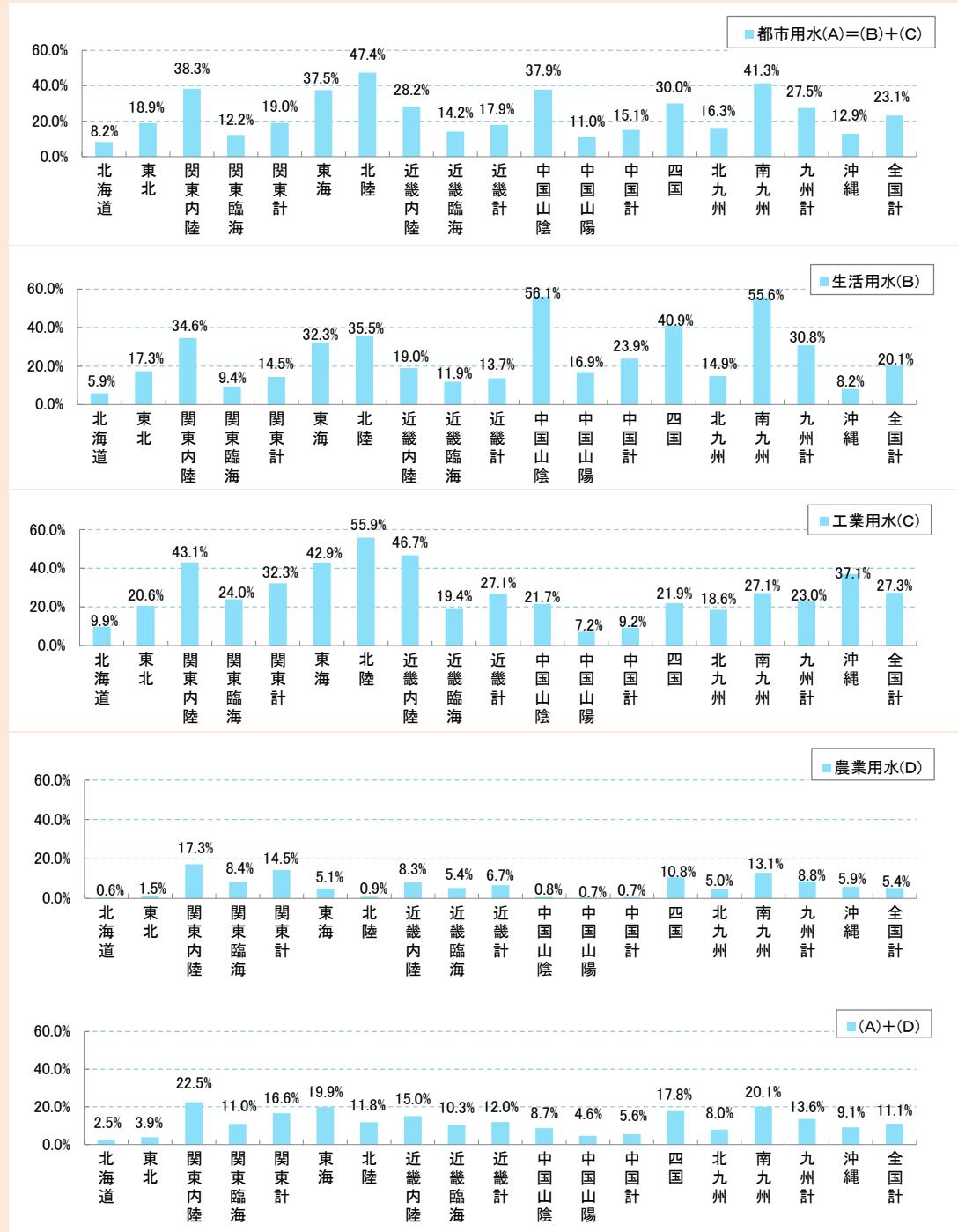
(注) 1. 国土交通省水資源部作成

2. 都市用水（生活用水及び工業用水）は、国土交通省水資源部調べによる推計量である。

3. 農業用水は、農林水産省「農業用地下水利用実態調査（1974年4月～1975年3月調査、1984年9月～1985年8月調査、1995年10月～1996年9月調査及び2008年度調査）」による。

図3-1-11 全国の地下水使用量の推移

図3-1-12 地域別の用途別地下水依存率



- (注) 1. 國土交通省水資源部調べ  
 2. 都市用水の全体使用量は2018年度の使用量より算出  
 3. 農業用水の全体使用量は國土交通省水資源部による推計値で2018年度の値である。地下水使用量は農林水産省「第5回農業用地下水利用実態調査(2008年度調査)」より算出  
 4. 地域区分については、参考1-2-3を参照

### (3) その他の水資源

#### 1) 下水・産業廃水等の再生利用の現況

水資源の有効利用及び水環境の保全等の視点から、経済性等に配慮しつつ下水処理場や農業集落排水施設において発生する処理水の再利用や産業廃水の再生利用が行われている。

下水処理水は、平成30年度（2018年度）には全国で約2,200の下水処理場から約146.4億m<sup>3</sup>/年が発生し（国土交通省下水道部調べ）、農業集落排水の処理水については、令和元年度（2019年度）には約3.3億m<sup>3</sup>/年が発生していると推計される（農林水産省調べ）。

下水処理水の再利用は、平成30年度（2018年度）において296処理場で行われており、その水量は約2.2億m<sup>3</sup>/年となっている（表3-1-3）。

表3-1-3 下水処理水の用途別再利用状況の推移

再生利用用途	再利用(万m <sup>3</sup> /年)									再利用量割合 (2018年度)	処理場数 (2018年度)
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度		
1. 水洗トイレ用水（中水道・雑用水道等）	736	728	776	761	574	844	725	800	784	3.6%	37
2. 環境用水											
1) 修景用水	5,192	5,182	4,813	4,125	5,664	4,484	4,460	4,928	5,207	23.7%	69
2) 駐車用水	453	382	542	482	392	444	405	406	370	1.7%	14
3) 河川維持用水	5,201	5,161	6,179	5,860	6,069	7,196	5,893	4,946	7,623	34.7%	14
3. 融雪用水	4,180	3,931	5,265	4,118	4,286	4,177	4,407	4,704	4,309	19.6%	33
4. 植樹帯・道路・街路・工事現場の清掃・散水	75	47	57	70	73	80	54	121	141	0.6%	158
5. 農業用水	1,645	1,585	1,164	899	1,311	1,205	1,413	1,399	1,117	5.1%	26
6. 工業用水道への供給	162	170	249	157	219	219	256	273	275	1.3%	4
7. 事業所・工場へ供給	1,556	1,552	2,088	2,186	2,079	2,070	2,151	2,453	2,112	9.6%	55
計	19,200	18,738	21,133	18,657	20,667	20,720	19,764	20,030	21,938	100.0%	296

（注）1. 国土交通省下水道部調べ  
2. 処理場数の合計は再利用用途による重複を含まない

#### 2) 雨水利用の現況

令和2年（2020年）3月末において、約12百万m<sup>3</sup>の雨水が利用されており、雨水利用施設の3,770施設において、水洗トイレや散水の用途として雨水が利用されている（国土交通省水資源部調べ）。

#### 3) 海水等の淡水化の現況

海水から塩分等を除去し淡水を得る技術が、海水淡水化技術である。この技術は、塩分や鉱物イオンが含まれる地下水等からの不純物除去にも利用されている。

既に普及・実用化されている淡水化方式として、蒸発法、逆浸透法、電気透析法がある（参考3-1-18、19）。水資源の乏しい離島等における生活用水の水源として用いられ、最近では、エネルギー消費量が他の方式に比べて少ない逆浸透法プラントが増加している。

生活用の淡水化プラントは、令和3年（2021年）3月末において、全国で約11万m<sup>3</sup>/日の造水能力となっている（国土交通省水資源部調べ）。このうち、水道用水の水源とされている海水淡水化プラントは、地域特性に応じて一日当たりの施設能力が数十～数百m<sup>3</sup>程度の小規模なものが多いが、福岡県で5万m<sup>3</sup>/日、沖縄県で4万m<sup>3</sup>/日の造水能力を有する大規模なものも供用されている（図3-1-13、参考3-1-20）。



図3-1-13 淡水化プラント

(注) 国土交通省 水資源部調べ

## (4) 水の供給事業等

### 1) 水道事業体等

#### ① 水道事業

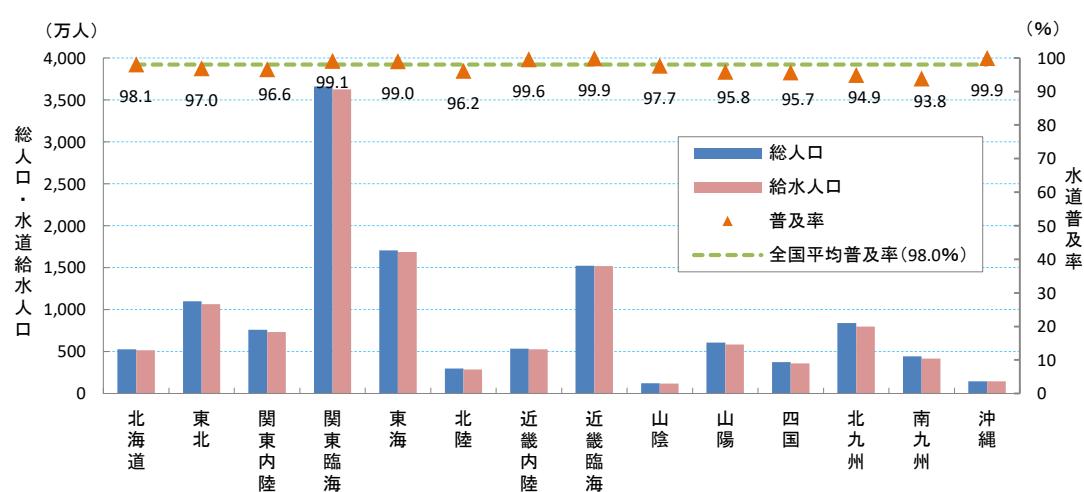
水道事業は主に市町村により経営されており、このうち、給水人口が5,000人以下であるものを特に簡易水道事業といい、それを超えるものを慣用的に上水道事業と呼んでいる。平成31年(2020年)3月末の水道事業数は全国で4,348事業、そのうち上水道事業数が1,321事業である。これ以外に、専用水道(原則として、寄宿舎、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は一日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超えるもの)が8,214ヶ所あり、近年増加している(表3-1-4)。これらの水道の平成31年(2019年)3月末における合計普及率は98.0%に達している(図3-1-14)。

なお、水道から、生活用水のほか食料品産業など一部の工業用水の用途にも供給されている(「第2章3工業用水」における工業用水使用量は、水道から供給されている分を含んでいる)。

表3-1-4 水道の種類別、経営主体別箇所数の推移

種別	経営主体	1965年度	1975年度	1985年度	1995年度	2000年度	2005年度	2010年度	2015年度	2018年度	2019年度
上水道事業	都道府県	6	10	6	6	5	5	5	5	5	5
	市	588	638	613	612	615	930	843	790	735	727
	町	718	1,007	1,123	1,153	1,160	569	500	489	485	477
	村	63	89	101	94	90	42	37	36	39	39
	組合	28	65	78	76	78	47	49	52	57	64
	私営	13	19	13	11	10	9	9	9	9	9
計		1,416	1,828	1,934	1,952	1,958	1,602	1,443	1,381	1,330	1,321
簡易水道事業	公営	8,379	8,500	8,513	8,022	7,576	6,802	5,874	4,917	2,558	2,377
	その他	5,752	4,719	2,790	1,806	1,403	992	813	712	650	650
計		14,131	13,219	11,303	9,828	8,979	7,794	6,687	5,629	3,208	3,027
合計		15,547	15,047	13,237	11,780	10,937	9,396	8,130	7,010	4,538	4,348
専用水道		3,283	3,921	4,177	4,277	3,754	7,611	7,950	8,208	8,225	8,214

(注) 公益社団法人日本水道協会「水道統計」による。



(注) 1. 公益社団法人日本水道協会「水道統計」、総務省「国勢調査」等をもとに国土交通省水資源部作成  
2. 地域区分については、参考1-2-3を参照  
3. 数字は普及率(%)

図3-1-14 地域別の総人口、水道給水人口及び水道普及率(2018年度末)

## ② 工業用水道事業

平成27年（2015年）において、工業用水の淡水補給量約26,215千m<sup>3</sup>/日のうち、工業用水道から約43%の約11,249千m<sup>3</sup>/日が供給され、最大の水源となっている（参考3-1-22）。

令和2年（2020年）3月において、工業用水道事業の事業体数は153、このうち地方自治体（企業団を含む）が事業主体になっているものは152とその大部分を占めている。給水能力は、全国で約21,200千m<sup>3</sup>/日となっている（表3-1-5）。

表3-1-5 工業用水道事業体数等

2020年3月31日現在

事業体数	地方自治体	152
	うち企業団（複数の地方公共団体で一部事務組合を組織）	10
	株式会社	1
	計	153
事業数	国庫補助1（工業用水道事業費補助）	129
	国庫補助2（産炭地域小水系用開発事業補助）	14
	単独	101
	計	240
給水能力（千m <sup>3</sup> /日）		21,200
給水先数		6,111

- （注）1. 経済産業省調べ  
 2. 事業数は工業用水道事業法上の給水開始届け出数である。  
 3. 国庫補助の事業数は、改築、災害及び汚泥処理の補助を含まない。  
 国庫補助1及び国庫補助2双方の補助を受けている事業があるため、計は一致しない。  
 4. 給水能力及び給水先数は2019年度実績値である。

## ③ 農業用水の供給

農業用水は、ダム等の貯留施設、頭首工等の河川からの取水施設、それらから導水する幹線水路等の基幹水利施設、更には場につながる末端水路等から構成される農業水利施設を通じて供給されている。

これら一連の農業水利施設の管理について、基幹水利施設は土地改良区等、各ほ場に設置される末端水路等は集落や農家がそれぞれ行っている。令和2年（2020年）3月末の全国の土地改良区は4,403地区となっている（農林水産省調べ）。

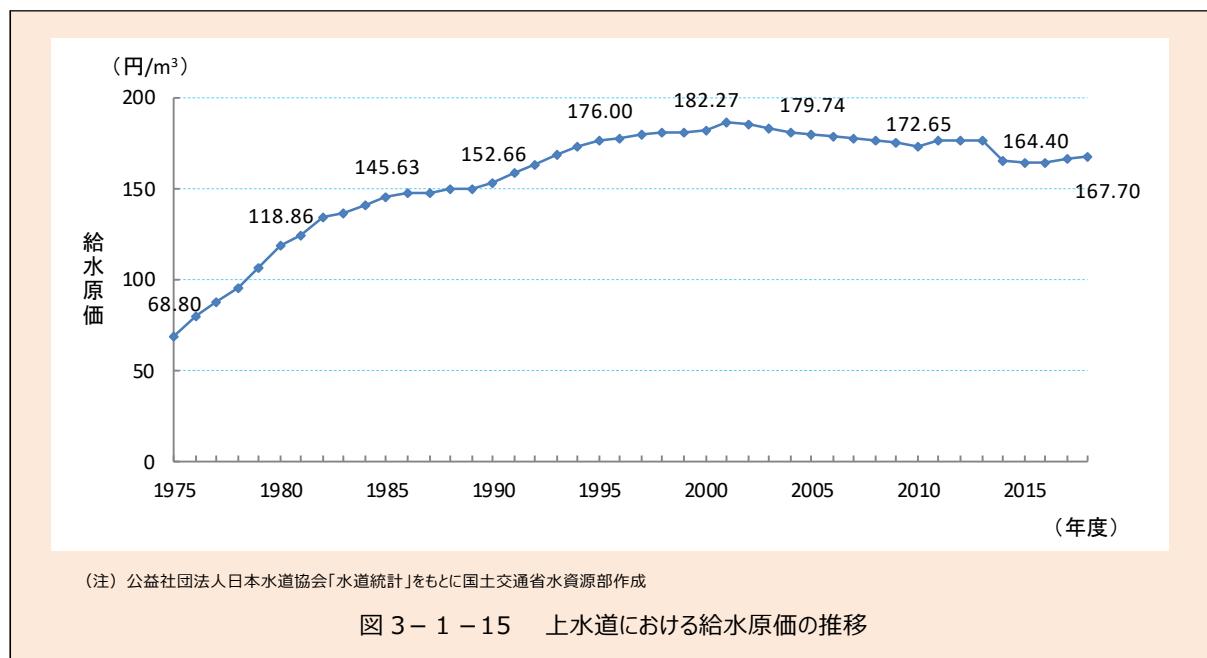
## 2) 水の価格

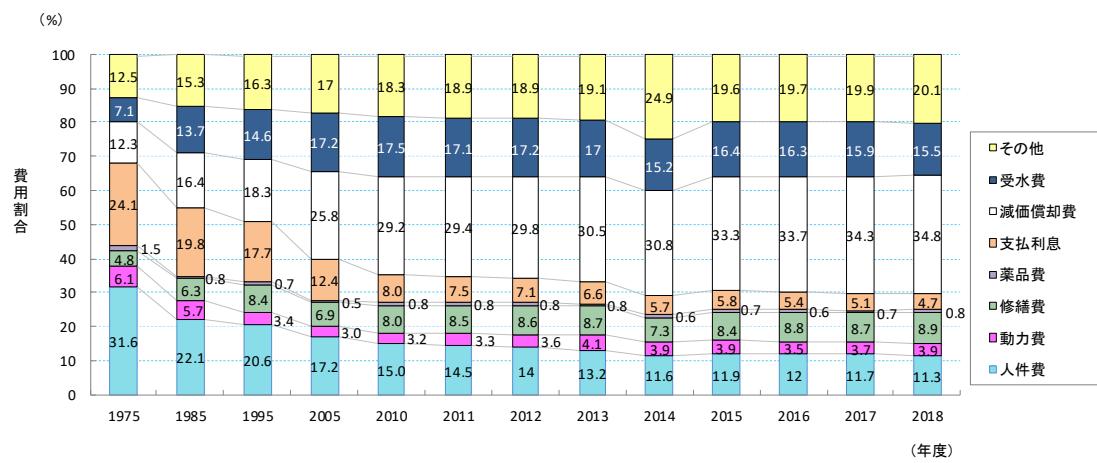
### ① 水道事業

平成30年度（2018年度）における全国の上水道事業の平均給水原価は167.7円／m<sup>3</sup>となっており、昨今では、人件費、支払利息などの割合が減少しているなかで、減価償却費などの割合が増えている（図3-1-15、図3-1-16）。

上水道料金は、用途や口径別に設定されていることが多い。ほとんどの事業体で従量料金制がとられており、使用量の増加により単価が高額となる逓増型料金体系の採用数も多い。

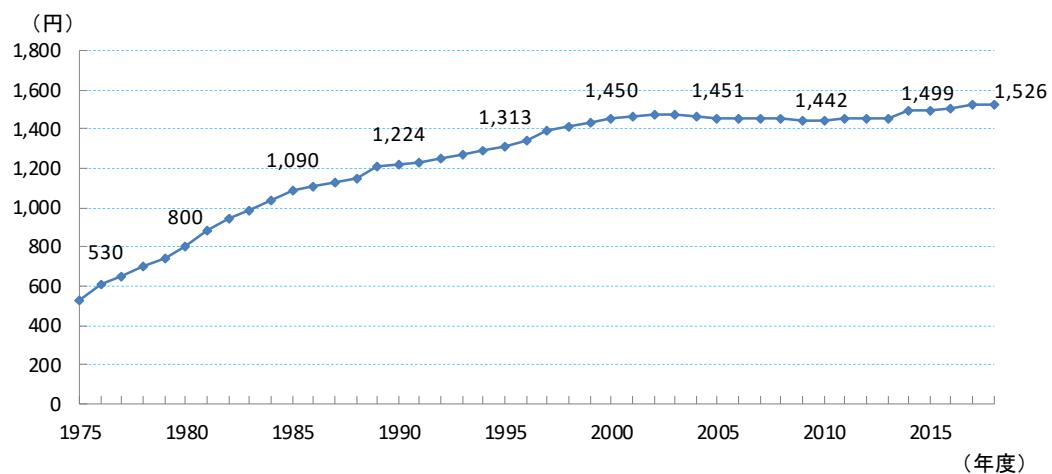
平成30年度（2018年度）における、10m<sup>3</sup>当たりの家庭用料金（口径別料金体系は口径13mmによる）の全国平均は1,526円となっている（図3-1-17）。





(注) 公益社団法人日本水道協会「水道統計」をもとに国土交通省水資源部作成

図3-1-16 上水道事業の費用内訳の推移

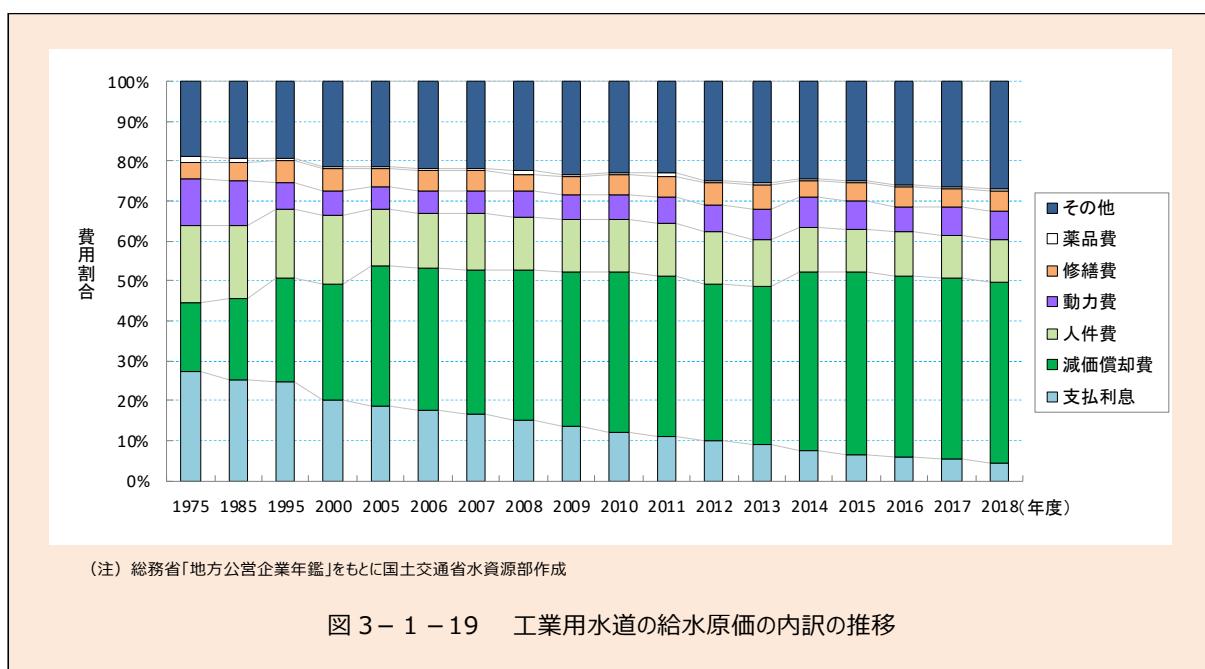
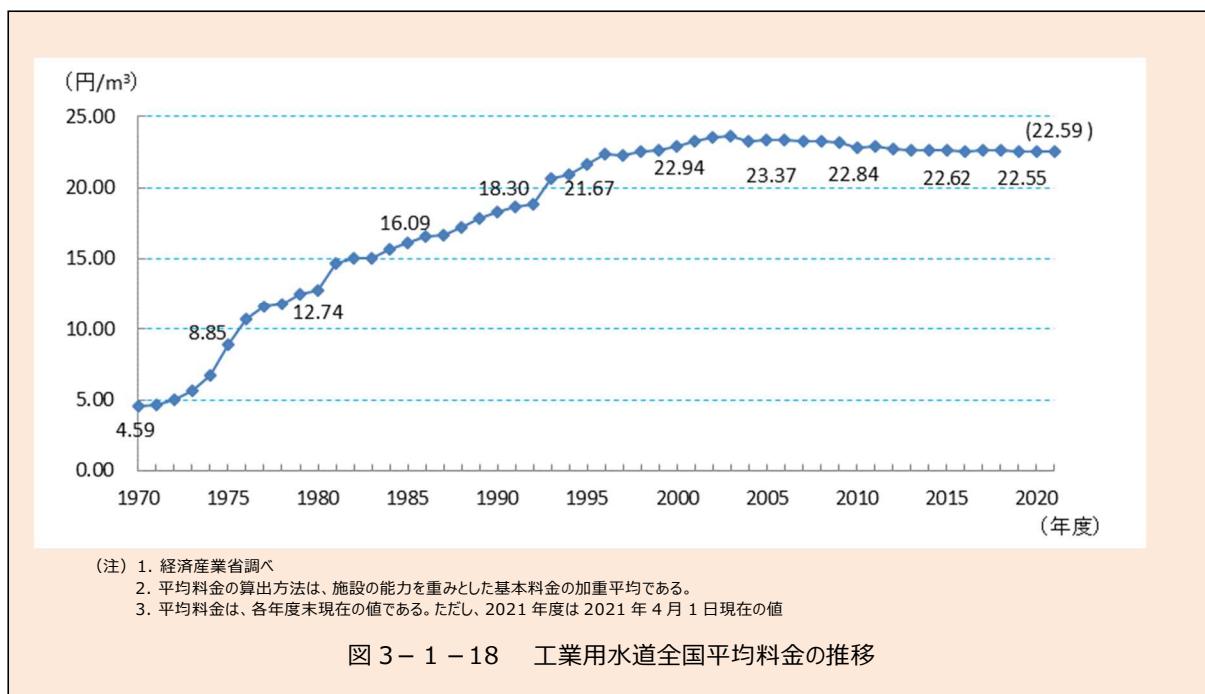


(注) 公益社団法人日本水道協会「水道統計」をもとに国土交通省水資源部作成。1989年度より消費税、メーター使用料を含む。

図3-1-17 上水道における家庭用料金（10m³当たり）の事業体平均の推移

## ② 工業用水道事業

令和3年度（2021年度）における工業用水道の全国平均料金は 22.59 円／m<sup>3</sup>となっており、昨今では、支払利息及び人件費の割合が減少し、減価償却費の割合が増加している。資本費（支払利息+減価償却費）は、全体の約 50%となっている（図3-1-18、図3-1-19）。



### ③ 農業用水

農業用水の利用に当たっては、各農家が農業水利施設の建設費用の償還金や施設の維持管理費などの水利費を負担するとともに、末端水路等の維持管理など活動を行っている。平成30年産（2018年産）の米及び麦類の生産の水利費負担額は、全国平均で4,191円／10アールで、生産費に対する水利費負担額の割合は4.9%となっている（表3-1-6）。

表3-1-6 10アール当たり水利費負担額の推移

(単位：円)

区分	年度													
		1970	1975	1980	1985	1990	1991	2000	2005	2010	2015	2016	2017	2018
水利費負担構成	土地改良区費	1,004	1,855	3,166	4,309	5,217	6,812	6,247	4,931	4,133	3,833	3,715	3,582	3,656
	維持費負担	715	1,355	2,335	2,484	2,758	2,722	3,137	2,816	2,972	3,263	3,228	3,140	3,193
	償還金負担	289	500	831	1,825	2,459	4,040	3,074	2,115	1,161	570	487	442	463
	水利組合費(申合せ)	380	716	1,236	1,184	1,029	1,141	819	747	582	468	446	471	435
	揚水ポンプ組合費	51	105	179	127	152	79	128	103	88	94	81	98	66
	その他の	53	169	189	230	206	245	66	40	50	73	71	62	34
	計	1,488	2,845	4,770	5,850	6,604	8,277	7,224	5,821	4,853	4,468	4,313	4,213	4,191
	〔生産費に対する割合(%)〕	(3.5)	(3.7)	(3.9)	(4.3)	(4.8)	(6.4)	(5.6)	(4.9)	(4.1)	(4.0)	(3.9)	(4.9)	(4.9)
	土地改良設備費(用水路)	5	18	31	25	44	31	17	1	6	20	17	51	39
	農具費(揚水ポンプ費)	85	75	154	138	133	66	25	14	18	22	25	26	17
(生産費に対する割合(%) )	計	1,578	2,938	4,766	6,013	6,781	8,347	7,266	5,836	4,877	4,510	4,355	4,290	4,247
	生産費	(3.7)	(3.8)	(3.9)	(4.4)	(5.0)	(5.6)	(5.6)	(4.9)	(4.1)	(4.0)	(4.0)	(5.0)	(4.9)

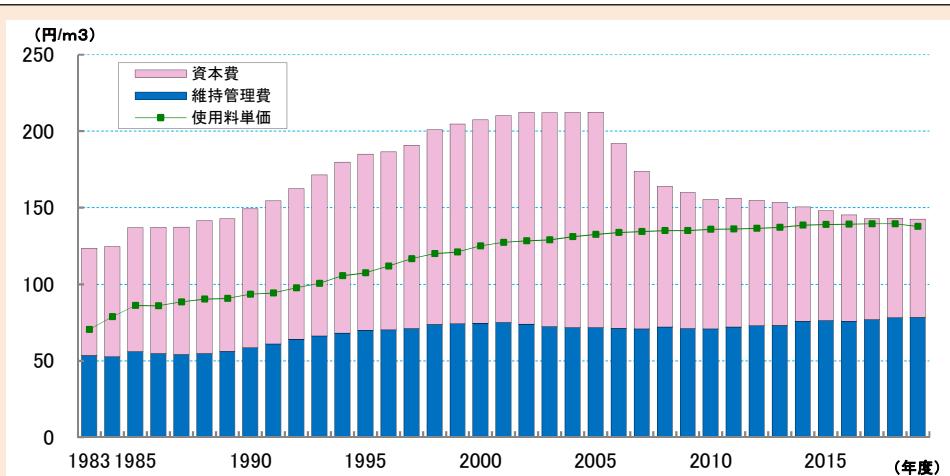
(注) 1. 農林水産省統計部「米及び麦類の生産費」をもとに国土交通省水資源部作成「米及び麦類の生産費」は、1991年産調査から調査項目について一部見直しを行った。  
この見直しに伴い、土地改良にかかる負担金（「償還金負担」等）については、農道や客土の負担分を新たに計上するなど、計上範囲を拡大した。  
2. 「生産費」には、農産物を生産するために要した費用の合計（「費用合計」：種苗費や肥料費といった材料費に償却資産の減価償却費と労働費を加えたもの。）  
から、副産物価格を控除したものをいう。1990年産までは、「第1次生産費」との対比である。

3. 1980年までは「全調査農家」、1983年以降は、「販売農家」の数値である。

#### ④汚水処理

下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設である。雨水の排除に要する費用は公費により支弁されるが、汚水の収集・処理に要する費用の一部は使用料金として徴収される。下水道における汚水処理原価（汚水処理費（公費で負担すべき経費を除く）を年間有収水量で除した値）は、令和元年度（2019年度）において全国平均で142.46円/m<sup>3</sup>となっている（参考3-1-21）。

また、直接使用者の費用負担に係る使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除した値）は、令和元年度（2019年度）の全国平均で137.81円/m<sup>3</sup>となっている（図3-1-20、参考3-1-21）。



(注) 1. 総務省「地方公営企業年鑑」により、国土交通省水資源部作成  
2. 資本費は、企業債利回り、減価償却費（法非適用企業は企業債元金償還金）の合計である。  
3. 下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設を指しており、特定公共下水道及び流域下水道を除いている。  
4. 2006年度以降の資本費は、分流式下水道等に要する経費控除後の値である。  
5. 2007年度以降の汚水処理原価は、法非適用企業の資本費から資本費平準化債等の収入による償還額を除いて算出したものである。

図3-1-20 下水道における使用料単価の推移

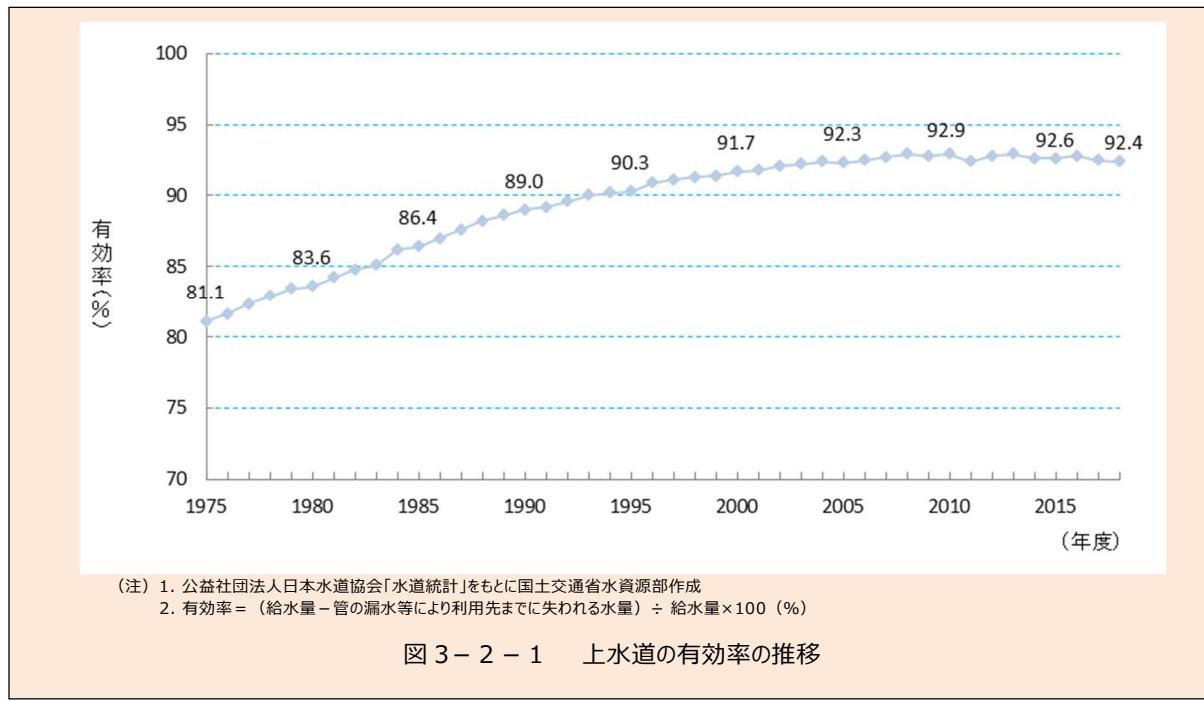
## 2 水資源の有効利用

### (1) 供給・利用段階における有効利用

#### 1) 生活用水

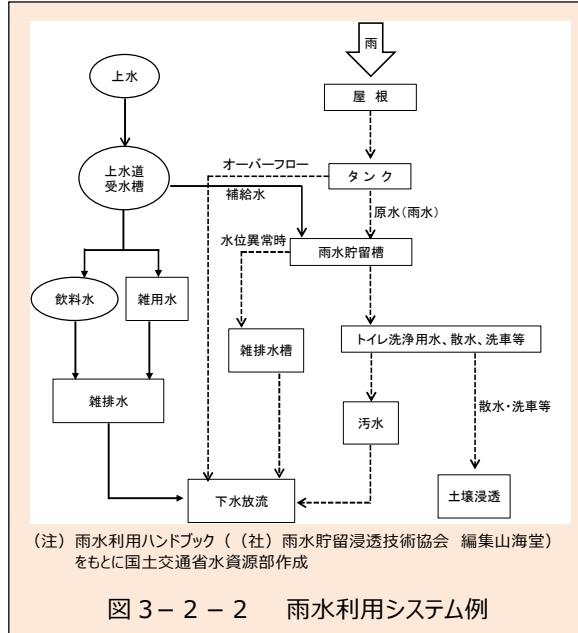
##### ① 水道事業

水道の配水管の漏水防止対策などにより、上水道の有効率は平成5年度（1993年度）に90%に達し、平成30年度（2018年度）には92.4%に達している（図3-2-1）。



##### ② 雨水・再生水利用

雨水・再生水利用は、雨水や一度使用した水道水や下水処理の再処理水（再生水）を水道水と比較して低いレベルの水質でも使用可能な、冷却用水、水洗トイレの用、散水の用、冷房用水など人の飲用以外の用途に利用することをいう。再生水利用には、その利用規模によって、事務所ビルなどの建築物内で利用する「個別循環方式」、大規模な集合住宅や市街地再開発地区等の複数の建築物で共同で利用する「地区循環方式」、「下水再生水を利用する方式」があり、雨水利用は、雨水のみを利用する「雨水利用方式」がある（図3-2-2、参考3-2-1）。

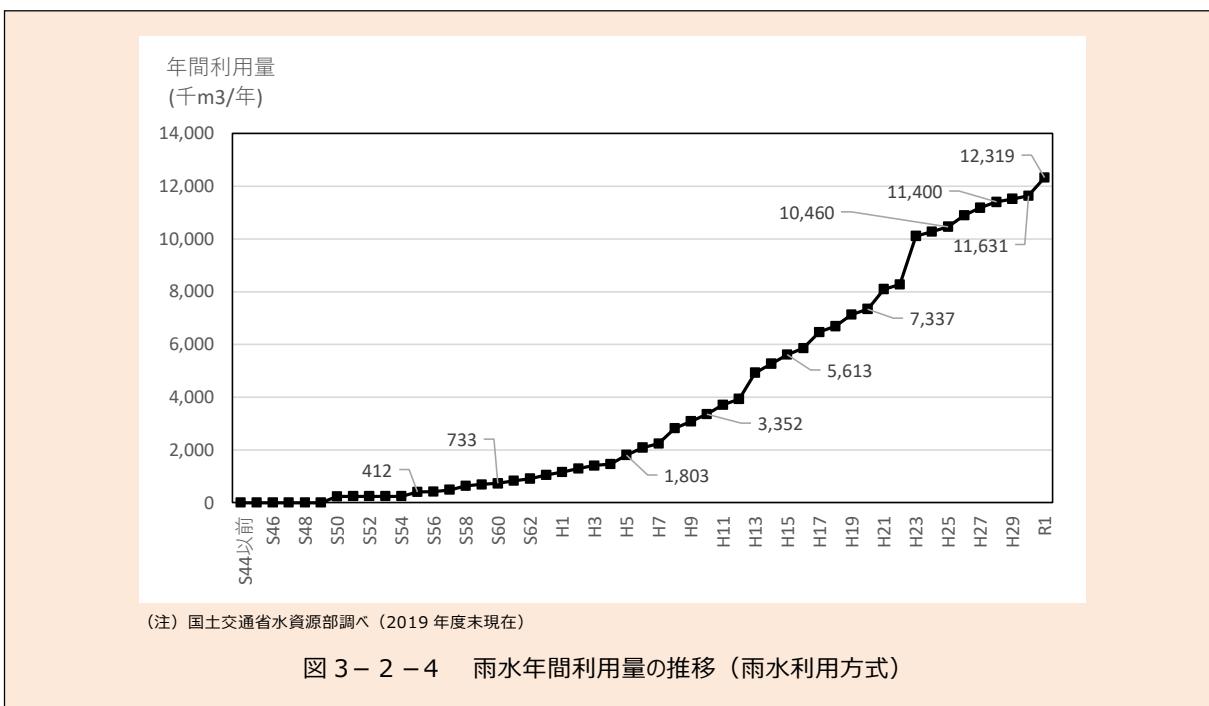
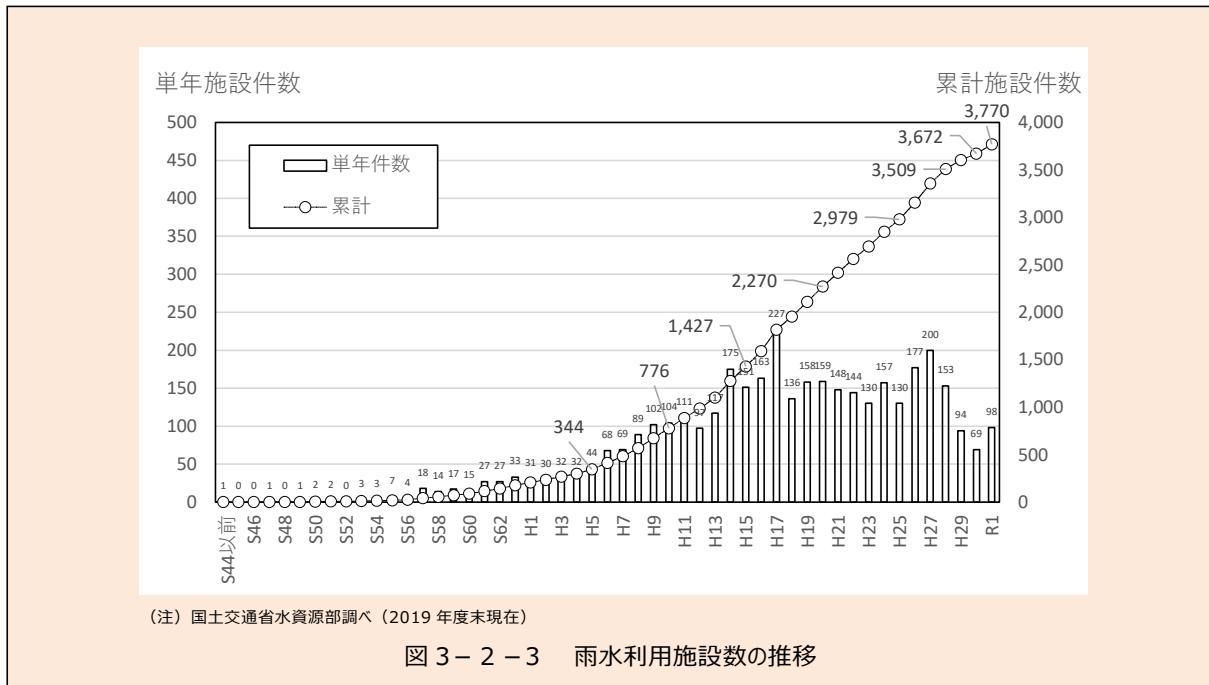


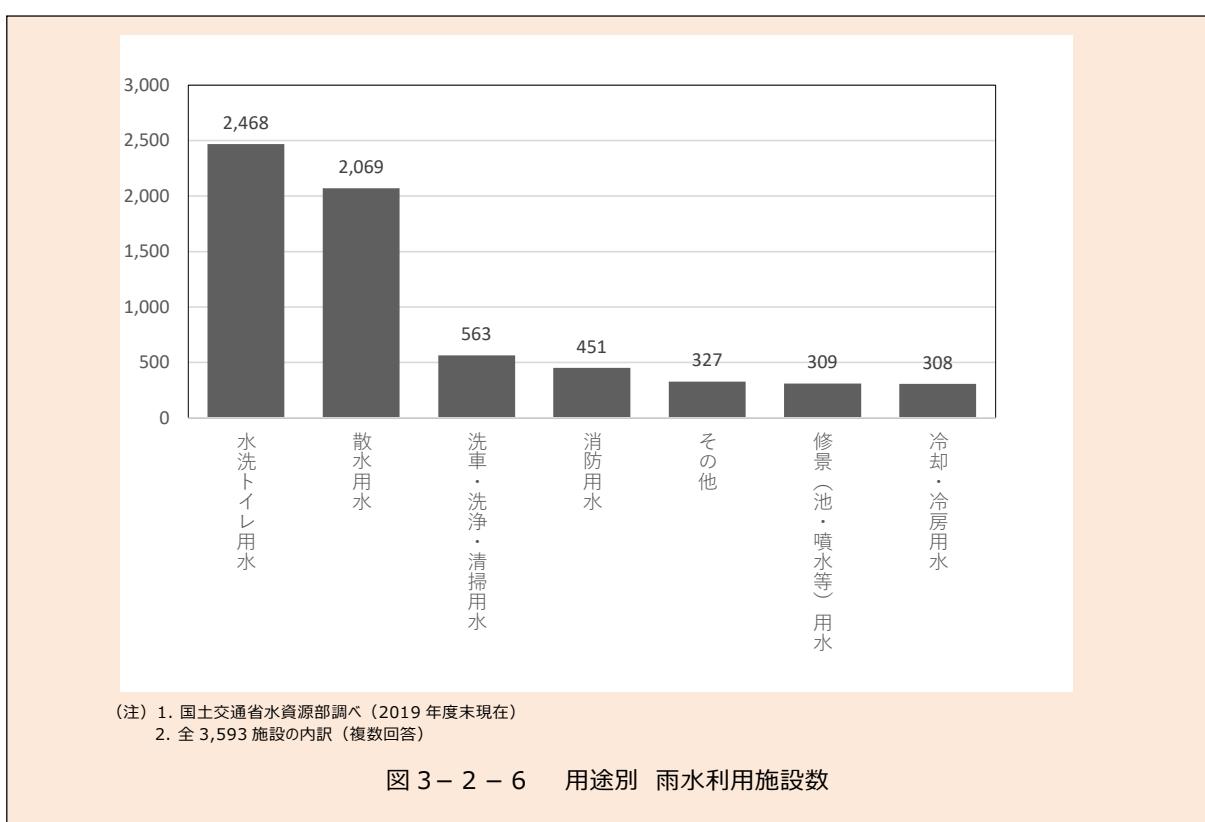
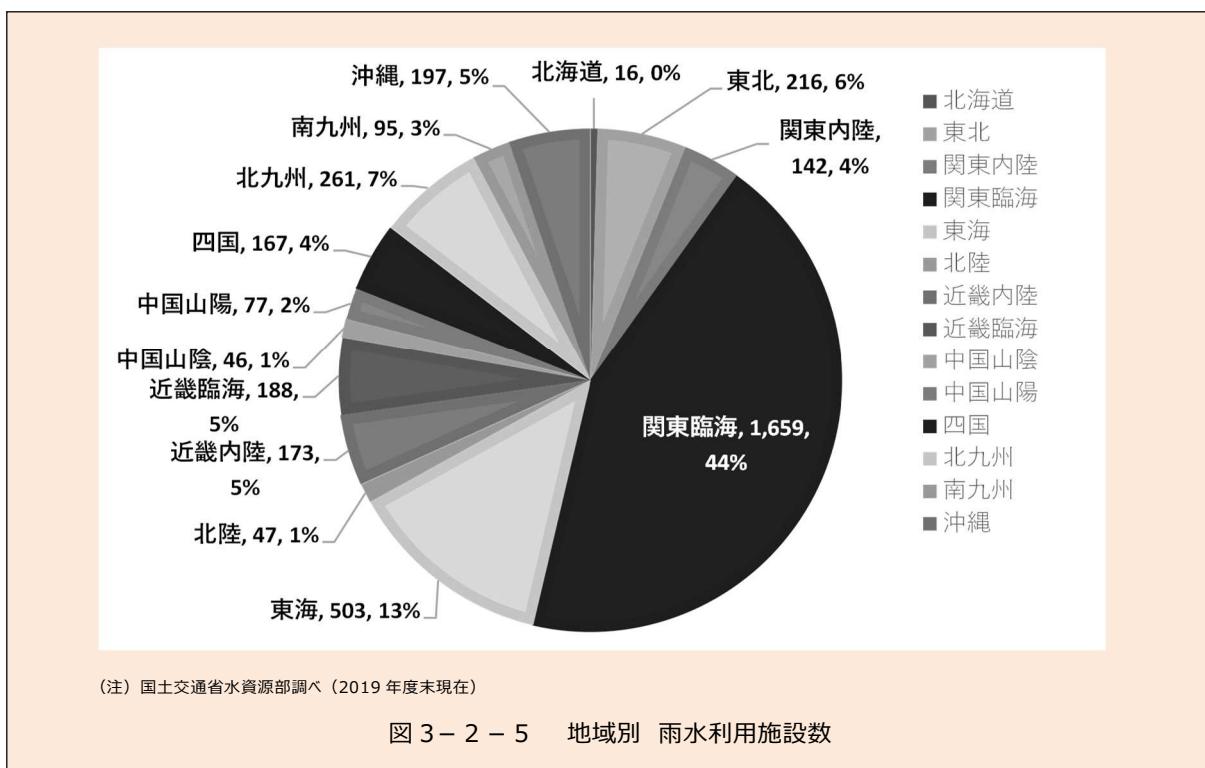
### a. 雨水利用施設数

令和2年（2020年）3月末において、雨水を利用している公共施設や事務所ビル等の数は全国で3,770施設である（図3-2-3）。また、雨水利用量は約1,231万m<sup>3</sup>である。（図3-2-4）。

地域別にみると、関東臨海及び東海の両地域で雨水を利用している公共施設や事務所ビル等が全国の約57%を占めており、特に昭和50年代（1970年代中頃）から雨水等の導入を推進している東京都に集中している（図3-2-5）。

用途別には、水洗トイレ、散水での利用が多く、次いで清掃等、消防、その他、修景、冷却となっている（図3-2-6）。





### b. 雨水利用の事例

雨水利用施設は、熊本地方合同庁舎A棟、綾瀬市庁舎、大妻中学高等学校、中野区もみじ山文化センター等、様々な施設で水資源の有効利用、雨水の集中的な流出抑制を目的として導入が図られている（表3-2-1）。

表3-2-1 雨水利用の事例

	利用用途	雨 水				利用開始時期
		処理方式	集水面積 (m <sup>2</sup> )	貯留槽容量 (m <sup>3</sup> )	利用水量 (m <sup>3</sup> /年)	
熊本地方合同庁舎A棟 (熊本県)	水洗トイレ用水	自然沈殿処理、消毒処理	2,236	100	2,725	2010年11月
綾瀬市庁舎 (神奈川県)	水洗トイレ用水 修景用水	自然沈殿処理、消毒処理	4,181	420	7,773	1996年11月
大妻中学高等学校 (東京都)	水洗トイレ用水	濾過処理、消毒処理	1,443	90	2,735	2003年12月
中野区もみじ山文化センター 本館 (東京都)	水洗トイレ用水	濾過処理、消毒処理	6,693	1,454	9,915	1993年7月
野田市総合公園 陸上競技場 (千葉県)	散水用水	自然沈殿処理	339	21	240	2006年7月
明星中学高等学校 (東京都)	水洗トイレ用水	自然沈殿処理、消毒処理、 消毒処理	4,405	201	3,306	2004年8月
青山一丁目スクエア (東京都)	散水用水	消毒処理	1,962	N棟 240 S棟 160	不明	2007年3月

（注）国土交通省水資源部調べ（平成28年（2016年）2月時点、水量は熊本地方合同庁舎A棟は2015年、それ以外の施設は2005年実績値）

### c. 雨水の利用の推進

「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」が平成26年（2014年）5月1日に施行され、国に雨水の利用施設の総合的な施策を推進する責務が義務づけられ、平成27年（2015年）3月10日には「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設に関する目標について」が閣議決定され、国及び独立行政法人等は、新築建築物において雨水利用施設の設置率を原則100%とすることとなった。また、「雨水の利用の推進に関する基本方針」が決定され、雨水の利用の推進に関する施策に係る基本的な事項や推進に関する重要事項が定められた。これにより、「雨水の利用の推進」として、水資源の有効な利用を図るとともに、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とした取組を積極的に実施することになった（国土交通省水資源部調べ）。

#### d. 雨水利用推進のための施策

雨水利用の推進を図るため、交付金制度や税制等の施策が講じられており、多くの地方公共団体で、その実情に応じて条例や要綱及び「雨水の利用の推進に関する基本方針」に即した計画等が策定され、助成措置や施策を行うなど積極的に雨水の利用が推進されている（表3-2-2、図3-2-7、参考3-2-2）。

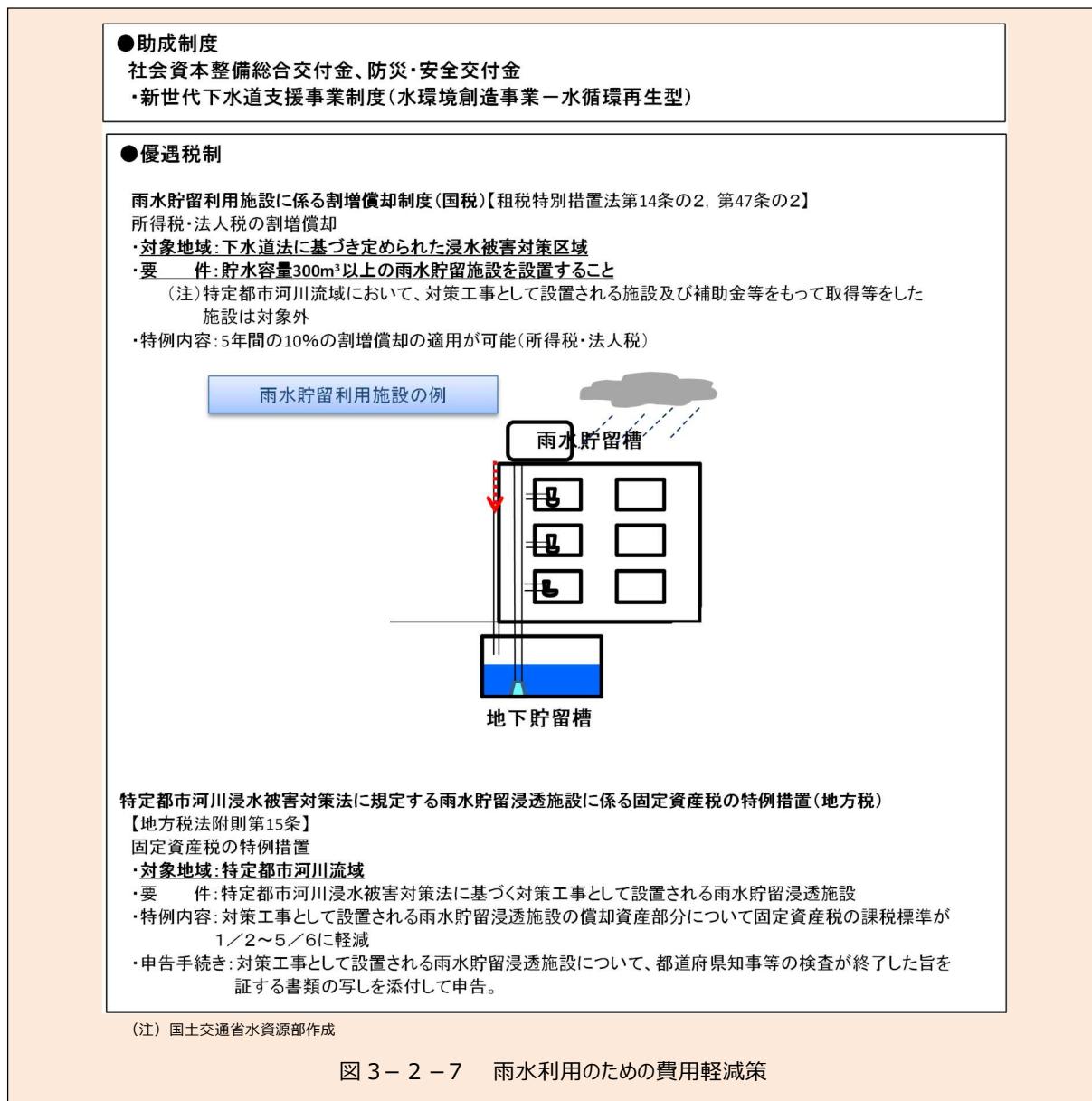


表3-2-2 地方公共団体における指導例の概要

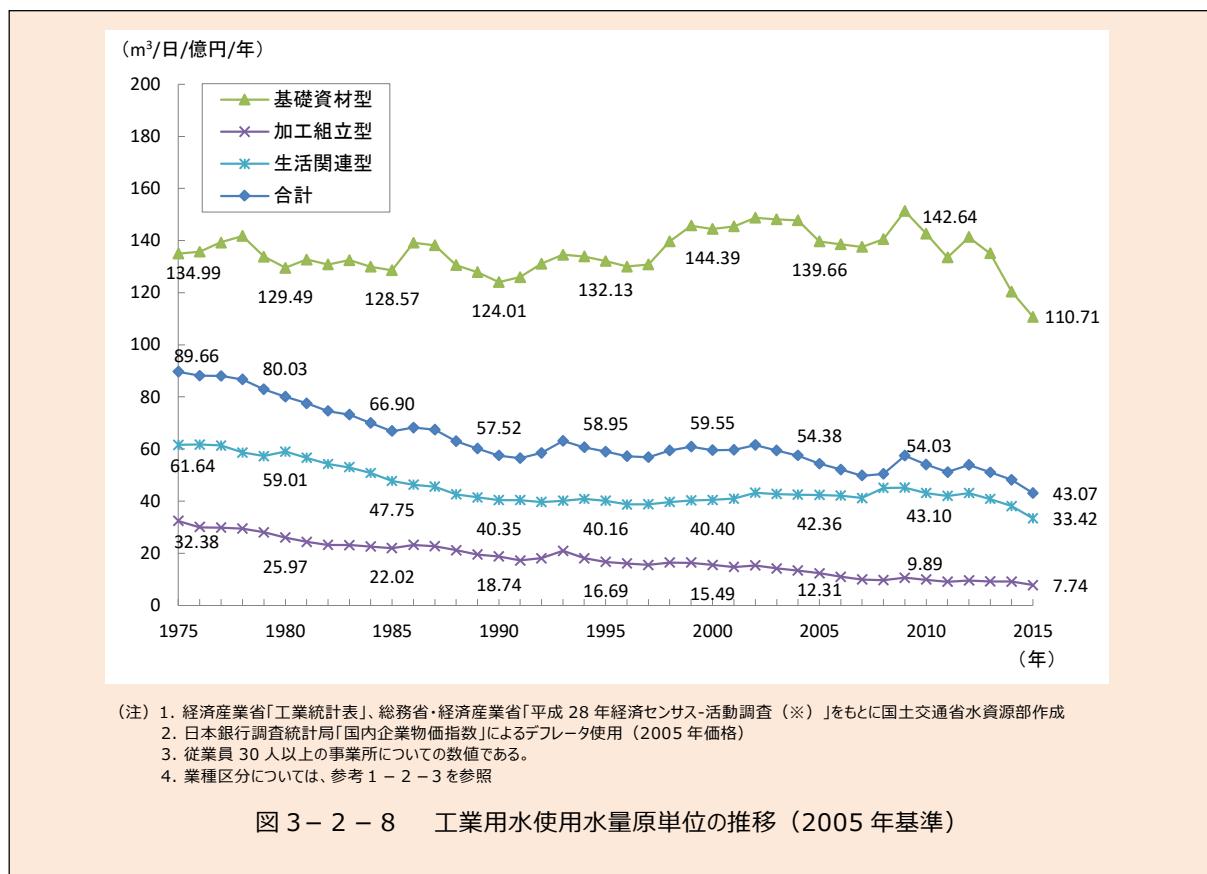
種類	自治体名	名 称	施行年月	概 要
指針	東京都墨田区	墨田区雨水利用推進指針	平成7年3月	(目的) 雨水の利用の推進に必要な基本事項を定め、渇水及び洪水の防止、防災対策の推進並びに地域水循環の再生を図り、安全性の向上と快適な都市環境の創造を図る (区の責務) 雨水利用の具体的な方策を定め、自らの雨水の利用を推進 区民及び事業者に対して日常生活・事業活動における雨水の有効利用の普及啓発を図る 国及び東京都と協力して雨水利用の一層の推進を図る (雨水利用の推進) 区が所有する建築物を建築(新築、増築、移転)するものにあっては雨水利用の導入を原則、既存のものは可能な範囲で導入する 区以外が所有する建築物は雨水利用を導入するよう指導・助言 その他の建築物にあっては、助成を行うことにより雨水利用を推進し既存のものにあっては助成を行うことにより可能な範囲で雨水利用を推進(大規模な建築物は別に定める要綱等により雨水利用を推進する) 区は地域の防災強化、コミュニティの育成、地域緑地の推進の観点から路地等の設置を推進
要綱	東京都	水の有効利用促進要綱	平成15年8月	(目的)雑用水の利用及び雨水の浸透に係る必要な事項を定め、都市の貴重な水資源の有効利用を促進 (対象地域)東京都全域 (対象建築物及び開発事業) 延べ床面積が10,000平方メートル以上の建築物 都市計画法に規定する市街地開発事業のうち開発面積が3,000平方メートル以上の開発事業 雑用水利用で、雨水利用方式とする場合の対象建築物は、延べ床面積が10,000平方メートル以上 (雑用水利用・雨水浸透施設の設置)前条に規定する対象建築物及び開発事業を実行する事業者は、雑用水利用及雨水浸透施設の設置に努める (雑用水の用途)雨水のみによる雑用水利用は、水洗便所の洗浄水、修景用水、散水、防火用水その他これらに類する用途とする (都の責務) 自ら実施する事業において、雑用水利用等を促進すると共に都民及び事業者に対する普及啓発に努める 都は市区町村と協力し、雑用水利用等の施策の推進に努める 都は融資制度等の優遇措置について都民及び事業者に対して情報提供に努める この要綱による円滑な有効利用を推進するため、雑用水利用協議会を設置し関係各局と連絡調整を図る (市区町村の要綱等) 建築物及び開発事業を実行する市区町村の雑用水利用等の要綱に定めるところにより推進に努める
条例	愛媛県松山市	松山市大規模建築物の節水対策に関する条例	平成17年4月	(要旨) 本市の区域内で大規模建築物を建築する場合の節水、水資源の有効利用及び水資源の保全の実施 (定義) 大規模建築物:建築物を新築又は増築する場合で、専ら倉庫、自動車車庫等を除く部分を除く建築物で新築の床面積の合計、増築部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (節水型設備等の設置) 節水型機器(条例施行規則に定める節水機器)及び雨水貯留設備(雨水を貯留し、散水・清掃・栽培又は水洗便所の洗浄用に利用するとともに、下水道、河川等への流出を抑制する機能を備えた設備)を設置しなければならない。 (補助金の交付) 予算の範囲内において対象建築物に規則で定める容量を超える(有効貯留容量10立方メートル)雨水貯留施設設備を設置し、節水型設備等検査済証の公布を受けた建築主に対して交付
市町村計画	東京都八王子市	八王子市雨水貯留浸透推進計画	平成27年3月	(目的) 総合的な治水対策の一環として、雨水の流出抑制により浸水被害を防止するとともに、雨水の利用を推進し水資源の有効な利用を図り、あわせて雨水の地下浸透により健全な水循環への寄与。 (対象区域) 八王子市全域 (計画の位置づけ) 「八王子ビジョン2022」及び「八王子市水循環計画」に基づき、雨水に関する施策や推進方法についてとりまとめた。また、平成26年度に施行された「水循環基本法」「雨水の利用の推進に関する法律」との整合を図るとともに、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」及び「中小河川におけるの整備方針」に準拠した計画。 (計画期間) 平成27年度から36年度の10年間とするが、社会情勢の変化や対策の進捗状況を踏まえて適宜見直す。
要綱	京都府	雨水貯留施設設置事業費補助金交付要綱	平成27年8月	(要旨) 府民総ぐみで雨水を「貯める」取組を進め、近年頻発する短時間豪雨に対する防災や雨水の利活用に役立てるために、市町村と連携して雨水タンク(マイクロ吞流)の設置費用の一部を補助。 (目的) ・河川の急激な増水を抑えることによる浸水被害の軽減。 ・貯めた雨水を植物の水やりに使うなど水資源の有効利用 (補助対象) 雨水タンクに対する補助を行っているお住まいの市町村。 (京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、和束町、清華町 平成28年12月時点) (補助金の交付) 上記、雨水タンクに対する補助を行っているお住まいの市町村で、補助金を申し込むと、「市町村の補助」と合わせて「京都府の補助」も受け取れる。

(注) 1. 国土交通省水資源部調べ  
2. 上表の概要には、主に雨水貯留施設について抜粋して記載している

## 2) 工業用水

工業用水では、水使用量の節約や環境保全等の観点から水資源の有効利用が図られてきており、使用水量原単位の低減、回収率の向上につながっている。

回収率は、平成27年（2015年）に全業種平均で77.9%に達している（参考2-3-1）。また、使用水量原単位も、企業による節水努力等を背景に昭和50年（1975年）以降減少し、近年は横ばい傾向で推移している（図3-2-8）。



## 3) 農業用水

農業用水路など農業水利施設の整備・近代化は、農業生産性の向上の効果があるだけでなく、ほ場までの送水に係る損失水量や管理用水が減少することなどから、農業用水の効率的利用に資する。また、農業集落排水施設の処理水を農業用水として利用することから、農業集落排水施設の整備は農業用水の利用の効率化に寄与する。

農業用水の有効利用に関しては、水循環に配慮しつつ、以下の取組が行われている。

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ①水路の統廃合、改修等用水系統の整備   | ②水路のパイプライン化 |
| ③取・配水施設等の水管理施設の整備    | ④調整池等の整備    |
| ⑤ため池の整備              | ⑥反復利用       |
| ⑦集落排水処理水等の農業用水としての利用 | など          |

農業集落排水施設は、全国約4,900地区（令和元年度末（2019年度末））で供用されており、多くの地区的農業集落排水施設からの処理水は、農業用排水路や貯水池等に放流後希釈されて農業用水として再利用されている（農林水産省調べ）。

#### 4) 用途間をまたがる水の転用

近年の社会経済情勢の変化等によって、地域の実情に応じ、関係者の相互の理解により用途間をまたがった水の転用がなされている。一級水系においては、昭和40年度（1965年度）から令和2年度（2020年度）までに211件、約 $64\text{ m}^3/\text{s}$ が関係者の合意により転用されている（参考3-2-3）。事例としては、矢木沢ダムを水源とした農業用水の水道用水への転用、香川用水における工業用水の水道用水への転用、群馬県広桃用水における農業用水の工業用水への転用、両筑平野用水における水道用水の工業用水への転用などがある。

また、都市用水等の新たな水需要が生じる地域において、農業水利施設の整備・近代化を図ることにより生み出される用水を有効利用することができる。例えば、利根川水系及び荒川水系において、中川一次、中川二次、埼玉合口二期、利根中央及び利根中央用水地区の農業用水再編対策事業などにより、かんがい期において約 $12\text{ m}^3/\text{s}$ が農業用水から埼玉県及び東京都の上水道へ転用されている（参考3-2-4）。

#### （2）水資源開発施設における有効利用

水資源開発施設の既存施設の有効利用の観点からみると、同一の流域内において複数のダムが運用されている場合には、各ダムの貯水・降雨状況等を勘案した上で、これらのダム群を統合的に運用することにより効果的な用水補給を行うことができる。ダムの統合運用は、昭和39年に利根川水系で始まり、現在、国土交通省所管ダムでは、利根川水系や淀川水系などで統合運用がなされている。

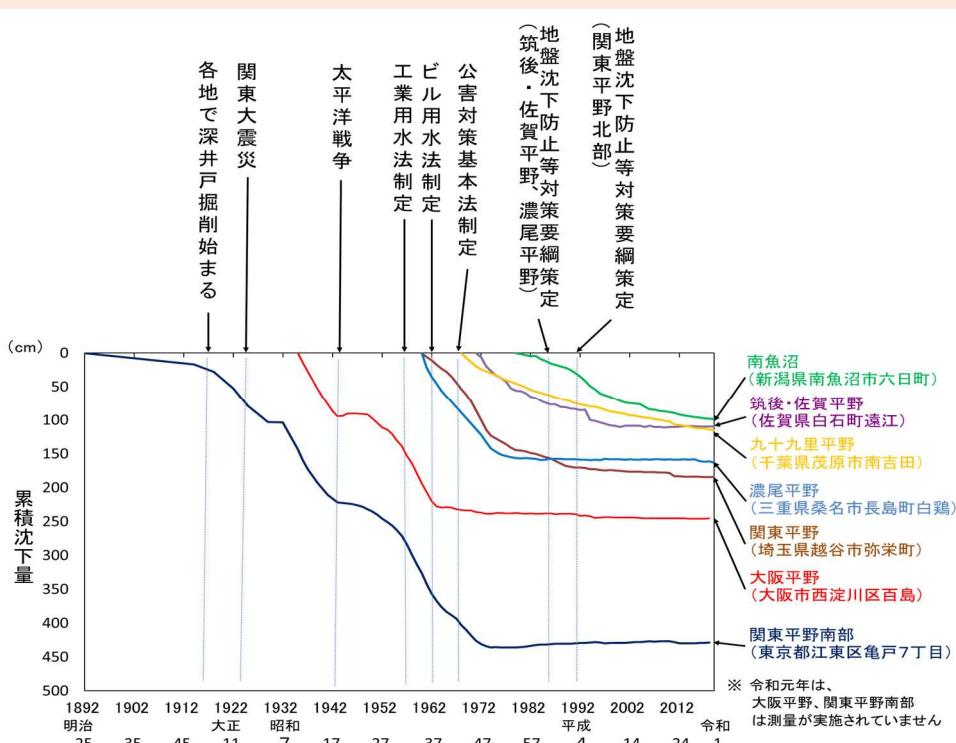
また、清流回復などといった新たなニーズへの対応のためにも、既存施設の活用は重要である。例えば常時は洪水に備えて空けているダムの洪水調節容量の活用を図るダムの弾力的管理及び弾力的管理試験が行われている。これは、一定の管理基準により安全に事前の放流ができる条件として、洪水調節容量内に貯留した水を下流の河川環境の改善に活用するものである。令和2年度は、計25ダムで洪水調節容量内に貯留し、そのうち15ダムで活用放流を実施した（国土交通省調べ）。

### 3 地下水の保全と利用

#### (1) 地下水保全の現状

地下水は、年間を通じて温度が一定で低廉であるなどの特徴から、高度経済成長期以前までは良質で安価な水資源として幅広く利用されてきた。しかし、高度経済成長の過程で、地下水採取量が増大したため、地盤沈下や塩水化などの地下水障害が生じて大きな社会問題となった。

地下水の過剰採取による地盤沈下については、関東平野南部では大正初期（1910年代前半）から、大阪平野でも昭和初期（1930年代中頃）から注目され、さらに、昭和30年（1955年）以降は全国各地に拡大した。このため、地下水障害が顕在化した地域を中心に、法律や条例等による採取規制やダム等の整備による表流水への水源転換などの地下水保全対策が実施された結果、地盤沈下は近年沈静化の傾向にある。しかし、依然として沈下が続いている地域が多数存在していることや、渴水時には過剰な地下水の採取により地盤沈下が進行することを踏まえ、今後も地下水の保全を図りつつ持続可能で適切な地下水利用を図っていく必要がある（図3-3-1）。

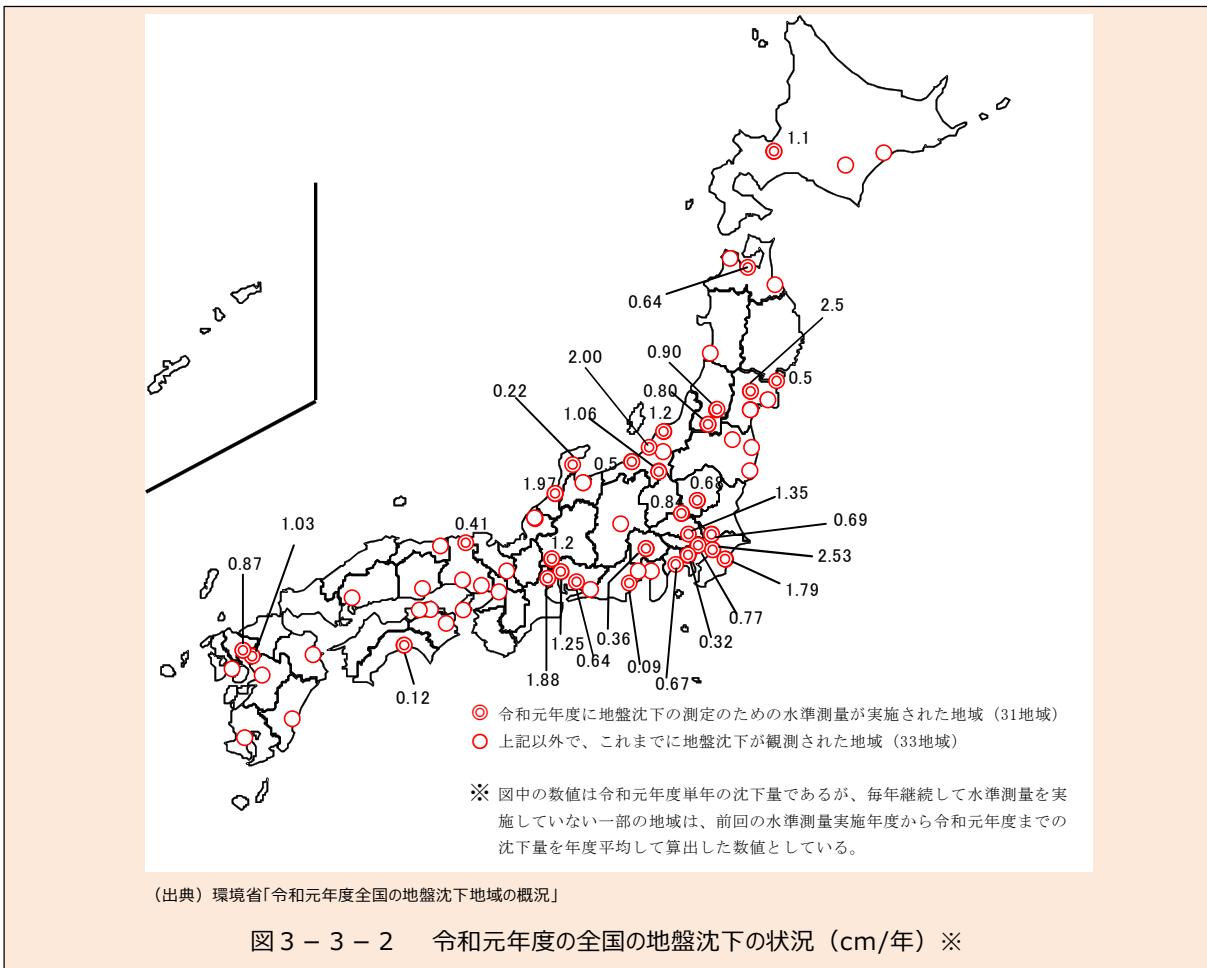


（出典）環境省「令和元年度全国の地盤沈下地域の概況」  
（注）主要地域の累積沈下量図である。

図3-3-1 代表的地域の地盤沈下の経年変化

また、臨海部では、地下水の過剰採取によって帯水層に海水が浸入して塩水化が生じ、水道用水や工業用水、農作物への被害等が生じている地域もある。

環境省取りまとめによると、令和元年度（2019年度）に地盤沈下の測定のための水準測量が実施された地域は、22都道府県、31地域であった（図3-3-2）。



## (2) 地下水保全対策

### 1) 地下水採取規制等

地下水の採取規制については、工業用地下水を対象とする「工業用水法」(経済産業省、環境省所管) 及び冷房用等の建築物用地下水を対象とする「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(環境省所管) の2法がある。現在、工業用水法に基づき10都府県17地域、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき4都府県4地域が指定されている(参考3-3-1、参考3-3-2)。

### 2) 地盤沈下防止等対策要綱地域における総合的な地下水対策の推進

地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、地盤沈下防止等対策要綱が決定された。これらの要綱は、地下水の過剰採取の規制、代替水源の確保及び代替水の供給等を行い地下水の保全を図るとともに、地盤沈下による災害の防止及び被害の復旧等、地域の実情に応じた総合的な対策をとることを目的としている(表3-3-1)。

令和2年(2020年)2月には、地盤沈下防止等対策要綱に関わる関係府省により、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」を開催し、上記3地域について、地盤沈下の現状と今後の取組について、評価検討を行った(表3-3-1)。

その結果、これまでの取組により、地盤沈下は沈静化の傾向に向かっているものの、一部の地域において未だ地盤沈下の進行が認められることや渴水時の短期的な地下水位低下により地盤沈下が進行する恐れもあり、引き続き、以下の取組を推進することが必要であること等について確認した。

表3-3-1 地盤沈下防止等対策要綱の概要

		濃尾平野	筑後・佐賀平野		関東平野北部					
名 称	濃尾平野 地盤沈下防止等対策要綱		筑後・佐賀平野 地盤沈下防止等対策要綱		関東平野北部 地盤沈下防止等対策要綱					
決 定 年 月 日	昭和60年4月26日		昭和60年4月26日		平成3年11月29日					
一部改正年月日	平成7年9月5日		平成7年9月5日		—					
評価検討年度	平成16年度・平成21年度・平成26年度・令和元年度									
目 的	地下水の採取による地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るために、地下水の採取規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化、地盤沈下による災害の防止及び復旧等に関する事項を定めることにより、同地域の実情に応じた総合的な対策を推進する。									
要綱の項目	1. 要綱の目的 2. 要綱地域の現況 3. 要綱の対象地域 4. 地下水採取に関わる目標量 5. 地盤沈下防止等対策(地下水採取規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化) 6. 観測及び調査 7. 地盤沈下による災害の防止及び復旧 8. 要綱の推進									
地下水採取量 (規制、保全地域) m <sup>3</sup> /年	濃尾平野 (規制地域)		佐賀地区 (規制地域)	白石地区 (規制地域)	関東平野北部 (保全地域)					
	昭和57年度	4.1億	昭和57年度	7百万	12百万	昭和60年度 7.3億				
	平成28年度	1.3億	平成28年度	3百万	1百万	平成28年度 4.9億				
目 標 量	2.7億	目 標 量	6百万	3百万	目 標 量	4.8億				
対 象 地 域	岐阜県、愛知県及び三重県の一部地域		福岡県及び佐賀県の一部地域		茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の一部地域					
「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」(令和2年2月26日)確認事項 ①地下水採取に係る目標量については、地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るために達成又は遵守させるべき目標として継続すること。 ②渴水時の短期的な地下水位低下等による地盤沈下の進行に対応するため、地下水のマネジメント方策について調査・研究を推進すること。 ③今後、各地域において、深刻な地盤沈下の発生等の問題の兆候が見られた場合には、速やかに必要な措置をとること。 ④関係府省連絡会議は、概ね5年毎に地盤沈下防止等対策等について評価検討を行うこと。										

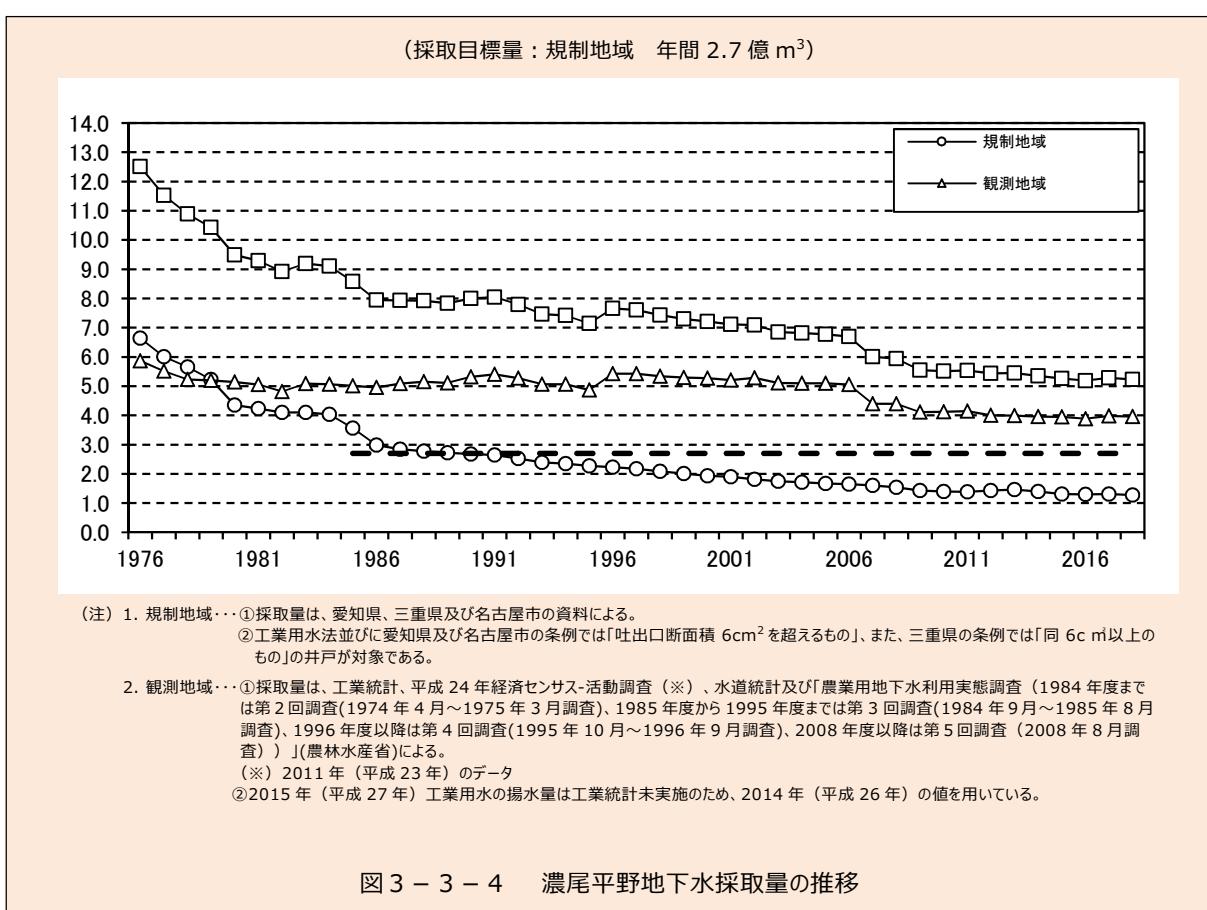
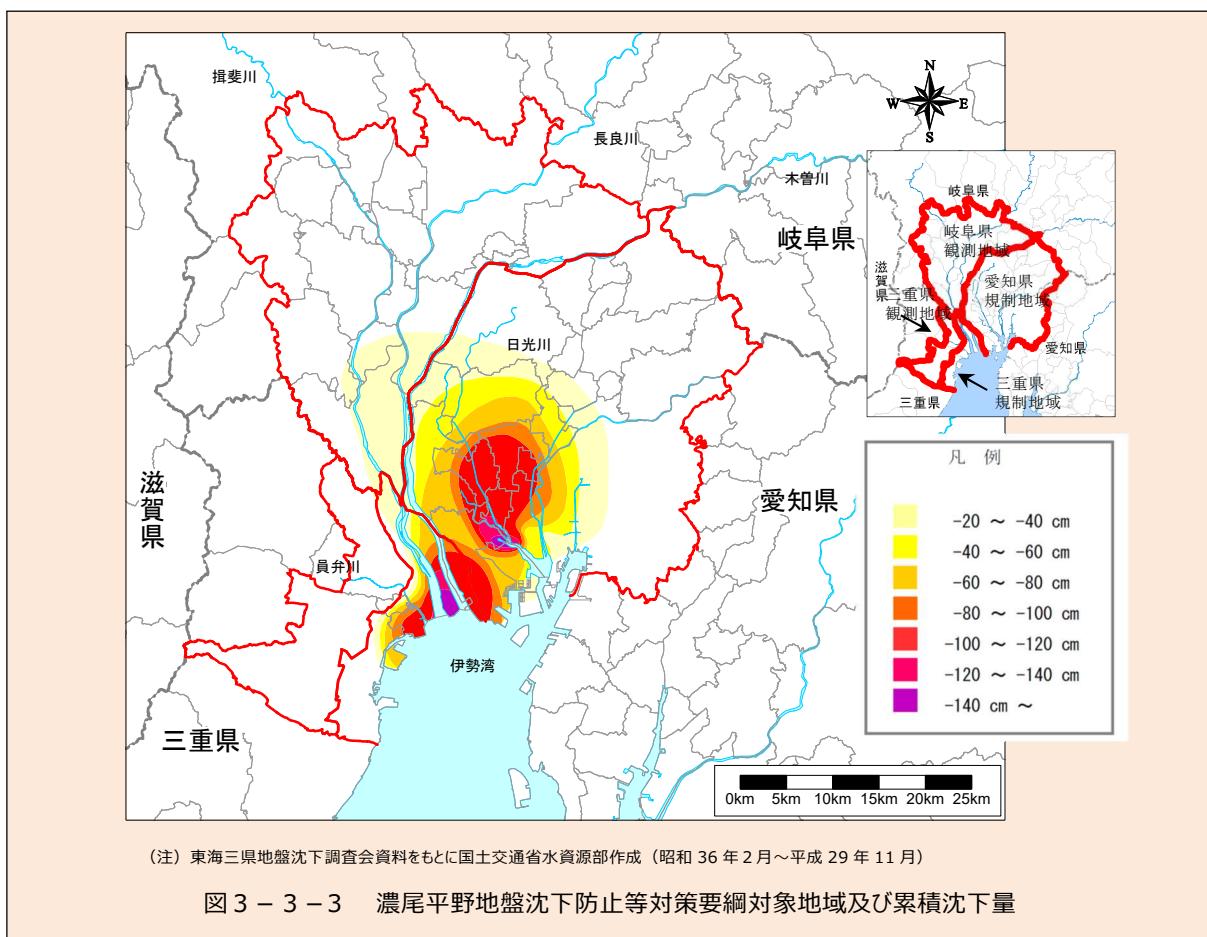
※地下水採取量で、青色欄は目標採取量を達成、赤色欄は未達成

(注) 国土交通省水資源部作成

### a. 濃尾平野

濃尾平野の地盤沈下は、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風による被害を契機に特に注目されるようになって以降も、ほぼ全域にわたって沈下が観測され、特に昭和47年（1972年）から49年（1974年）にかけて最も沈下が進行した。昭和36年（1961年）以降の累積沈下量は、三重県桑名市長島町において約1.6mに達している（図3-3-3）。最近は、地盤沈下が沈静化しているが、依然として沈下が進行している箇所が存在している。

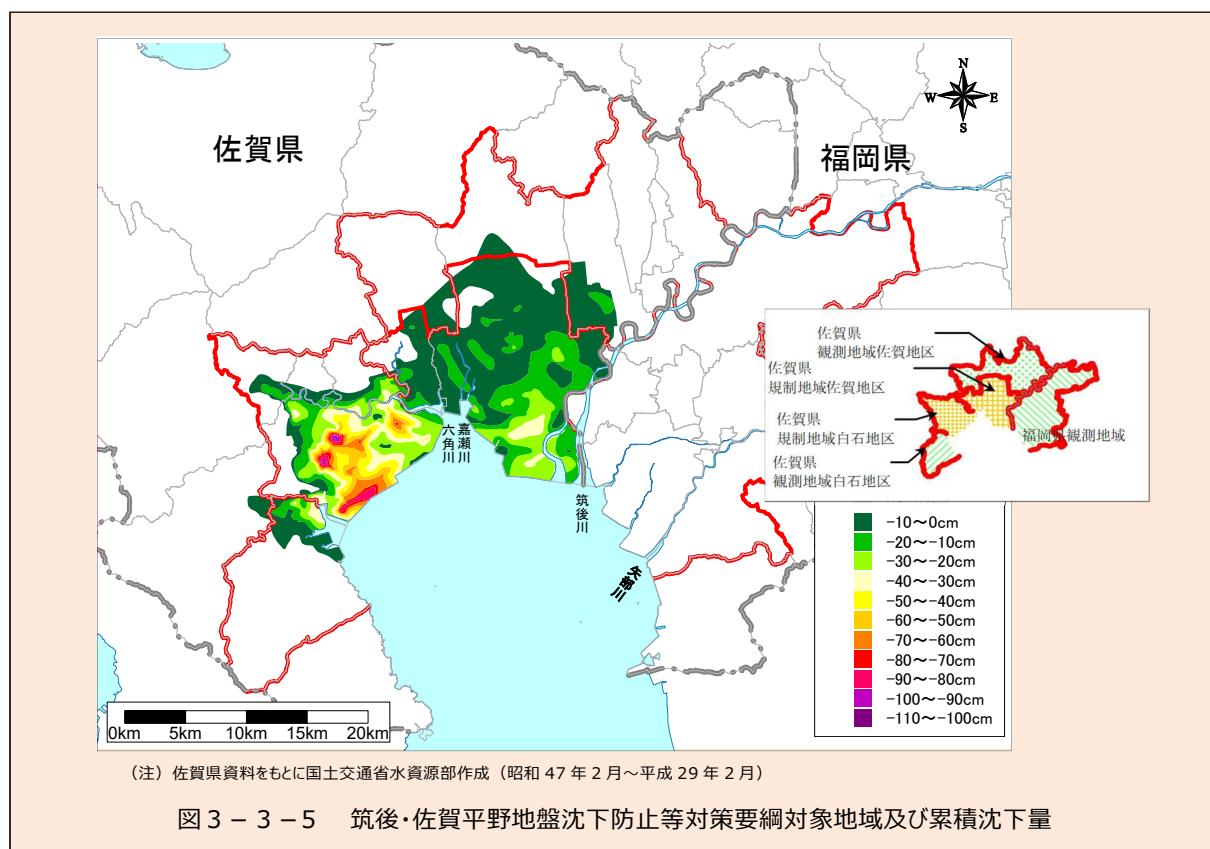
濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱は昭和60年（1985年）4月に決定されたが、平成6年度（1994年度）に目標年度を迎えたため平成7年（1995年）9月に一部改正された。同要綱では、対象地域を規制地域と観測地域に区分し、規制地域における地下水採取目標量を改正前と同じく年間2.7億m<sup>3</sup>と定めている（図3-3-4、参考3-3-3）。

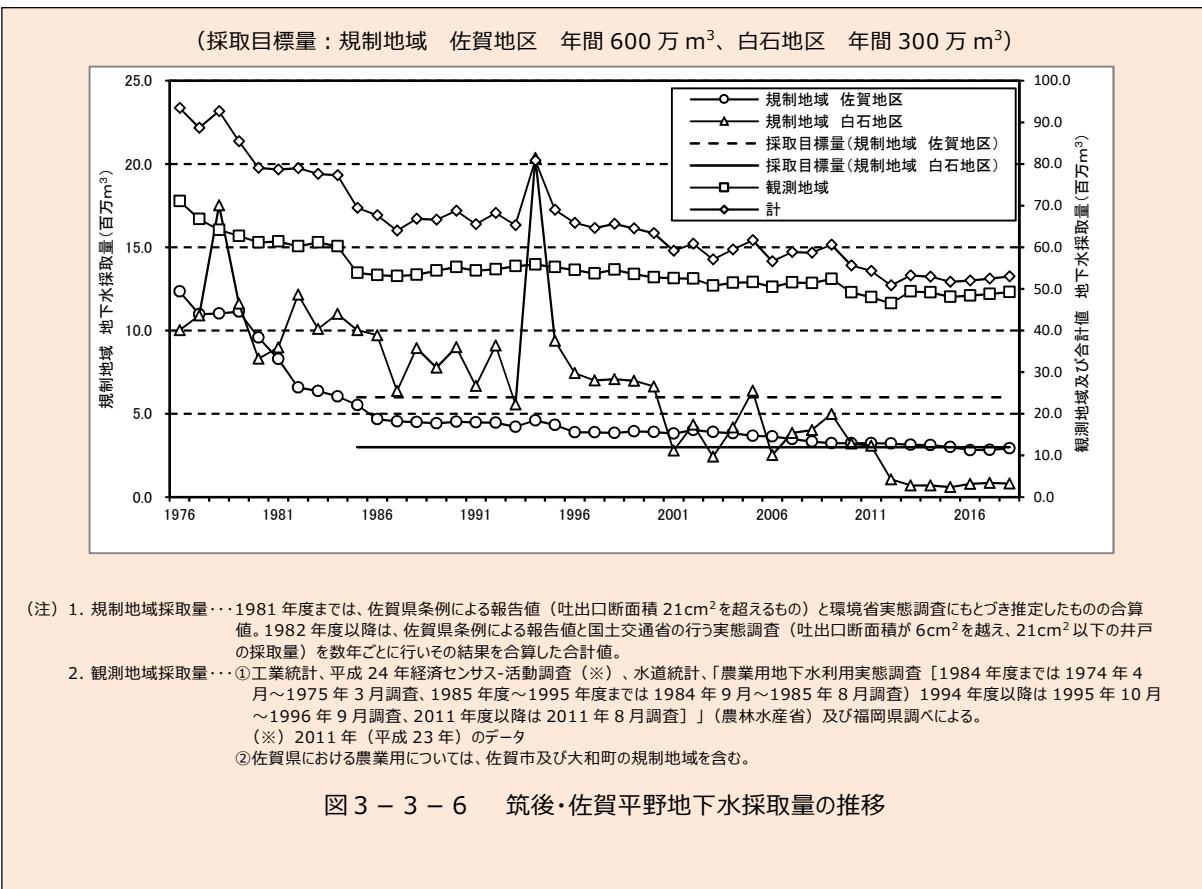


### b. 筑後・佐賀平野

筑後・佐賀平野の地盤沈下は、昭和33年（1958年）の干ばつ被害をきっかけとして注目されるようになって以降も沈下が継続し、特に昭和42年（1967年）、48年（1973年）、53年（1978年）及び平成6年（1994年）の渴水時には大きく沈下し、昭和47年（1972年）以降の累積沈下量は、佐賀県白石町において1m以上に達している（図3-3-5）。

最近は、地盤沈下が沈静化しているが、依然として沈下が進行している箇所が存在している。筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱は昭和60年（1985年）4月に決定されたが、平成6年度（1994年度）に目標年度を迎えたため平成7年（1995年）9月に一部改正された。同要綱では、対象地域を規制地域と観測地域に区分し、規制地域の佐賀地区と白石地区における地下水採取目標量はそれぞれ改正前と同じく佐賀地区で年間600万m<sup>3</sup>、白石地区で年間300万m<sup>3</sup>と定めている（図3-3-6、参考3-3-4）。

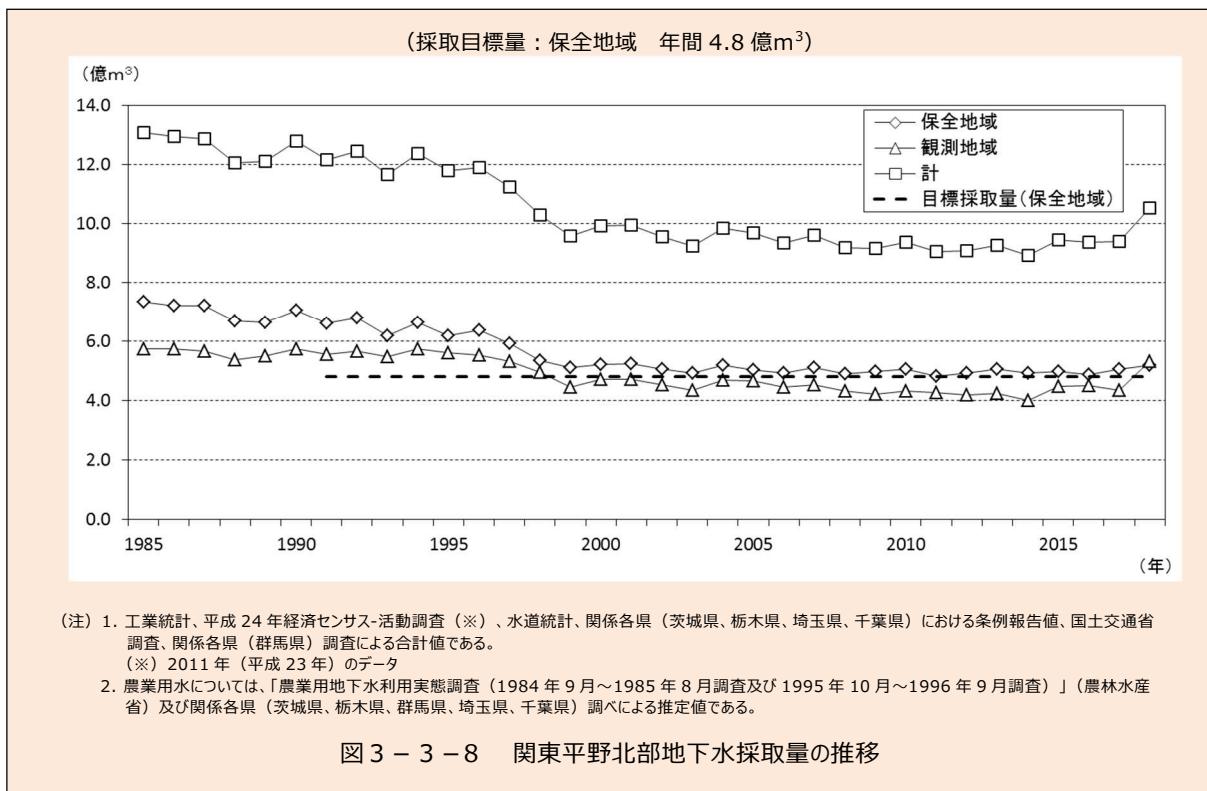




### c. 関東平野北部

関東平野北部の地盤沈下は、昭和 30 年代（1960 年代前半）から埼玉県南部で著しくなり、その後、埼玉県北部、茨城県西部、千葉県北西部、群馬県南部及び栃木県南部の各地域に拡大していった。昭和 36 年（1961 年）以降の累積沈下量は、埼玉県越谷市において約 1.8m に達した。令和元年（2019 年）では、年間 1 cm 以上の沈下は見られなかった（図 3-3-7）。

関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱は平成 3 年（1991 年）11 月に決定され、対象地域を保全地域と観測地域に区分し、保全地域の地下水採取目標量を年間 4.8 億 m<sup>3</sup> と定めているが、同地域における平成 30 年度（2018 年度）の地下水採取量は、年間約 5.2 億 m<sup>3</sup> となっており、目標量を超過している状況にある（図 3-3-8、参考 3-3-5）。



### (3) 緊急時における地下水の利用

地方公共団体において震災時における地下水の活用を「地域防災計画」の中に規定し、災害用井戸の計画的な設置や、個人、事業所、公共施設等が所有する井戸を緊急時に活用する体制の整備とそれらの近隣住民への周知を実施している事例もあり、自立分散型の代替水源としての役割が期待されている。また、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）においては、災害時などに地盤沈下を起こさない範囲で地下水が利用できるよう、3次元水循環解析モデルを構築して地下水利用量と地盤沈下の関係を解析する「災害時地下水利用システム」の研究開発を行っている。

一方、表層水の開発が困難な一部地域では地下ダムによる地下水利用が進められており、水道用水の確保を目的とした福岡県宇美町の天ヶ熊ダム、長崎県長崎市の樺島ダムなどの実施例があり、農業用水の確保を目的としたダムは、鹿児島県で、喜界島及び沖永良部島、沖縄県で沖縄本島、伊江島、宮古島及び伊是名島に建設されている（国土交通省水資源部調べ）。

### (4) 地下水の適正な利用

冬は温かく、夏は冷たいという恒温性をもつ地下水は持続可能な再生エネルギーとして、積雪地域の地域交通の確保のための消雪、ヒートポンプ等の熱利用機器によるビル・住宅等の冷暖房等に利用されている。加えて、帶水層の地下水を熱エネルギーの貯蔵に利用する技術開発も進んでいる（参考2-5-5、参考2-5-6）。

## 4

## 水資源利用と水質

## (1) 水質の現況

河川・湖沼は都市用水の水源の約76%を占める。河川の水質環境基準（BOD）の達成率は、令和元年度（2019年度）は約94%となった。湖沼の水質環境基準（COD）の達成率は、令和元年度（2019年度）は約50%となった（図3-4-1）。



(注) 1. 環境省「公共用水域水質測定結果」をもとに、国土交通省水資源部作成  
 2. 河川はBOD、湖沼はCOD  
 3. 達成率(%) = (環境基準達成水域数 / 環境基準あてはめ水域数) × 100  
 4. 各年度の調査は、前年度までに類型指定が成された水域のうち有効な測定結果が得られた水域についてとりまとめたものである。

図3-4-1 河川・湖沼の環境基準（BOD又はCOD全国平均）達成率の推移

## (2) 水質保全対策

河川、湖沼等の水質を保全するため、水質汚濁に係る環境基準の設定、工場・事業場からの排水の規制、生活排水処理施設の整備、河川等における浄化など種々の対策が実施されている。

水質汚濁に係る環境基準については、人の健康の保護に関する環境基準と、生活環境の保全に関する環境基準からなり、人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域について 27 項目、地下水について 28 項目が定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準は、平成 28 年 3 月に追加された底層溶存酸素量を含め、公共用水域について 13 項目が定められている（参考 3-4-1）。

水質汚濁防止法に基づき、工場、事業場からの排水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進し水質汚濁の防止を図っている。平成 22 年（2010 年）には、同法の一部が改正され、事業者による測定結果の未記録や改ざん等への厳正な対応等が新たに規定されるとともに、事故等の措置及びその対象物質の拡大がなされた。さらに、水質汚濁防止法の規制のみでは水質保全が十分でない湖沼については、湖沼水質保全特別措置法に基づいて水質保全対策を行っており、琵琶湖等 11 湖沼が指定されている。

生活排水対策については、地域の特性や実情に応じ、下水道や浄化槽など各種污水処理施設の普及が図られている。農村部では、農業用排水路の水質保全等を目的に生活排水等を処理する農業集落排水事業等が進められている。

これらの污水処理施設の普及状況を示す指標として、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽などの各污水処理施設を利用できる人口の総人口に対する割合で表した汚水処理人口普及率でみると、令和 2 年度末（2020 年度末）における普及率は約 92.1%（福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた 47 都道府県の集計データ）である（国土交通省下水道部・農林水産省・環境省調べ）。普及状況には地域間格差があり、特に中小市町村では多くの未普及地域を抱えることから、早急な普及が望まれる。また、水質保全上重要な地域では、富栄養化による赤潮等の発生を防ぐため、窒素・リンを除去できる高度処理の導入等が推進されている。さらに、水質汚濁防止法の規定に基づき都道府県知事により指定される生活排水対策重点地域においては、市町村により生活排水対策推進計画が策定されており、令和元年度末（2019 年度末）現在、41 都府県の 209 地域（333 市町村）が指定されている（環境省調べ）。

一方、河川や湖沼などでは、浄化用水の導入や底泥の浚渫、汚濁流入水の浄化対策などが実施されているほか、水質の保持、漁業への影響、景観の保全等を総合的に考慮して、河川の正常流量確保のための対策が行われている。

地下水の水質の保全に関しては、水質汚濁防止法により工場、事業場からの有害物質を含む污水等の地下浸透が制限され、都道府県知事は汚染原因者に対し、汚染された地下水の水質浄化のための措置を命ずることができる。また、平成 23 年（2011 年）には、同法の一部が改正され、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、有害物質の使用・貯蔵を行う施設について、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の順守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務の創設など、地下水汚染の未然防止対策を推進している（環境省調べ）。

### (3) 安全でより良質な水の確保

安全で良質な水の確保のため、各種の取組が行われている。

水道水質基準については、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により常に見直しを行うこととされており、令和3年4月1日現在、51項目となっている。また、水質基準以外にも、水道水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目が通知により示されており、令和3年4月1日現在、27項目となっている。

浄水場においては、水道原水中の有機物が浄水過程で注入される塩素と反応して生成されるトリハロメタン等の消毒副生成物の低減化が図られている。さらに、塩素消毒に耐性がある病原微生物であるクリプトスパリジウム等については、「水道におけるクリプトスパリジウム等対策指針」が策定され、対応が図られている。

水源となる河川、湖沼等においては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、平成11年（1999年）12月にはダイオキシン類の水質環境基準が設定され、平成14年（2002年）7月にはダイオキシン類の底質環境基準が設定された。

このほか、河川水等の水環境中の化学物質については、その濃度と人体への影響、生態系への影響等不明な点も多く、今後更なる関連情報の収集が必要である。

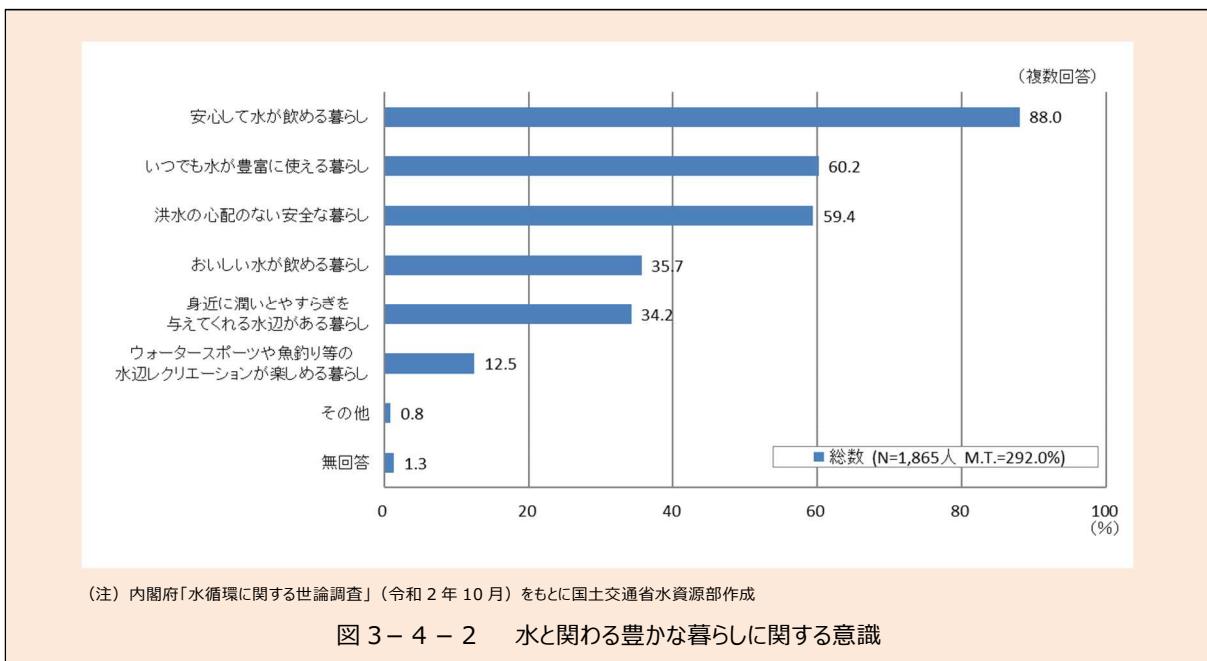
### (4) 安全でおいしい水への要望

令和2年（2020年）に内閣府が実施した「水循環に関する世論調査」によると、水と関わる豊かな暮らしとは「安心して水が飲める暮らし」（88.0%）、「おいしい水が飲める暮らし」（35.7%）と安全な水やおいしい水への国民の関心がうかがえる（図3-4-2）。

また、この調査によると、普段の水の飲み方は「特に措置を講じずに、水道水をそのまま飲んでいる」とする人が43.9%と最も多かったが、その他「ミネラルウォーターなどを購入して飲んでいる」（33.9%）、「浄水器を設置して水道水を飲んでいる」（28.0%）とする人の順に多かった（図3-4-3）。水道水の質については約39%の人が「飲み水以外の用途において満足している」もしくは「全ての用途において満足していない」と回答している（図3-4-4）。

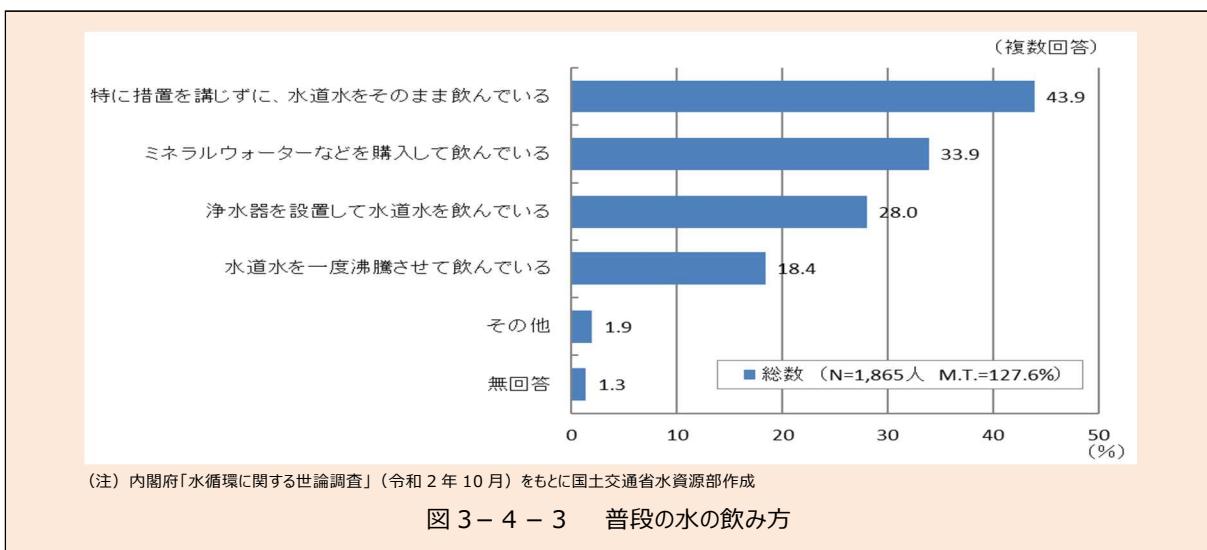
近年は、浄水器の家庭への普及が進んでいる（参考3-4-2～4）。

湖沼の富栄養化等の水源水質の悪化により、カビ臭等による異臭味障害対象人口は、平成2年度（1990年度）には約2,200万人に達したが、オゾン処理技術などの水の高度処理技術の導入や水質管理の向上等により改善傾向にあり、近年では概ね300万人以下で推移している。（図3-4-5）。



(注) 内閣府「水循環に関する世論調査」(令和2年10月)をもとに国土交通省水資源部作成

図3-4-2 水と関わる豊かな暮らしに関する意識



(注) 内閣府「水循環に関する世論調査」(令和2年10月)をもとに国土交通省水資源部作成

図3-4-3 普段の水の飲み方

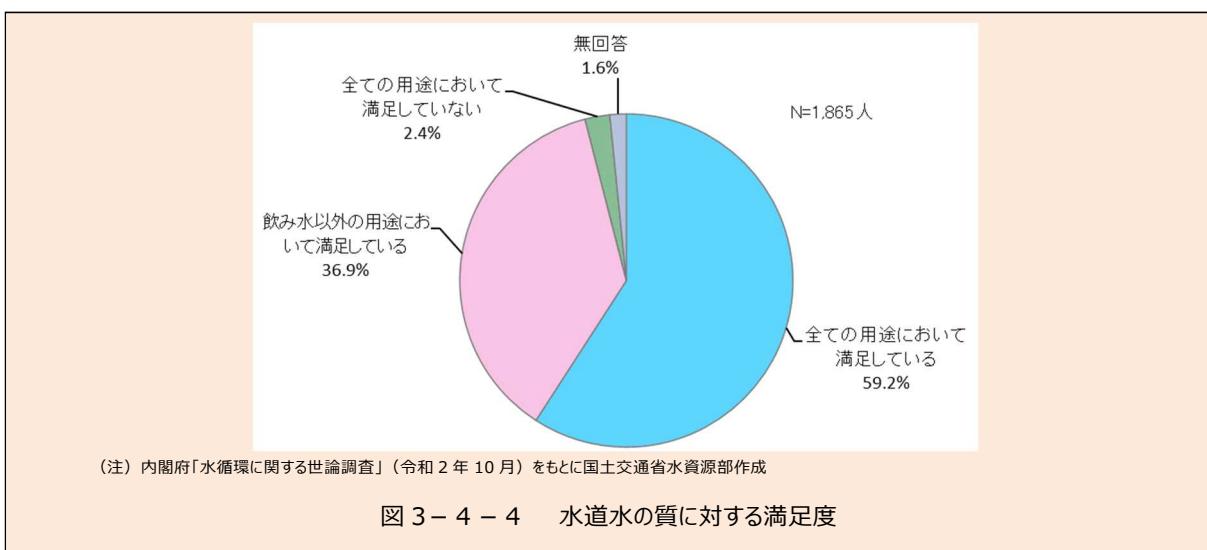
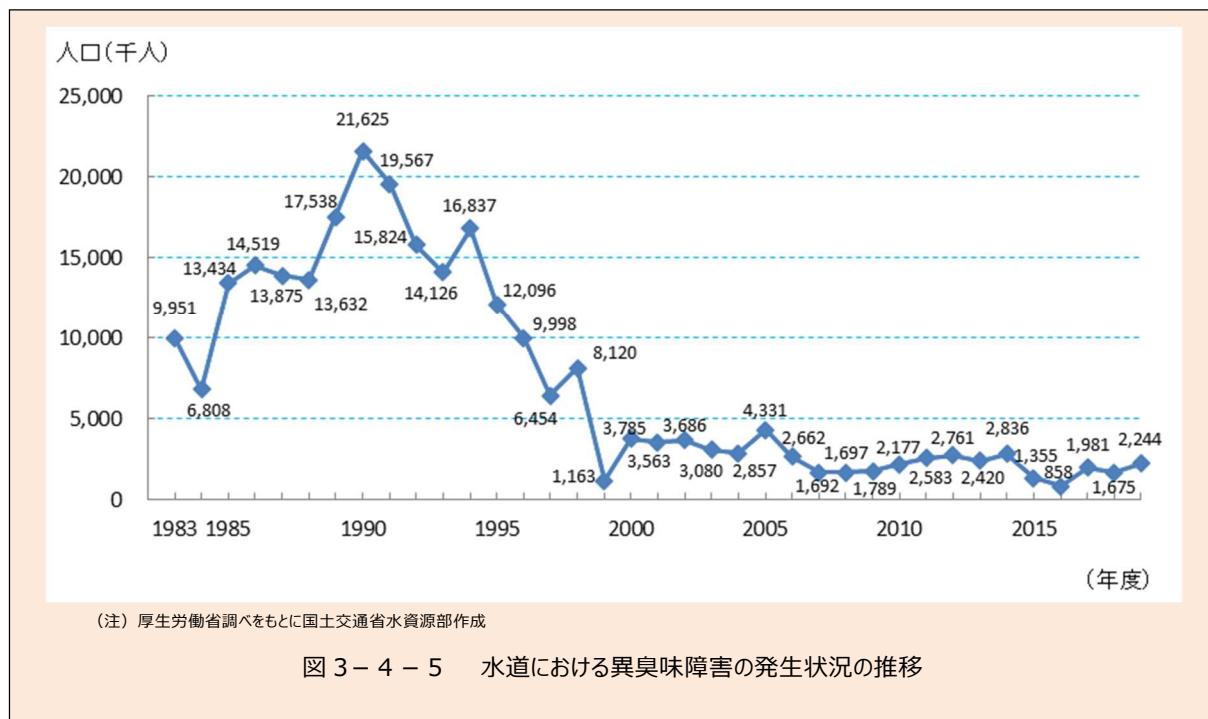


図3-4-4 水道水の質に対する満足度



## 5 水資源と地球環境

### (1) 地球環境の変化

自然的及び人為的要因により引き起こされている地球環境の変化が、異常多雨・少雨、異常高温・低温等の異常気象を世界各地でもたらしていると考えられている（表3-5-1）。

#### 1) 地球環境変化の要因

自然的要因としては、偏西風波動の変化、海洋変動、雪氷面積の変化、火山噴火、太陽活動などが考えられているが、特に注目されているものにエルニーニョ／ラニーニャ現象がある。エルニーニョ／ラニーニャ現象の発生に伴い、大気の循環場が大きく変化することから、熱帯域のみならず、中高緯度域でも種々の異常気象が発生する傾向がある。昨今では、平成14年（2002年）夏から14／15年（2002／03年）冬、平成21年（2009年）夏から22年（2010年）春、平成26年（2014年）夏から28年（2016年）春、平成30年（2018年）秋から令和元年（2019年）春にエルニーニョ現象が発生した。また、平成19年（2007年）春から20年（2008年）春、平成22年（2010年）夏から23年（2011年）春、平成29年（2017年）秋から30年（2018年）春、令和2年（2020年）夏から3年（2021年）春にラニーニャ現象が発生した。人為的要因としては、二酸化炭素等の排出による温室効果ガスの増加、過剰放牧、過剰耕作や燃料としての薪炭材の過剰な採取等による砂漠化、フロンガス等によるオゾン層の破壊などが挙げられている。

表3-5-1 最近の主な異常気象

西暦年	日本の異常気象	世界の異常気象
2006	大雪(2005年12月～2006年3月、平成18年豪雪) 寡照(春～梅雨期、全国) 大雨(7月、本州～九州、平成18年7月豪雨) 高温(8月以降、全国) 大雨(9月、広島～沖縄、台風第13号) 少雨(9月中旬以降 西日本、南西諸島) 強風・竜巻(10月～12月、全国)	中国南東部の台風被害(5～8月) 中国の干ばつ(8月、10～11月) フィリピンの地すべり(2月) フィリピン・ベトナムの台風被害(5月、9～12月) インド・パキスタンの大雨(5～8月) ヨーロッパの熱波(6～7月) アフリカ東部の大雨(8～11月) オーストラリアの干ばつ(6～12月)
2007	高温(冬：全国記録的暖冬、日本海側は少雪) 高温(8～10月：西日本中心に全国的) 少雨(春：西日本) 少雨(秋：東日本日本海側、西日本) 多雨(8、9月：沖縄) 多雨(12月：東日本太平洋側、西日本) 多照(春：東日本太平洋側、西日本) 寡照(12月：北日本、東日本、西日本)	中国中部の大雨(6～7月) 朝鮮半島・中国の台風・大雨(8月) アジア南部のサイクロン・大雨(6月、11月) ヨーロッパ南東部の熱波(6～7月) アフリカ熱帯域の大雨(7～9月) 米国東部・西部の干ばつ(通年) アルゼンチン周辺の低温(5～8月) オーストラリア南部の干ばつ(7～10月)
2008	少雨(1月：東日本日本海側、北日本太平洋側) 少雪(冬：北・東日本日本海側) 高温(春：北・東日本) 少雨(春：北・東日本日本海側) 高温少雨(7月：東・西日本) 少雨(8月：沖縄・奄美) 局地的大雨(8月：各地) 高温(12月：北・東日本)	中国・中央アジアの寒波(1～2月) 中国南部・フィリピン・ベトナムの台風・大雨(6～11月) ミャンマーのサイクロン(5月) インド北部周辺の大雨(6～9月) 地中海西部周辺の異常多雨の頻発(7、9～11月) 米国北東部・中部の異常多雨の頻発(2～3、5～6月、9月) 米国南部・カリブ海諸国のハリケーン(8～9月) オーストラリア南部の干ばつ(通年)
2009	高温(冬：北・東日本) 少雪(冬：北・東日本日本海側) 少雨・多照(冬：沖縄・奄美) 少雨(5月：西日本) 多雨(7月：北日本) 寡照(夏：北日本日本海側) 少雨(9月：東・西日本日本海側) 高温(9月：沖縄・奄美)	北緯30度～南緯30度の低緯度域での異常高温 フィリピンの台風・大雨(5、9～10月) ヨーロッパ北部の多雨(7月) アラル海～アフリカ北部の多雨(9月) 米国中部周辺の低温(10月) アルゼンチン北部周辺の少雨(1、3～4月) オーストラリア南東部の熱波・森林火災(1～2月)
2010	多雨・寡照(3月：東・西日本) 多雨・寡照(4月：北～西日本) 大雨(7月：東・西日本) 高温(夏：北～西日本) 高温(9月：北～西日本) 大雨(10月：沖縄・奄美) 大雨(12月：北～西日本) 大雪(12月：北・西日本日本海側)	北半球中緯度帶での異常低温(1～4月、11～12月) 中国中部の大雨(8月) タイ、ベトナムの多雨(10月) パキスタンの多雨(6～9月) ロシア西部及びその周辺の高温・少雨(6～8月) 中東～アフリカ西部の高温(通年) 北米東部及びその周辺の高温(通年) 南米南部の低温(5月、7～8月、12月) オーストラリア東部の多雨(12月)
2011	少雨(1月、東・西日本太平洋側) 低温・寡照(1月、沖縄・奄美) 多照(2月、北・東日本日本海側) 多雨(冬、北日本太平洋側) 少雨(3月、北・東・西日本太平洋側、沖縄・奄美) 多照(3月、東日本太平洋側) 多照(4月、沖縄・奄美) 多雨(5月、東日本太平洋側、西日本) 多雨・寡照(5月、沖縄・奄美) 低温(春、沖縄・奄美) 多雨(春、東日本日本海側) 大雨(7月、平成23年7月新潟・福島豪雨) 大雨(8月末～9月、台風第12号および台風第15号) 多照(9月、東日本日本海側) 多雨(秋、北日本日本海側) 高温(11月、沖縄・奄美) 寡照(秋、12月、沖縄・奄美)	インドシナ半島の洪水(7～12月) フィリピンの台風(12月) パキスタン南部の多雨(8～9月) ヨーロッパの少雨(3～5月、9～11月) アフリカ東部の干ばつ(1～9月) 米国南部～メキシコ北部の高温(3～9月)・少雨(1～11月) 米国南東部・中部の竜巻(4～5月) ブラジル南東部の大雨(1月)
2012	寡照(冬、西日本日本海側、沖縄・奄美) 少雨(5月、西日本) 多雨・寡照(5月、北日本) 寡照(6月、西日本太平洋側) 大雨(7月、平成24年7月九州北部豪雨) 多雨(夏、8月、沖縄・奄美) 高温(秋、9月、北日本) 多照(秋、9月、東日本) 多雨(11月、12月、北日本日本海側) 寡照(11月、北日本太平洋側)	東アジア北部～アフリカ北西部の低温(1～2月、12月) 米国東部～中部の高温(3～7月)・少雨(5～9月、11月) パキスタンの多雨(9月) 米国東部・カリブ海諸国のハリケーン(10月) フィリピンの台風(12月) カザフスタン西部～ロシア西部の高温(4～5月、10月) 英國及びその周辺の多雨(4月、6月、12月) 地中海周辺～アラビア半島の高温(6～11月)・少雨(6月、8月、12月)

西暦年	日本の異常気象	世界の異常気象
2013	少雨(6月、北日本太平洋側) 高温(夏、西日本) 多雨(夏、東日本日本海側) 多照(9月、東日本太平洋側) 多雨(10月、北日本太平洋側) 高温(10月、東日本) 多雨(秋、北・東日本日本海側)	東日本～中国中部の高温(3月、7～8月) フィリピンの台風(11月) インドシナ半島の大雨(9～10月) インド・ネバールの大雨(6月) パキスタン・アフガニスタンの大雨(8月) ヨーロッパ西部の低温(3～6月) メキシコのハリケーン(9月) ブラジル東部の高温(1～4月、6月)・少雨(2～3月) オーストラリアの高温(1月、3～4月、7～10月)
2014	多照(1月、西日本、沖縄・奄美) 少雨(1月、沖縄・奄美) 大雪(2月、東日本太平洋側) 多雨(3月、東日本日本海側) 多照(春、北・東・西日本) 多雨・寡照(8月、西日本太平洋側) 大雨(7月末～8月、平成26年8月豪雨) 高温(9月、沖縄・奄美) 多照(秋、北日本、東日本日本海側) 多雨(雪)・寡照(12月、北・東日本日本海側)	低緯度域各地の高温(6月以降) 日本の大雨(8月) 中国北東部・東部の干ばつ(6～8月) インド・ネバール・パキスタンの大雨(7～9月) アフガニスタン北部の洪水、地すべり(4～6月) ヨーロッパ南東部の多雨(5～6月、8～9月、12月) 米国中西部及びその周辺の低温(1～3月、7月、11月) 米国カリフォルニア州の干ばつ(通年) ブラジル南部及びその周辺の高温(1～2月、9～10月)・多雨(6～7月、9～10月)
2015	高温(3月、北日本) 高温(5月、北・東日本) 多照(5月、北日本太平洋側、東日本日本海側) 高温(春、北日本) 高温(6月、沖縄・奄美) 多雨・寡照(8月月中旬～9月上旬、全国) 大雨(9月、平成27年9月関東・東北豪雨) 多照(10月、西日本) 高温(11月、沖縄・奄美) 寡照(11月、西日本太平洋側) 高温(12月、東・西日本) 多雨(12月、西日本太平洋側)	低緯度各地の高温(3月以降) 中国南部の大雨(5、7～8月) ミャンマーの大雨(6～8月) インドの熱波(5月)・大雨(6～9月、11～12月) パキスタンの熱波(6月)・大雨(7～9月) アフガニスタンの雪崩、洪水、地すべり(2～4月) 東アフリカ南部の洪水(1月) 米国カリフォルニア州の干ばつ(通年) グアテマラ南部の地すべり(10月)
2016	多雨(冬、1月、沖縄・奄美) 少雨(3月、東日本日本海側) 高温(5月、北日本) 大雨(8月、台風第7号、第11号、第9号、第10号) 多雨(夏、8月、北日本太平洋側) 高温(夏、7月、沖縄・奄美) 高温(秋、10月、西日本、沖縄・奄美) 多雨(秋、西日本日本海側) 寡照(秋、9月、10月、西日本) 高温(12月、沖縄・奄美)	低緯度域各地の高温(ほぼ通年) 東南アジアの干ばつ(1～5月) パキスタン北部～アフガニスタンの大雨(3～4月) インドの熱波(3～5月)・大雨(7～10月) 中国の大雨(4～7月) スリランカ、インド北東部及びパングラデシュのトロピカル・ストーム(5月) パキスタンの大雨(7～8月) 北朝鮮北東部の大雨(8～9月) ハイチ、米国南東部のハリケーン(10月)
2017	高温(冬、沖縄・奄美) 多雨(6月、北日本日本海側) 多照(6月、東日本太平洋側) 大雨(7月、平成29年7月九州北部豪雨) 寡照(8月、北日本太平洋側) 高温(8月、9月、10月、秋、沖縄・奄美) 多雨(10月、東・西日本) 寡照(10月、西日本)	中国南部の大雨・台風(6～8月) フィリピンの台風(12月) ベトナムの台風・大雨(9～11月) スリランカ南部の大雨(5月) 南アジア～アフガニスタン北東部の大雨(6～9月) シエラレオネ西部の地すべり(8月) コンゴ民主共和国北東部の地すべり(8月) ジンバブエのサイクロン(2月) 北朝鮮東部～カリブ海諸国のハリケーン(8～9月) 米国南東部～カリブ海諸国のハリケーン(8～9月)
2018	多照(冬、東日本太平洋側) 多雨(3月、東日本太平洋側) 多照(3月、東・西日本日本海側、沖縄・奄美) 高温(春、3月、4月、北・東・西日本) 大雨(7月、平成30年7月豪雨) 多照(夏、7月、東日本) 多雨(夏、7月、北日本日本海側、沖縄・奄美) 高温(夏、7月、8月、東・西日本) 多雨(9月、東日本、西日本太平洋側) 寡照(9月、西日本太平洋側)	北半球の夏を中心に世界各地で異常高温 モンゴル南西部～中国北西部の低温(1月、9月、12月) インドの大雨(6～9月) ヨーロッパ中部及びその周辺の少雨(2月、5～11月) ヨーロッパ南部～北アフリカ北西部の多雨(1～6月、8～10月) ナイジェリアの大雨(7～9月) 東アフリカ北部～中部の大雨、トロピカル・ストーム(3～5月) 米国北東部～南部の多雨(2月、5月、8～12月) 米国西部の森林火災(7～9月、11月) アルゼンチン北部及びその周辺の干ばつ(1～3月) オーストラリア南東部の干ばつ(1～9月)
2019	高温(冬、2月、沖縄・奄美) 少雪(冬、東・西日本日本海側) 少雨(1月、北日本太平洋側) 高温(春、5月、北日本) 少雨(5月、西日本日本海側) 多照(春、5月、北日本、東・西日本日本海側) 高温(秋、9月、10月、東・西日本、10月は北日本も) 多雨(10月、北・東日本太平洋側、令和元年東日本台風) 多照(11月、西日本太平洋側)	夏季にヨーロッパで熱波など年間通じて世界各地で異常高温 中国東部～タイ北部の大雨・台風(6～8月) マレー半島中部～ジャワ島の少雨(6～7、9～11月) 南アジア及びその周辺の大雨(7～10月) 中東北部～インドの大雨(3～4月) 東アフリカ北部～西部の大雨(10～12月) 東アフリカ南部のサイクロン(3～4月) 米国中西部～南東部の多雨(2、4～5、9～10月) 米国東部～バハマのハリケーン(9月) アルゼンチン北東部及びその周辺の多雨(1、3、6月) オーストラリアの森林火災(9～12月)
2020	高温(冬、1月：東・西日本) 少雪(冬、1月：北・東・西日本日本海側) 高温(3月、北・東・西日本) 高温(6月、東・西日本) 大雨(7月、令和2年7月豪雨) 寡照(7月、東・西日本) 高温(8月、東・西日本) 少雨(8月、東・西日本太平洋側) 多照(8月、西日本太平洋側) 大雨(9月、西日本、沖縄・奄美、台風第10号) 少雨(12月、北日本太平洋側)	年間通じて世界各地で異常高温 モンゴル中部～朝鮮半島の多雨(2、8～9、11月) 中国長江中・下流域などで大雨(6～8月) フィリピン～インドシナ半島の大雨、台風(10～11月) 南アジア及びその周辺の大雨(6～10月) ヨーロッパ西部～南部の多雨(2～3、6、8、10、12月) ヨーロッパ東部～南西部の少雨(1、4～5、7、11月) 東アフリカ中部及びその周辺の大雨(4～5月) 西アフリカ中部～西部の多雨(7～9月) 北米西部の森林火災(8～9月) 米国南部～中米のハリケーン(8、11月) アルゼンチン北部～ブラジル南部の少雨(2～3、5、9～11月)

(注) 気象庁作成資料による。

## 2) 気候変動の影響に対する評価検討等

地球温暖化等の気候変動の影響については、国内的には、気象庁、環境省、文部科学省等関係省庁、国際的には、「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)、「世界気象機関」(WMO)、「国連環境計画」(UNEP) 等において検討されている。

平成25年（2013年）から26年（2014年）の間に公表されたIPCC第5次評価報告書によれば、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、1950年代以降に観測された変化の多くは過去数十年から数千年間にわたり前例のないものであり、すでに気候変動は全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間社会に影響を与えていたものと示されている。また、地上気温は、評価された全てのシナリオにおいて、21世紀末には現在と比べて上昇すると予測されており、多くの地域で、熱波はより頻繁かつ長期間発生し、極端な降水がより強くかつ頻繁に発生する可能性が高いことが示されている。

我が国においては、政府の適応計画策定に向けて、中央環境審議会において、幅広い分野の専門家の参加の下、気候変動の影響の評価が行われ、平成27年（2015年）3月に「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」として環境大臣に意見具申がなされた。

この意見具申において、我が国では、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化していることが示された。また、将来は、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇に加え、降水量の増加、強い台風の増加、海面の上昇等が生じ、農業、森林・林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康などの様々な面で多様な影響の生じる可能性が明らかにされた。

こうした気候変動による様々な影響に対し、政府全体として、全体で整合のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的・国際的施策を定めた、政府として初の気候変動の影響への適応計画を平成27年（2015年）11月に策定した。

気候変動適応の法的位置づけを明確化し、気候変動影響及び適応に関する情報基盤の整備や広域協議会の場の活用等により、農業・防災等の各分野で適応策を充実・強化するため、「気候変動適応法」が平成30年（2018年）6月に公布、同年12月に施行された。さらに同年11月には、同法に基づく、気候変動適応計画が策定された。

令和2年（2020年）12月には、同法に基づく初めての気候変動影響の総合的な評価に関する報告書となる「気候変動影響評価報告書」が公表された。本報告書の内容も踏まえ、気候変動適応計画の見直しが行われ、令和3年10月22日に閣議決定された。

## (2) 気候変動による水資源への影響

時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨が発生する一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化をはじめとする気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。農業分野では、高温による水稻の品質低下等への対応として、田植え時期や用水管理の変更等、水資源の利用方法に影響が見られる。また、気温の上昇によって農業用水の需要に影響を与えることが予想されている。

## 6 水資源とエネルギー消費

上下水道事業において、平成30年度（2018年度）における電力使用量は合計で約149億kWhであるが、これは同年度の我が国における総電力使用量約8,962億kWhの1.7%となっている（図3-6-1）。



(注) 1. 国土交通省水資源部作成  
2. 上水道は公益社団法人日本水道協会「水道統計」による。  
3. 下水道は公益社団法人日本下水道協会「下水道統計」による。

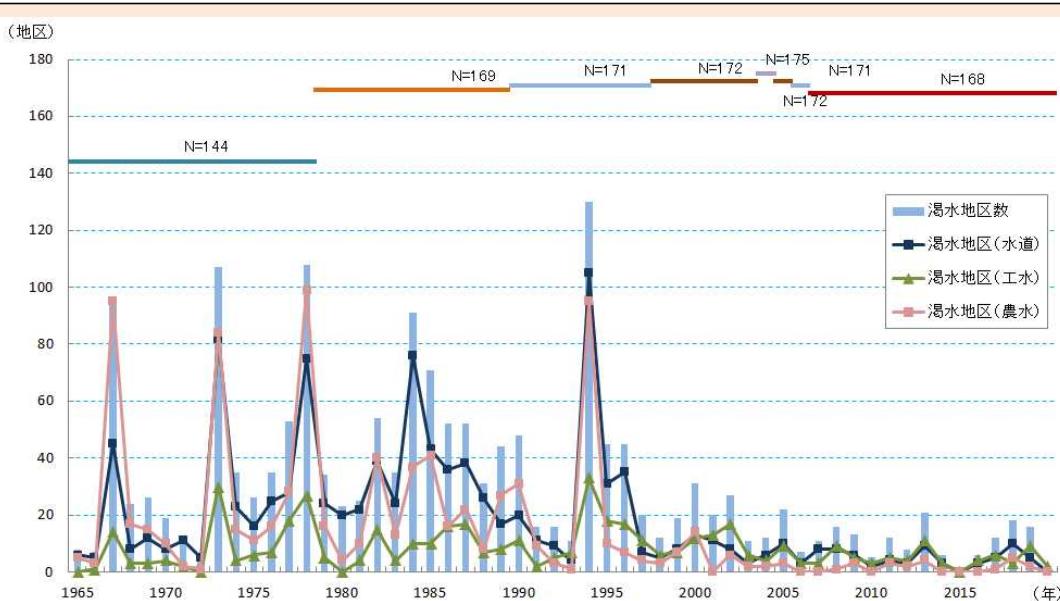
図3-6-1 上水道及び下水道事業における電力使用量の推移

## 7 渇水、災害、事故等の状況

### (1) 渇水の状況

渴水による影響が生じたことの基準を、水道用水については、水道事業者が減圧給水、時間断水により給水量の削減を行った場合、工業用水については、工業用水道事業者が減圧給水、時間断水により給水量の削減を行った場合、あるいは需要者に節水率を定めて節水を求めた場合、農業用水については、河川等の流況の悪化あるいは取水制限に伴い、生育不良が生じた場合とし、渴水による影響が発生した地区をここでは渴水影響地区数として計上する。昭和40年以降では、昭和42年（1967年）、48年（1973年）、53年（1978年）、59年（1984年）、60年（1985年）、平成6年（1994年）で特に多くの地区で渴水による影響が生じたという結果となっている（図3-7-1、参考3-7-1）。

最近30年間における渴水に伴う上水道の減断水の発生状況をみると、四国、東海、関東地方で渴水が多発している（参考3-7-7）。



(注) 1. 國土交通省水資源部調べ  
2. 全国を1965～1978年は144、1979～1989年は169、1990～1997年は171、1998～2003年は172、2004年は175、2005年は172、2006年は171、2007年から168の地区に分割して集計した。  
3. 同一地区で水道、工水、農水のうち複数の減断水が行われた場合もあるので、それら3用途の総和が必ずしも渴水発生地区数となってはいない。

図3-7-1 各種用水の渴水影響地区数

## 1) 令和2年（2020年）の降水概況

令和2年（2020年）の全国平均年降水量は約1,770mmであり、最近10年間の平均値より多かった（参考1-2-4）。平年に比べ地域的には、沖縄・奄美でかなり多く、西日本側と東日本太平洋側で多かった一方、北日本日本海側で少なかった。北日本太平洋側と東日本日本海側は平年並だった。

各季節における降水量は次のとおりである（表3-7-1）。

表3-7-1 令和2年（2020年）の季節ごとの降水の概況

季節	期間	降雨の概況								備考	
		北日本		東日本		西日本		沖縄・奄美			
		日本海側	太平洋側	日本海側	太平洋側	日本海側	太平洋側				
冬	R1.12～R2.2	かなり 少ない	平年並	少ない	平年並	かなり 多い	多い	少ない	·留萌（北海道）、新潟（新潟県）等の4地点で冬の降水量の少ない方からの1位の値を更新 ·佐賀（佐賀県）等の3地点で冬の降水量の多い方からの1位の値を更新		
春	R2.3～R2.5	平年並	多い	平年並	多い	平年並	平年並	多い	·種子島（鹿児島県）では春の降水量の少ない方からの1位の値を更新		
夏	R2.6～R2.8	多い	平年並	多い	かなり 多い	かなり 多い	多い	かなり 多い	·佐賀（佐賀県）と新庄（山形県）の2地点で夏の降水量の多い方からの1位の値を更新		
秋	R2.9～R2.11	平年並	少ない	少ない	少ない	平年並	平年並	少ない	-		

## 2) 令和2年の渇水概況

令和2年（2020年）1月1日から12月31日の間に発生した渇水による水道用水、工業用水及び農業用水への影響は次のとおりである（表3-7-2）。

表3-7-2 令和2年（2020年）の渇水による主な取水制限状況

No.	地整名	水系名	河川名	取水制限の状況		最大取水制限率(%)			備考
				期間 <sup>(注)2</sup>	延べ日数 <sup>(注)3</sup>	水道	工業	農業	
1	近畿	淀川	猪名川	12/21～4/5	106	20		20	
2	中国	佐波川	佐波川	12/17～2/10	56	10	10	10	
3	四国	仁淀川	仁淀川	12/27～1/6	11	20		20	
4	四国	仁淀川	仁淀川	12/22～2/26	67	30		50	

（注）1. 取水制限については、河川管理者が渇水に関する体制を執っている河川のうち、下記いずれかを満たす河川を指すものである。

①取水施設からの取水量が制限されている河川

②ダム等からの補給が減量されている河川

2. 取水制限の開始日と解除日も1日として集計。取水制限の一時解除期間を含む。

3. 表の記載の無い久慈川、安倍川、大井川においては、流況監視等の対応を実施。

### a. 水道用水

渴水の影響の一つの指標として、水道事業体ごとに、給水制限率（平常時の給水量に対する渴水時の給水量の減少割合）、給水制限日数、及び影響人口の積をとり、これらの和を「渴水影響度（%・日・人）」として示す。（参考3-7-2）。令和2年（2020年）は、給水制限が行われなかつたことから上水道の渴水影響度は0%・日・人であった。

### b. 工業用水

給水制限を受けた事業所では、平常時の一 日平均給水量の合計 275 千m<sup>3</sup>/日に対して、渴水時の一 日平均給水量が約 17% 少ない 228 千m<sup>3</sup>/日となつた。この平常時の一 日給水量 275 千m<sup>3</sup>/日は、従業者 30 人以上の事業所の淡水補給量 25,891 千m<sup>3</sup>/日（平成 30 年（2018 年））の約 1.1% に相当する（図 3-7-2、参考 3-7-3）。

### c. 農業用水

全国において、渴水による影響を受けた地域はなかつた。（図 3-7-3、参考 3-7-4）。

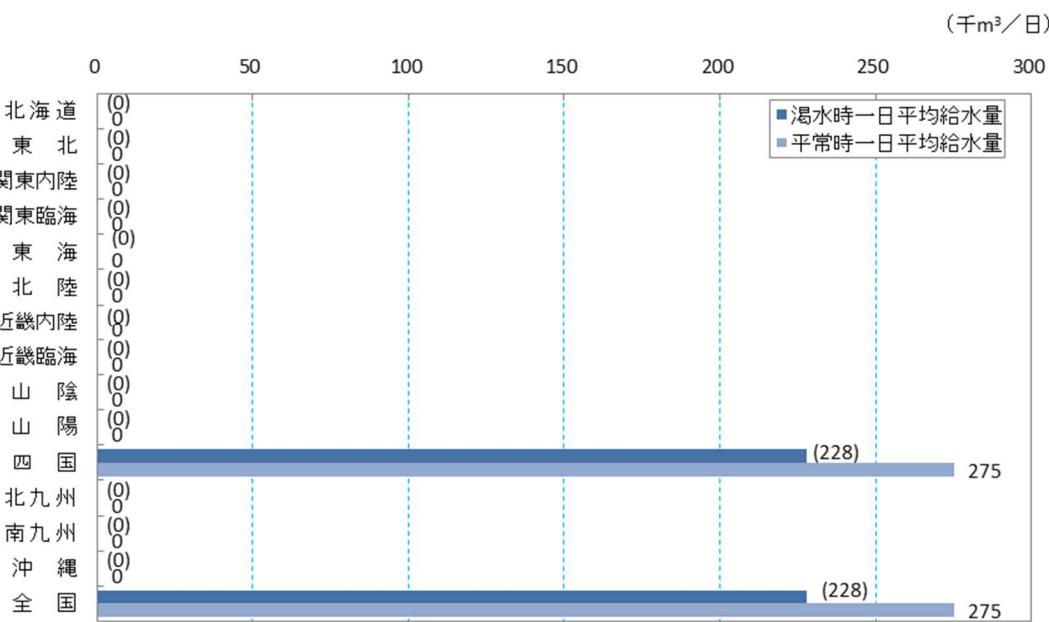


図3-7-2 工業用水の渇水による影響（2020年）

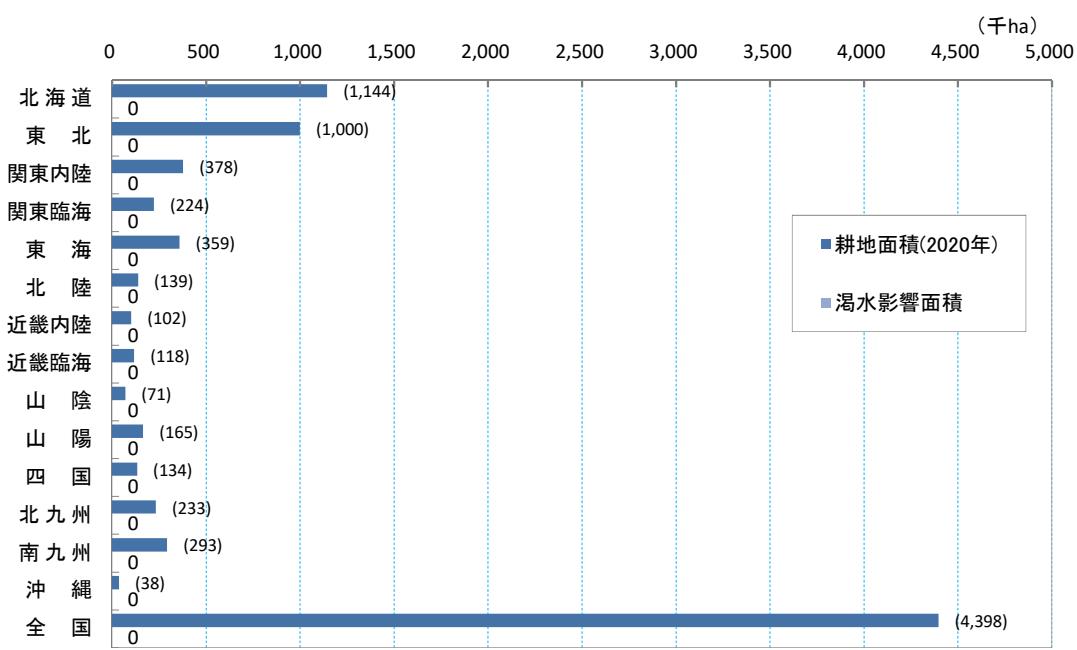


図3-7-3 農業用水の渇水による影響（2020年）

### 3) 令和2年の主な水系における取水制限等の状況

#### a. 利根川・荒川水系

利根川上流域における令和2年（2020年）の降水量は、2月、5月、8月から9月、11月から12月に平年を下回り、特に11月は平年の17%と少なかった。逆に、7月の降水量は平年の約139%と多かった。年間の降水量は、平年の87%と平年より下回っていた（図3-7-4）。利根川上流8ダムは、令和2年度からハッ場ダムを加えた9ダムとなり、その貯水量は年間を通して平年を上回った（図3-7-5）。

利根川・荒川水系では取水制限は行われなかった。



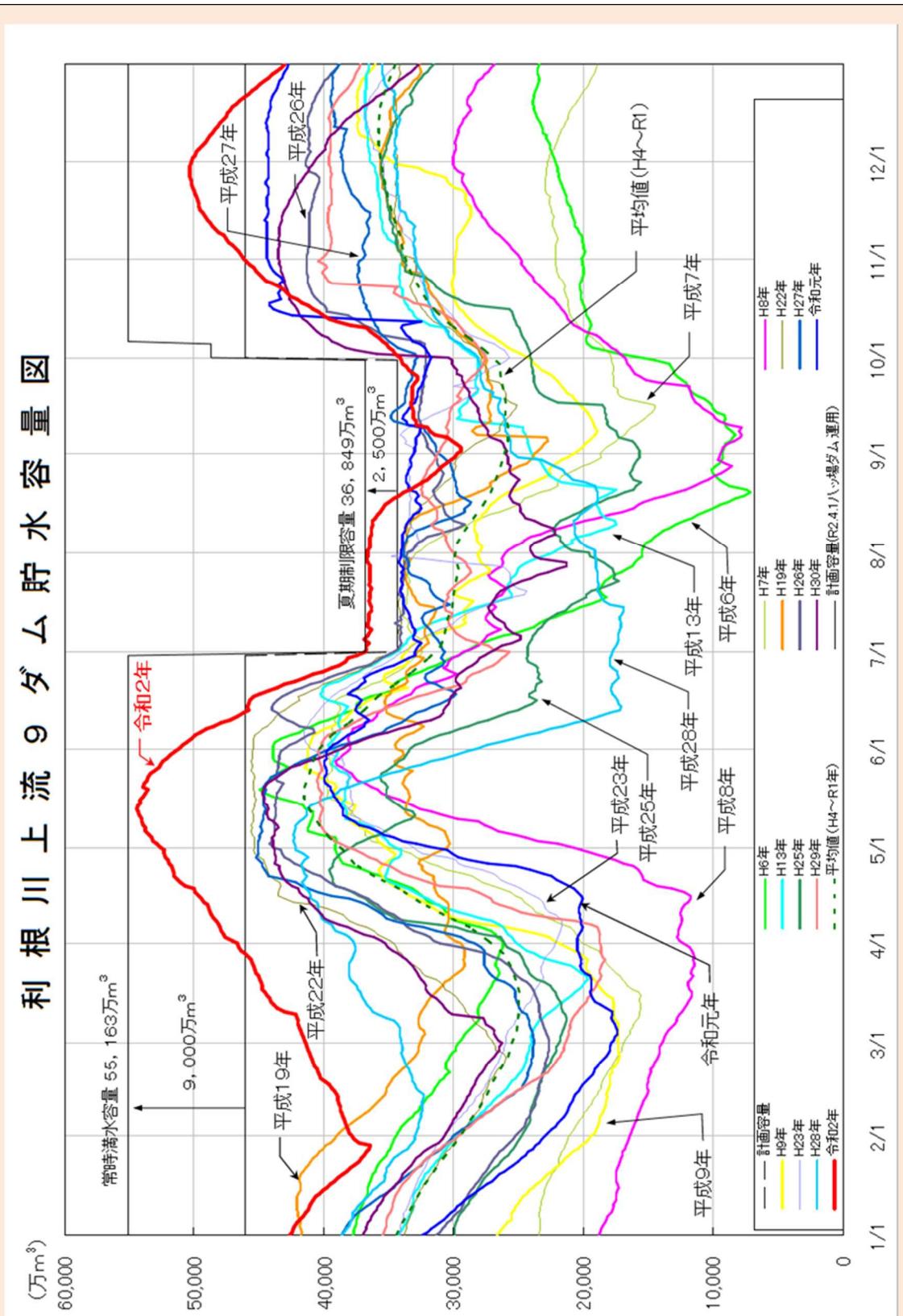


図3-7-5 利根川上流9ダム貯水量図

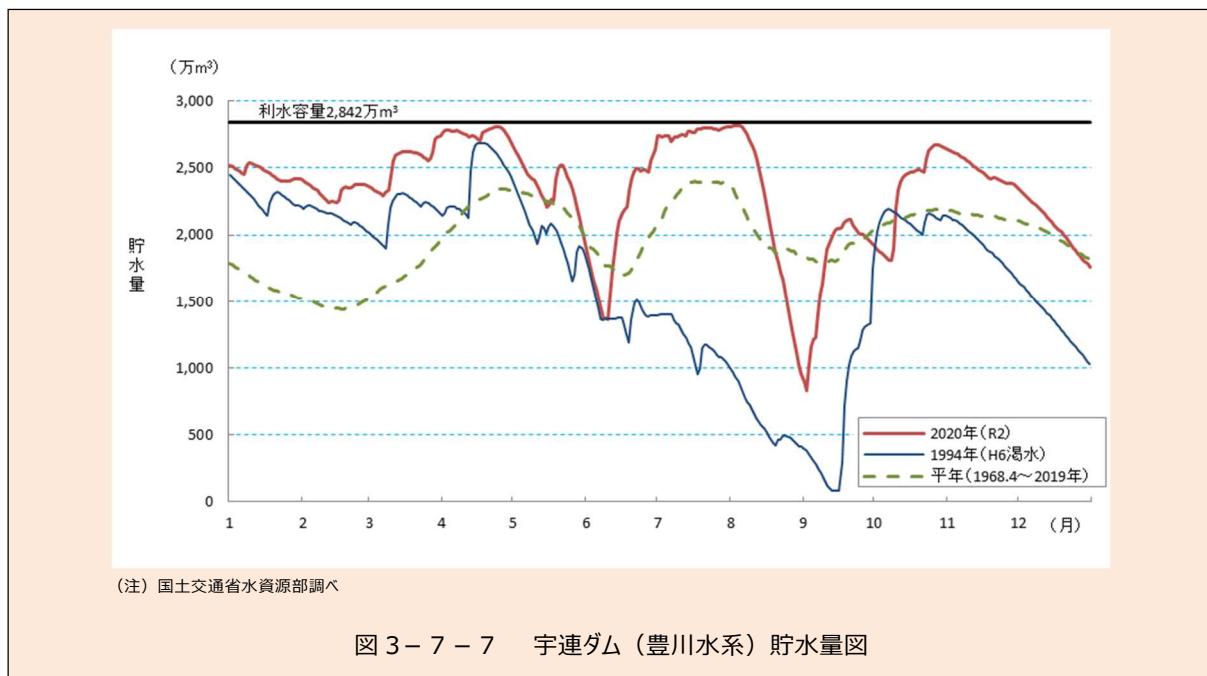
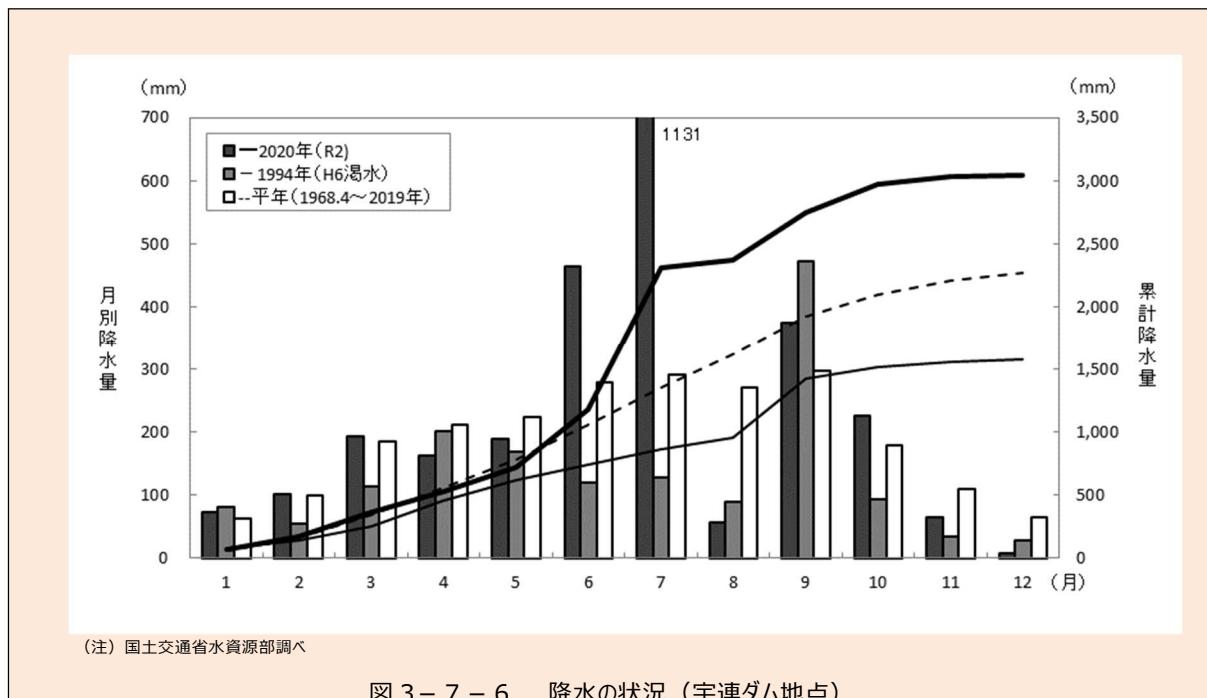
(注) 1. 国土交通省水資源部調べ  
 2. 利根川上流8ダムとは矢木沢ダム、藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、下久保ダム、草木ダム、渡良瀬貯水池及び奈良俣ダムを指す。  
 3. 令和2年度以降は、ハッ場ダムを加え9ダムとした。

### b. 豊川水系

宇連ダム地点における令和2年（2020年）の降水量は、4月から5月、8月、11月から12月に平年を下回ったが、累計降水量では平年の約136%と上回った。（図3-7-6）。

宇連ダムの貯水量は、6月初めに平年を下回ったが、6月以降の降雨により回復し、8月の降水量が少なかったため8月、9月は平年を下回った。（図3-7-7）。

豊川水系では、取水制限はなかった。

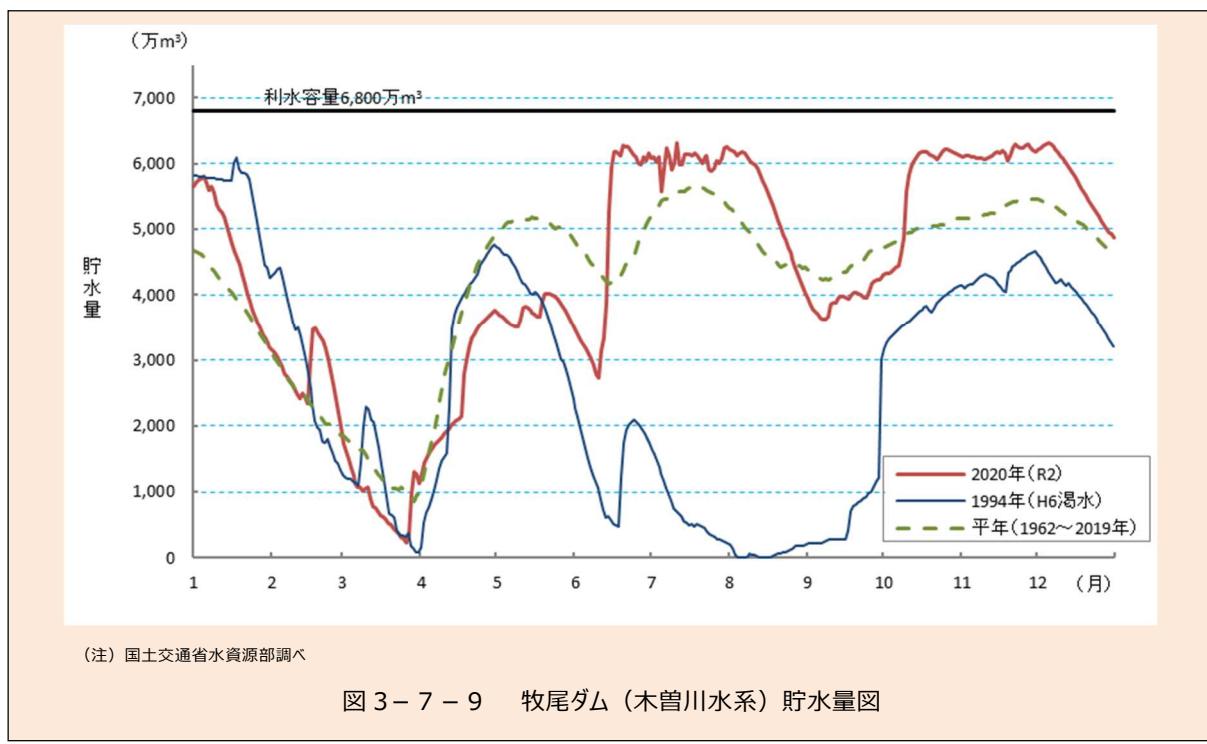
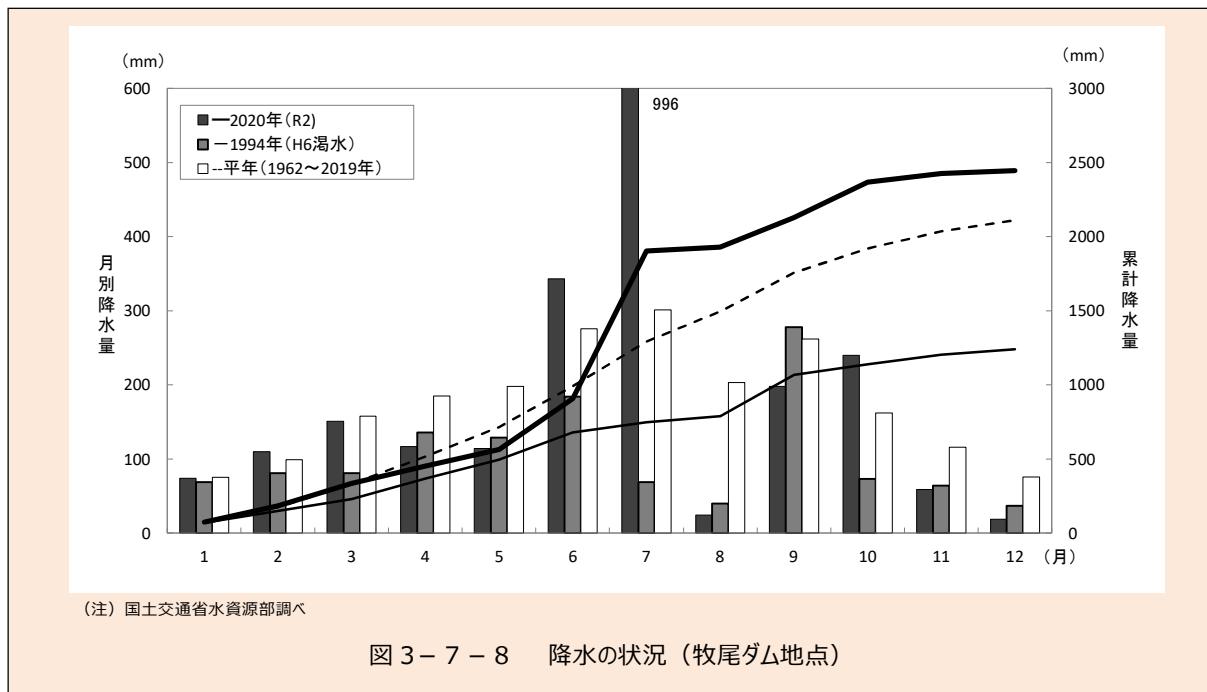


### c. 木曽川水系

牧尾ダム地点における令和2年（2020年）の降水量は、3月から5月、8月、9月、11月から12月に平年を下回ったが、累計降水量では平年の約116%と平年を上回った。（図3-7-8）。

牧尾ダムの貯水量は、3月から6月、9月から10月までは平年を下回って推移したが、その他は平年を上回った。（図3-7-9）。

木曽川水系では、取水制限はなかった。



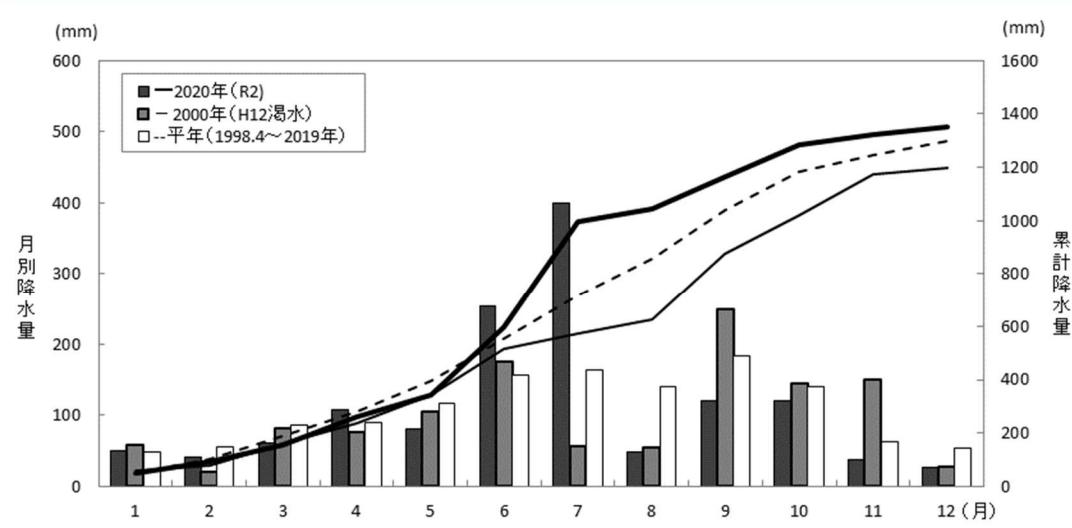
#### d. 淀川水系

日吉ダム地点における令和2年（2020年）の降水量は、6月から7月で平年を大きく上回り、累計降水量では6月から平年を上回り、年間の降水量は、平年の約104%であった。（図3-7-10）。

日吉ダムの貯水量は、1月から2月、9月、11月から12月は平年を下回ったが、それ以外はほぼ平年並みだった（図3-7-11）。

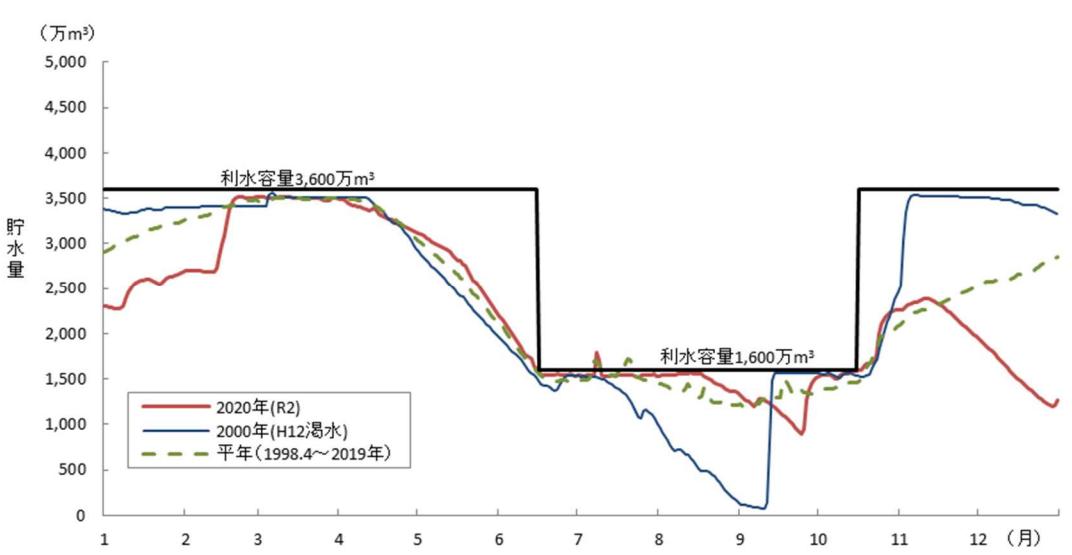
一方、一庫ダム地点における令和2年（2020年）の降水量は、8月の降水量は、3mmと少なく、一庫ダムの貯水量は、8月から12月まで低下傾向が続いた。

淀川水系では、12月21日から翌年4月5日まで取水制限を行った。



（注）国土交通省水資源部調べ

図3-7-10 降水の状況（日吉ダム地点）



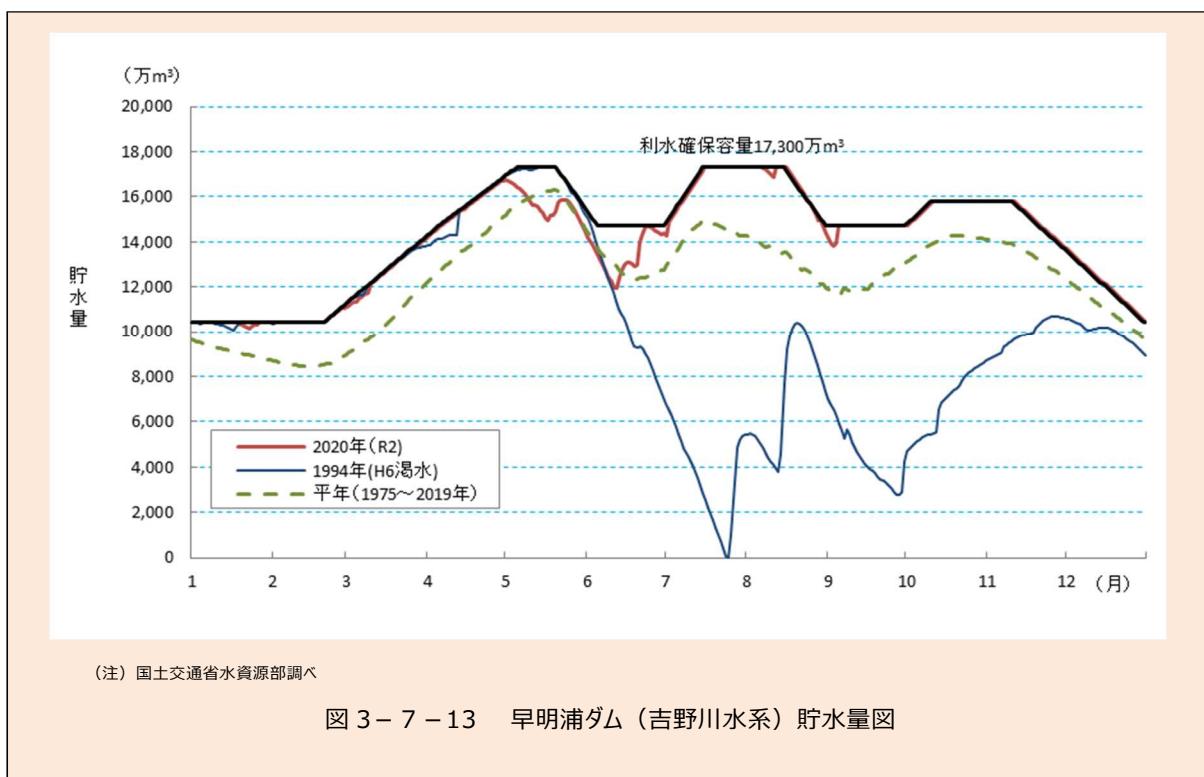
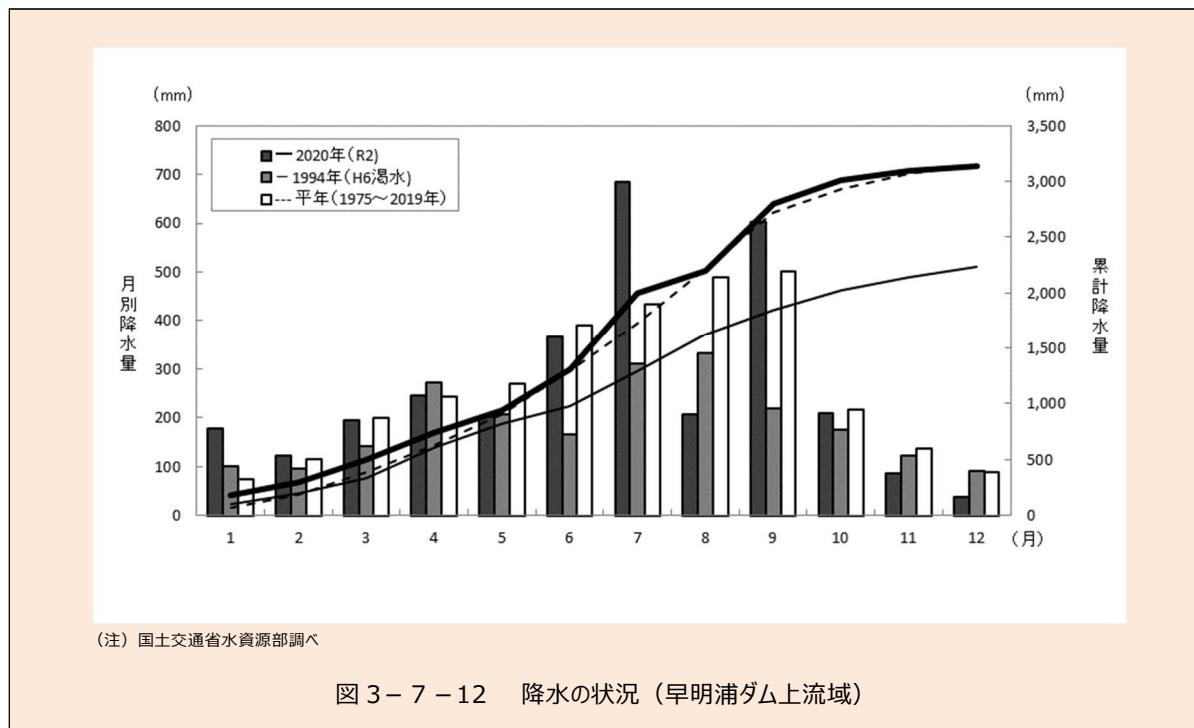
（注）国土交通省水資源部調べ

図3-7-11 日吉ダム（淀川水系）貯水量図

### e. 吉野川水系吉野川

早明浦ダム上流域における令和2年（2020年）の降水量は、5月、8月、11月から12月は平年を下回ったが、7月と9月の降水量は平年に対して158%と120%と多く、年間の降水量は100%と平年通りであった。（図3-7-12）。

早明浦ダムの貯水量は、5月から6月の期間に平年を下回ったが、それ以降は平年を上回った。（図3-7-13）。吉野川水系吉野川では取水制限を行わなかった。

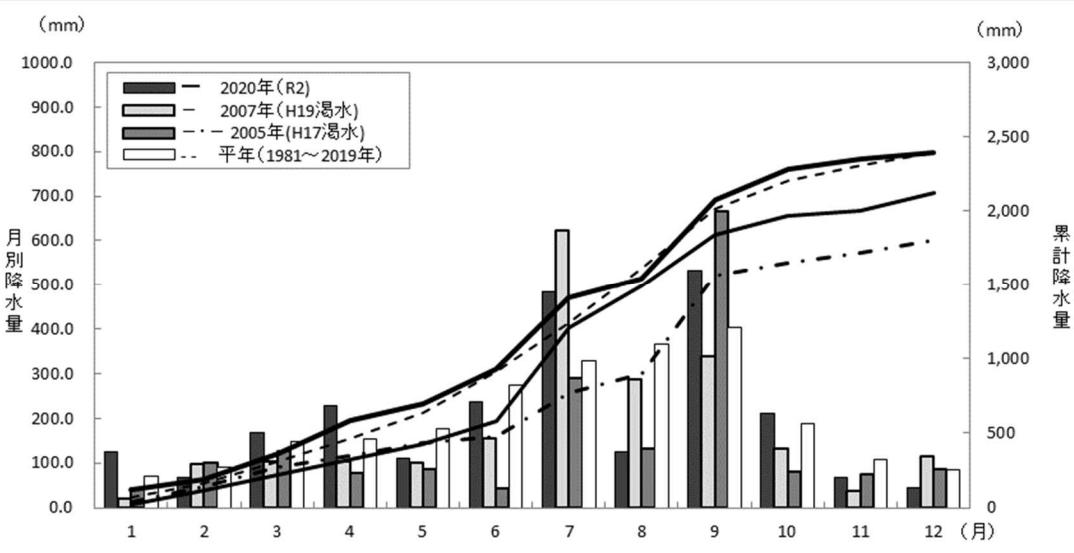


### f. 吉野川水系銅山川

吉野川水系銅山川の新宮ダム上流域における令和2年（2020年）の降水量は、12月、5月から6月、8月、11月から12月と平年を下回る月が多く、年間の降水量も平年の100%と平年通りであった（図3-7-14）。

貯水量は、7月に一時平年を下回る貯水量で推移したが、7月の降雨により回復し、それ以降は平年以上で推移した。（図3-7-15）。

吉野川水系銅山川では、取水制限は行わなかった。



(注) 国土交通省水資源部調べ

図3-7-14 降水の状況（新宮ダム上流域）



(注) 1. 国土交通省水資源部調べ  
2. 銅山川3ダムとは富郷ダム、柳瀬ダム及び新宮ダムを指す。

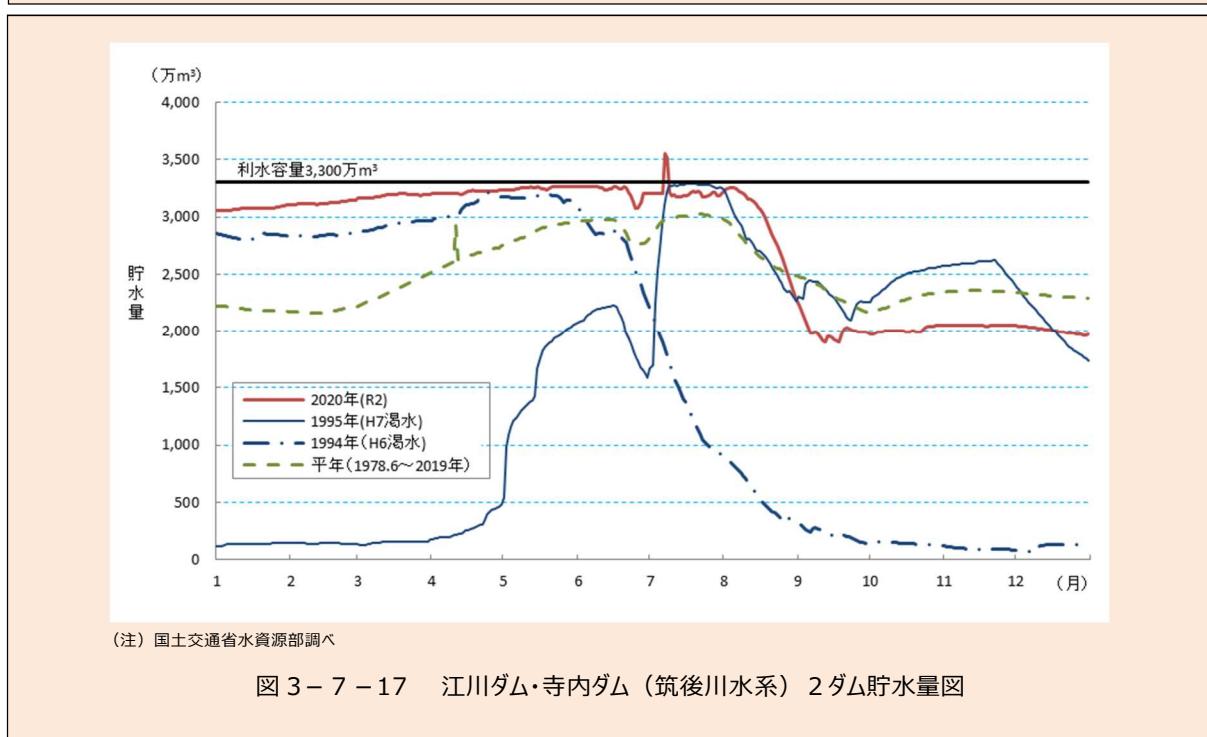
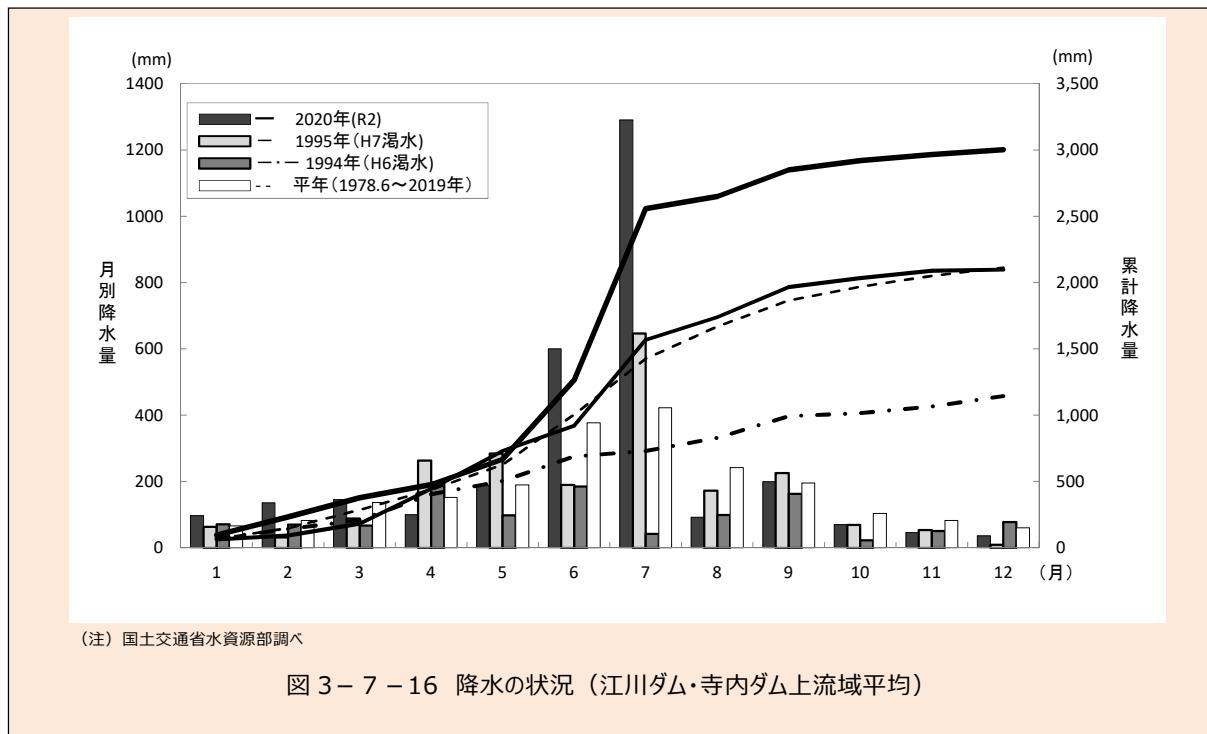
図3-7-15 銅山川（吉野川水系）3ダム貯水量図

### g. 筑後川水系

江川ダム・寺内ダム上流域における令和2年（2020年）の降水量は、1月から7月まで平年より多く、年間降水量も平年の約142%と、平年より上回ったが、8月以降は平年より少ないことが多かった。（図3-7-16）。

江川ダム・寺内ダムの2ダム合計貯水量は、1月から7月にかけて平年を大きく上回ったが、8月の降水量が少なく、8月終わり以降は平年以下で推移した。（図3-7-17）。

筑後川水系では、取水制限は行われなかった。



#### 4) 国土交通省渇水対策本部

渇水が発生した場合において、適切な渇水対策を円滑に行うため、国土交通省渇水対策本部（以下「本部」という。）を設置することとしている。

組織及び実施すべき措置等は国土交通省渇水対策本部設置要綱（平成25年（2013年）7月22日）に規定されている。令和2年（2020年）は、本部は設置されなかった。

#### 5) 渇水対策関係省庁会議

渇水に際し、関係行政機関等相互の密接な連携と協力のもとに各般の施策の連絡調整及び推進を図るため、渇水対策関係省庁会議を設置している。

会議の構成、議事等は渇水対策関係省庁会議設置要綱（平成17年（2005年）7月11日関係省庁申し合わせ）に規定されている。令和2年（2020年）には渇水対策関係省庁会議は実施されなかった。

### （2）災害・事故等に伴う影響の状況

水の安定供給は、地震や台風等による自然災害や水質事故などによっても影響される（参考3-7-8、参考3-7-9）。

#### 1) 地震に伴う影響

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災では、19都道県で断水が生じた。現在、津波により甚大な被害を受けた地域では、防災集団移転促進事業等の復興事業に合わせて水道施設の復旧が進められており、福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域についても、避難指示解除に向けて復旧が進められているところである。

なお、「平成28年（2016年）熊本地震」では、平成28年（2016年）12月14日時点で、熊本県等の7県で約44万6千戸の断水被害が発生した。農地・農業用施設関係では、農地は11,696箇所、農業用施設等は5,260箇所で被災した。また、平成28年（2016年）に発生した鳥取県中部の地震では、平成28年（2016年）12月16日時点で、農地は180箇所、農業用施設等は444箇所で被災した。

#### 2) 台風や集中豪雨に伴う影響

令和元年（2019年）の台風19号では、全国各地で浄水場の電気設備が浸水するなどの影響で、14都県で16万世帯を超える断水被害が発生した。

#### 3) その他事故等に伴う影響

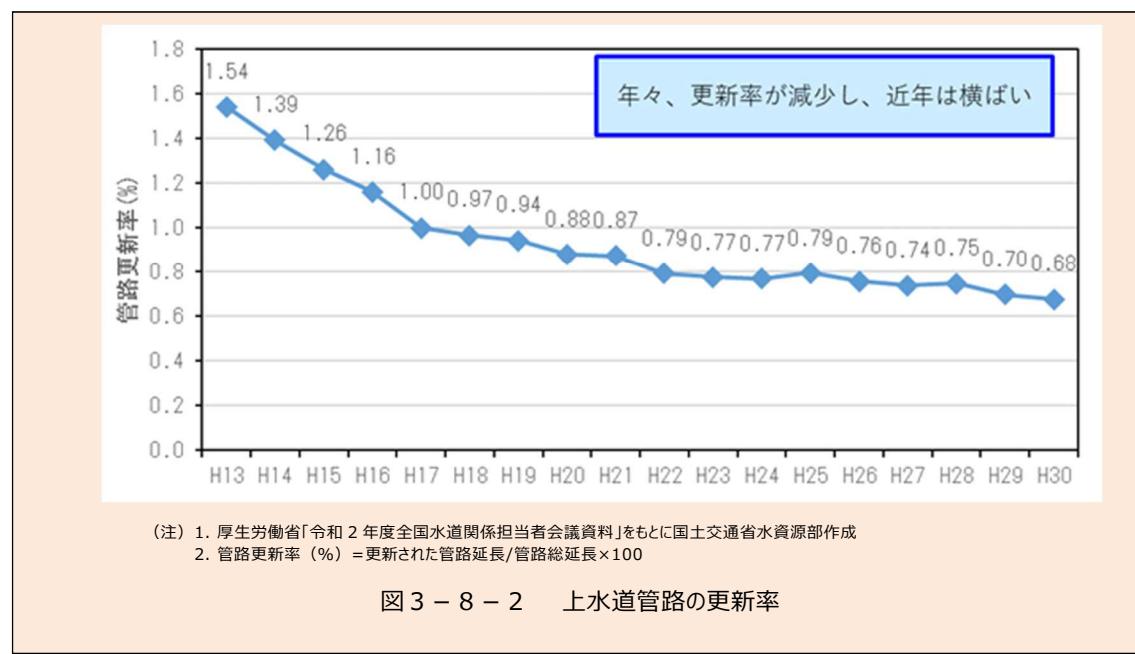
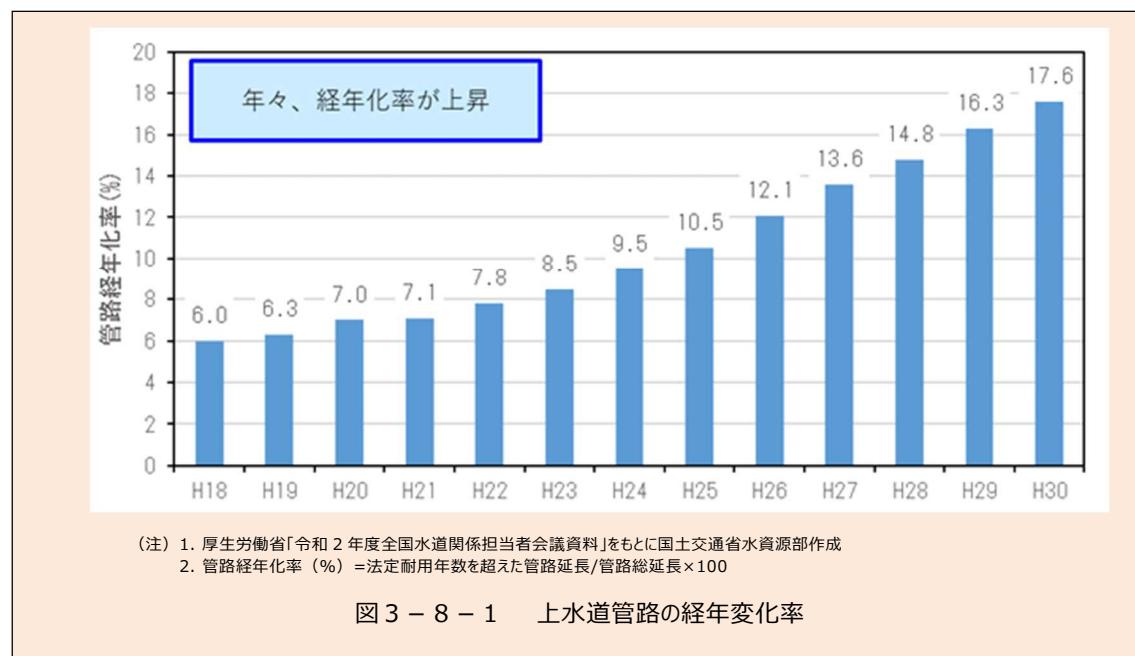
令和2年（2020年）の7月豪雨では、全国各地で土砂崩れに伴う管路破損や原水の濁度上昇等により、17県で3万7千世帯を超える断水被害が発生した。

## 8 水資源関連施設の維持管理の状況

### (1) 水道施設

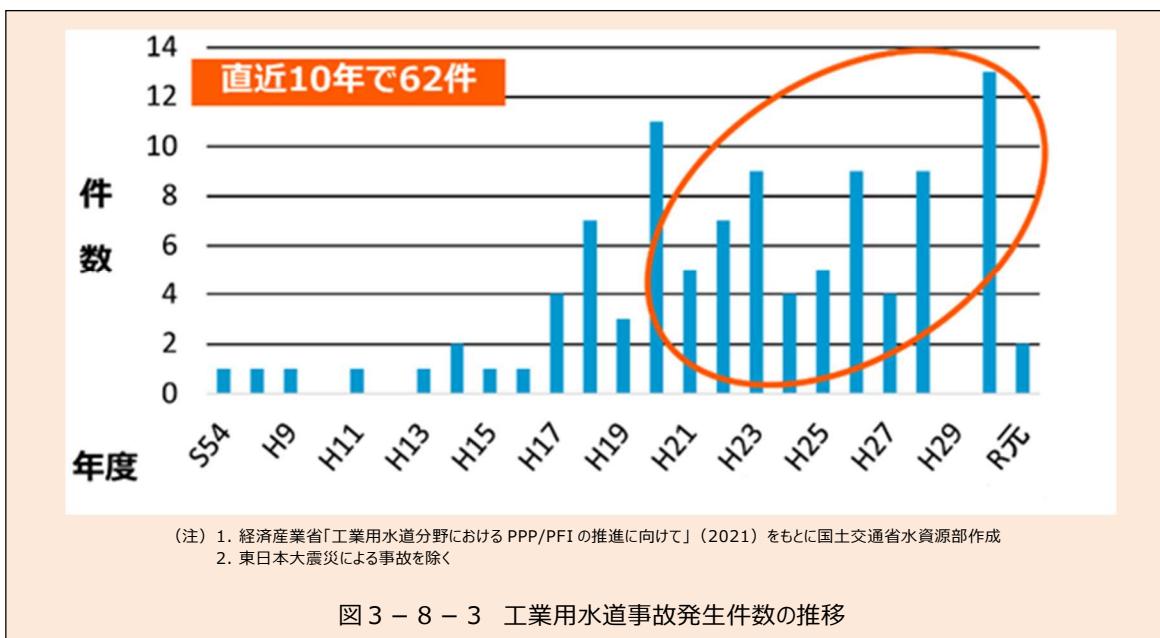
水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、管路の経年化率が上昇し、老朽化が進行している（図3-8-1）。一方、管路の更新率は年々低下傾向で、管路更新が進んでいない状況である（図3-8-2）。

水道施設における耐震化は、基幹管路と浄水施設は耐震化が進んでいない。配水池は基幹管路や浄水施設に比べ耐震化が進んでいる状況である（参考3-8-1）。



## (2) 工業用水道施設

高度経済成長期に整備された多くの工業用水道では、耐用年数を超過して使用している施設の老朽化による漏水等に起因する事故が増加傾向でしている（図3-8-3）。さらに受水企業の事業縮小や撤退等による需要の減少等により、管路の耐震化適合率は、約46%にとどまっている（参考3-8-2）。



## (3) 下水道施設

下水道整備の進展に伴い、管路延長は約48万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大している。そのうち標準的な耐用年数50年を経過した管路は約2.2万kmであり、老朽化が進行している（参考3-8-3）。

また、管路施設の老朽化等に起因した道路陥没の発生件数は、令和元年度には、約2,900件発生している（参考3-8-4）。

## (4) 水資源開発施設

水資源機構が管理する管水路などの施設で漏水事故は毎年発生している（参考3-8-5）。